

労働

21
5
22

①

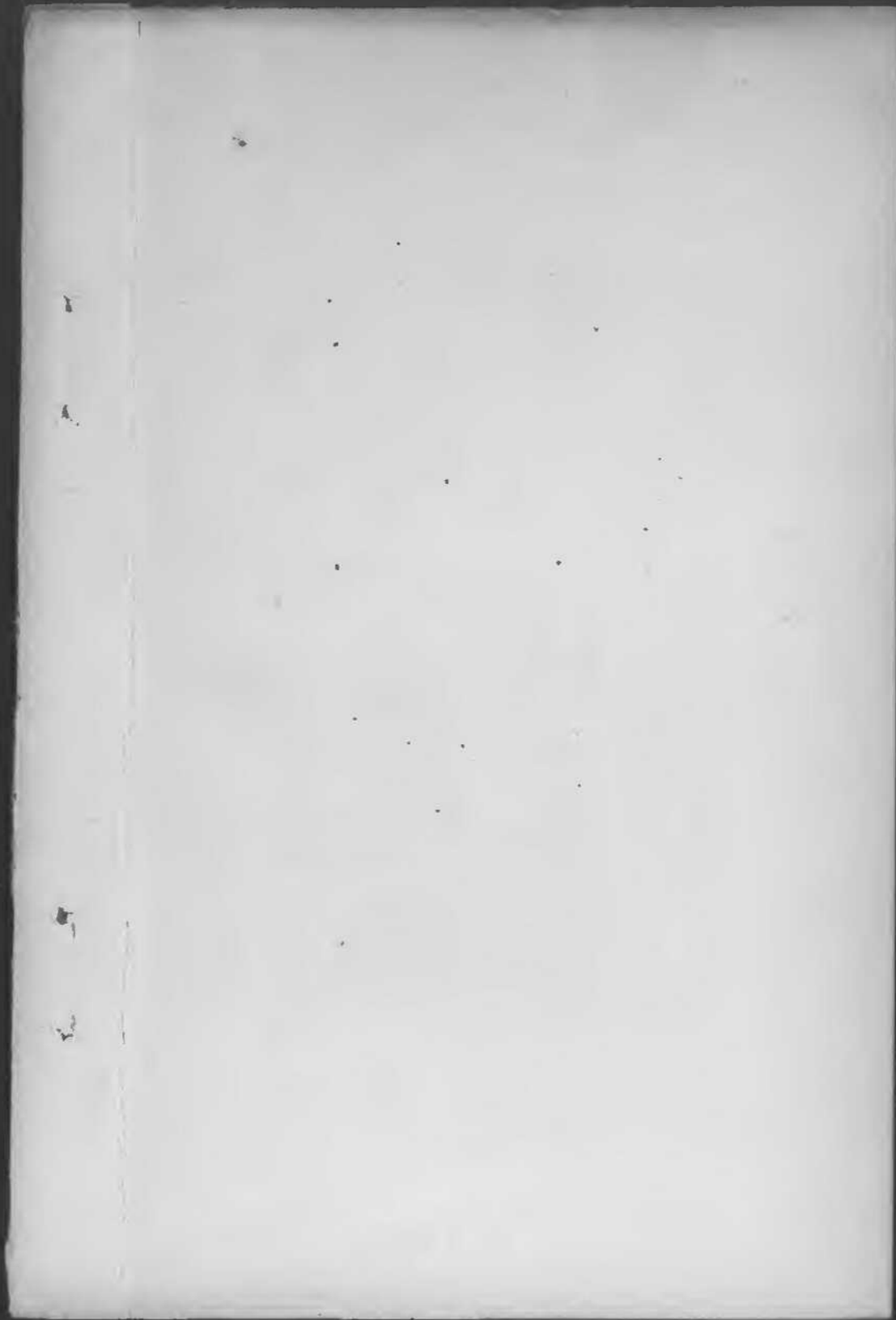
国立公文書館	
分類	内閣府 平成17年度
排架番号	4E
	35
	678



裏面白紙

労働関係

労働問題



労働

21-2年

1 労働問題

裏面白紙

(/)

目次

21年	
7月	○ 労働行政に関する一考察
9 16	○ 勤労署において取扱う失業者中生活困窮者の保護に関する件
10 9	○ 補償打切に因る企業整備に伴う労働対策
22年	
1 20	○ 労働調査(12月分)
1 28	○ 現下の労働不安対策
1 30	○ (一) 官吏その他の者の争議行為に関する件
2 10	○ 労働政策要綱
3 12	○ 日本における完全雇用問題
6 25	○ 雇用労働(案)
6 28	○ 失業手当法要綱
10 10	○ 雇用問題調査委員会開催について
10 23	○ 現下の失業問題 ○ 昭和22年11月29日札幌において炭鉱労働者に対しESS労働部ベツカー氏の為せる演説
11 30	○ 労働実態調査

労働問題

裏面白紙

()

労働
問題

経済企画庁

(1号・23行)

6

裏面白紙

昭和二十一年七月

労働行政に関する一考察
（労働立法よりの考察）

裏面白紙

一 労働立法の概観

(一) 制定時期

(1) 労働關係を規定した主な法規中最も古いものとしては、「鑛業警察」及び「鑛夫」の章を設けた明治三十八年の鑛業法をあげ得るが向法はこれらの具體的細目を施行命令に譲つてをり、施行命令たる鑛業警察規則（昭和四）、石炭坑鑛採取規則（昭和四）、鑛夫就業扶助規則（大正五）等はいづれも相當期間後の制定に係る。砂鑛法（明四二）は鑛法のこれらの章を準用するか、法的效果の關係は鑛業法と同じ。

なほ工場法（明四四）も、その施行法令の制定は大五年である。

(2) 一般的には、労働法令の制定は大正年代の末期より殊に昭和に入つてより、特に労働保護關係の立法は昭和四年乃至同六年の間に最も多い。

なほ、職業紹介に關する一聯の立法は後れて昭和十三年にされてゐる。

(3) 船員關係については、海員懲戒法（明二九）、船舶職員法（明二九但し、施行規則は昭和五）水洗法（明三二）等のやうに早くから一聯の立法がなされたが、これらは所謂労働立法ではなくて、人命保護のために海員等に一定事項を要求した如き組織的立法である。

(4) 昭和十四年以降の立法としては、わづかに船員保險法（昭和一四）のみをあげ得よう。

(5) 従つて大平洋戦争終結迄の我國の労働立法は、大正五年の鑛夫就業扶助規則に始まり、昭和十四年の船員保險法に終つてゐる。

(二) 労働立法の對準事項

労働立法の對準となるべき分野は廣汎且つ複雑であり、又その性質上今後新たなものも出てきようが、大體次のやうなものであらう。

○労働者の地位の向上

團結權の保障、團體交渉權の保護助成、労働條件の維持改善その他經濟的地位の向上

○労働契約に關する基準

○労働條件

労働時間、休憩、休日、有給休暇の有無

就業規則

寄宿舎等の設備

○賃金

最低賃金制

賃金の計算法及支拂方法

○就業扶助

就業扶助

退職積立金及退職手当

○労働者保険

○職場における安全と衛生の確保

○災害扶助（災害補償）

事業主の扶助に止めるか

社会保険を設定すべきや

○婦人及年少労働者の特別保護

○最低年令制

○徒弟制度

○就職確保

職業斡旋及び紹介

労働募集

完全雇傭

○失業社会保険制度設定の可否

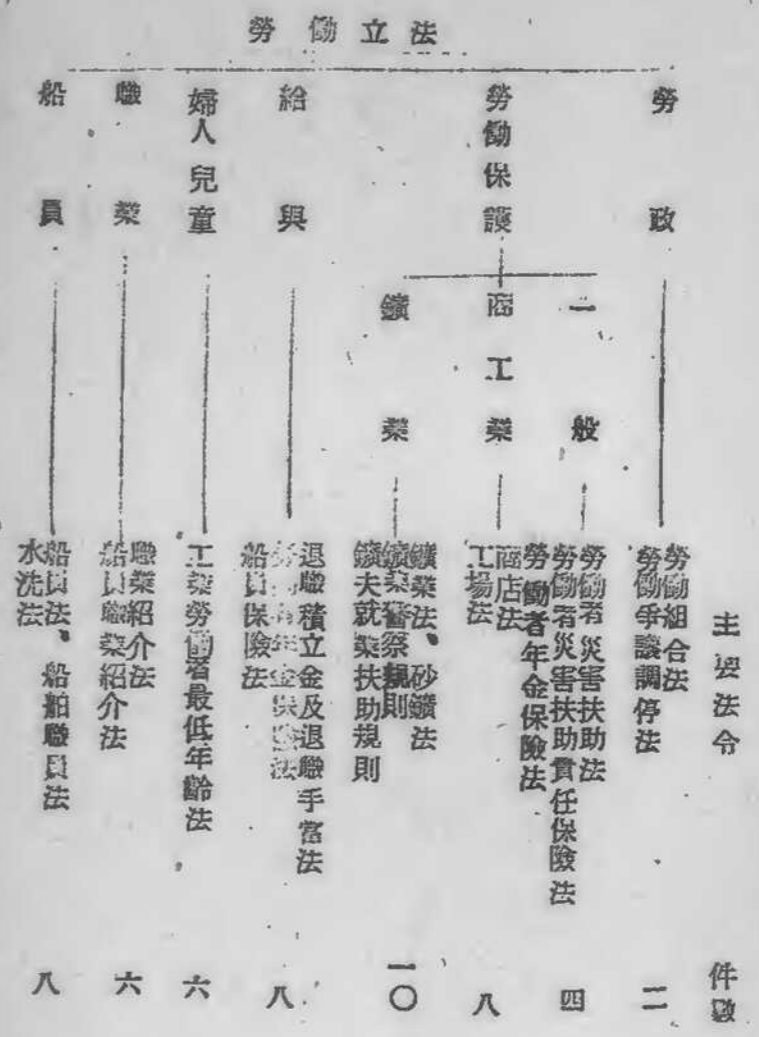
○労働争議

労働争議補、怠業補、争議調停

○その他

(三)労働法体系の構成（別表参照）

(四)我々主として労働立法の構成は一列として左図のやうに仕組まれやう（件数は別表に掲げる数による）



備考 右は大體の分類であり、例へば「労働保護」に分類した各法の中に、婦人兒童に關する規定を含んでゐる等々は勿論。

(2) 労働立法の構成上の特徴及び間題となるべき事項次の如し。

(1) 労働保護法令は

- 商工業 商店法、工場法その他
- 礦業 礦業法、砂鑛法その他
- 船員 船員法その他

の三種系に分れて立法されてゐること。

なほ、右の外、工業中においては、土木建築關係が、礦業中においては石炭關係が夫々一聯の法令群を有してゐることは注意を要する。

(2) このことは、三法令の法基盤たる事實關係が夫々特徴を有して相異り、一の法體系にまとめるに困難があつたことを示す。

(3) 船員關係は特殊の法基盤を有し、組織法的性格をもちつつ別個の法體系として發達し來つたこと。

(4) 労働保護立法の最初が礦業法として明治三十八年制定され、次に工場法が明治四十四年

最後に商店法の制定が後れて昭和十三年であることだ。三部門における労働保護の必要性の強弱を端的に示してある。

内閣條約が不合法規整として存在することは他の立法分野に比し特に顯著な相違を呈すること。

二、労働行政機構

(一)労働行政機構のタイプは次の四種類に分れる。

厚生大臣 地方長官

商工大臣 地方商工局長(鑛業法、砂鑛法その他)

逓信大臣 逓信局長(船員關係法令)

厚生大臣 地方商工局長

注目すべき點は

(1)労働保護法令關係の一部を除き一般には厚生大臣及び地方長官であること。

(2)労働保護法令關係の一部に於ては、事の性質に鑑み、一般所管大臣たる厚生大臣を排除して、當該事業の所管大臣がこれにめたり居ること。

(3)逓信大臣―地方長官のタイプが存在せざることと船員關係の特殊事情に基く。

(4)地方行政官廳は、その行政事務の種類の性格に鑑み、いづれも當該事業を所掌する地方

官廳がこれにめたり居ること。

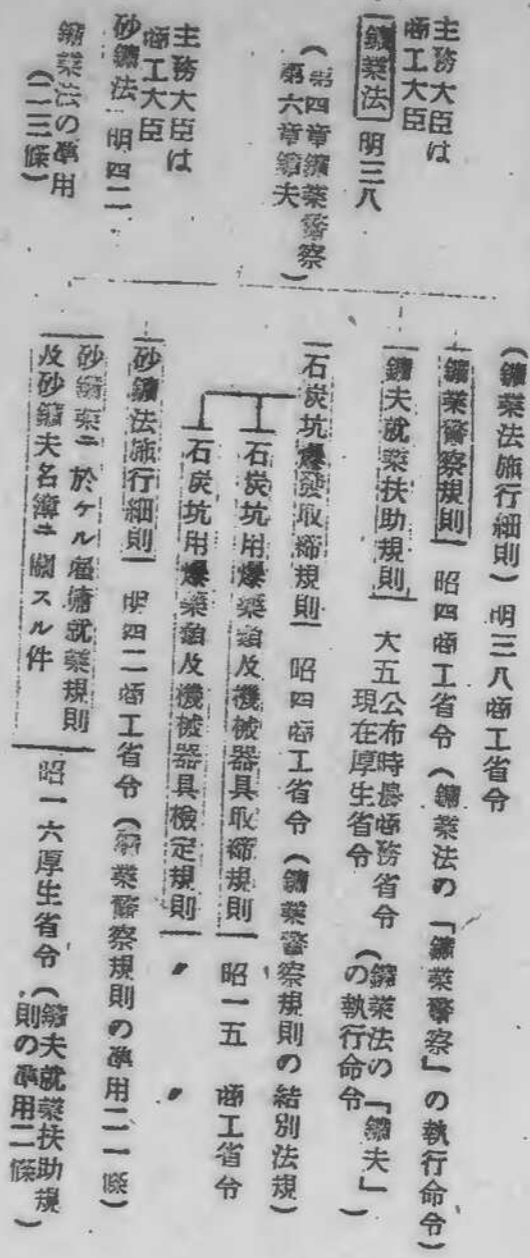
備考 世上地方嶺山労働行政のみが一般労働行政と異り、産産官廳たる地方商工局長の所管とされてあるやうに説く論者あるもこれは誤りであつて、むしろ、商工業關係の地方産産官廳が地方長官であり、礦業鑛山関係のことは嶺山監督局長であつたことによるかと考へるべきである。

(5)なほ、工場法の主務大臣も頭初は、農商大臣であつたこと(同法施行規則は大正五年農商省令として公布施行)は、大正初期における労働保護行政の趣旨を示すと共に歴史的興味を窺見す。

(二)戦時中は、労働行政(事實は労働統制行政であるが)の所管については統制がなされ、工場法、労働争議調停法、賃金統制令賃金臨時指指令その他の法令上の趣旨は、「軍需省所管企業に付ては軍需大臣」に委ねられていたことに注意を要する。但し、昭和二十年勅令五〇〇號により廢止。

三、山労働立法

〔山労働立法の法体系圖〕



〔主要鑛山労働法令の概観〕

(1) 鑛業警察規則

目的

建設物及び工作物の保安、生命及び衛生の保護、危害の豫防その他公益の保護

技術に關する管理

何所管官廳……商工大臣、地方商工局長

内容

- ― 安全澄係員
- ― 發破係員
- ― 衛生係員
- ― 坑内保安係員
- ― 坑外保安係員
- ― 機械保安係員

地方商工局長―採掘權者―技術管理者

の構成により特に職場鑛夫住宅等における安全に衛生の確保を圖るもの。

(2) 鑛夫就業の扶助規則
雇入及び解雇の條件

婦人及び年少労働者の特別保護
傭夫の労働条件（労働時間、休憩、休日、疾病者に対する措置等）
就業扶助

等について就業権者が設定すべき「雇傭就業規則」及び「扶助規則」を地方商工局長の許可処分にかけることにより、その適正を擔保す。

三 鑛山労働を規整する主たる一般労働立法

労働組合法、労働者災害扶助法、工業労働者最低年令法、退職積立金及退職手當法

四 鑛山労働立法の特殊性

- (1) 一併の立法を有し、一般及工業関係とは別個の特別法的確体系を形成す。
- (2) 労働保護法として我國最初のものを有すること。
- (3) 労働一般官廳たる厚生省設置後においても、鑛業警察における中央行政官廳は商工大臣たること。
- (4) 石炭山について特別の警察規則のグループを有すること。
- (5) 鑛業警察規則及び傭夫就業扶助規則の内容が他の一般法の規定に比し、細部にわたること。

と。

(6) 地方行政官廳が地方商工局長を有すること。

四 鑛山労働行政機構

(一) 中央行政官廳は、商工大臣と厚生大臣であり、その職權の分野は

商工大臣……………鑛業法（第四章）、砂鑛法（鑛業法の準用部分）、鑛業警察規則、石炭坑爆發取締規則等の施行による鑛業警察事務（鑛山の職場における安全と衛生に關する事項）

厚生大臣……………右以外の總ての事項

注目を要する點は

(1) 商工省官制には「鑛山労働行政」は特擧されてないが、鑛業警察に關する商工省の權限は、鑛業法に擧げられつつ第一條の「鑛山ニ關スル事務」に含まれてゐると解釋され得る。

(2) 鑛業法の主務大臣は一般には商工大臣であるが、「第六章傭夫」の部の主務大臣は現在においては厚生大臣であること。

(参照) 労働者扶助規則並びに砂鑛業ニ於ケル雇傭就業規則及砂鑛夫名簿等ニ關スル件
は厚生省令あり。

(四) 地方行政官廳は地方商工局長と地方官であり、その職權の分野は、
地方商工局長……：職場における安全と衛生の確保

労働事件

賃金統制、賃金臨時措置、退職積立金及退職手當

婦人及年少労働者の特別待遇

就業扶助、災害扶助

雇入及解雇

地方長官……：災害扶助責任除後、労働者年金

労働争議の調停

労働組合

注目を要する點は

(四) 地方における労働行政官廳は一般的に地方商工局長であり、地方長官は、特殊事項に

關すること。

この點は、中央における事業の分配と、たいしやてきをコントラストを示す。

(四) 労働組合法及び労働争議調停法においては、特別地方官廳に法令上職權を行はせる餘
地を存するも、原則として地方長官たるべきことを宣明し、且つ、その方針にて運用
しつつあることは、將來の方向を示すものといふべきか。

(四) 地方商工局長官制

備考 労働争議の調停權が海運局長に於いては海運局長に法定されることが注意す
べし。

五 労働省設置に伴つて惹起する問題の一考察
労働省設置の曉においては

(1) 地方における所管官廳は、地方商工局長一本とする事。

労働組合法、労働調整法等労働關係事務もこの例外とするべきではない。

理由 前述せるところにより明白であるが要言すれば、

我國鑛業生産形態の段階と地方官廳の生産現業的性格に鑑み、

(甲) 労働することは生産することであり、生産することは労働することである。

(乙) 従つて、鑛夫に關する諸多の労働問題は即鑛業に關する生産問題である。

(丙) 結局鑛山労働行政は、即鑛業生産行政に外ならない。

の一言につくされよう。(若しこれを地方長官に移官するならば地方商工局長は生産計畫を紙に書くだけの官廳ならぬ。)

但し、現行休業の如く、労働手金、災害扶助責任保險の如きは地方長官で可なるべきか。

(2) 中央における所管官廳については

(甲) 鑛業警察に關する事項は、これを生産省において所掌すること。

理由は、「職場の安全と衛生の確保」を目的とするこの事項は

(A) 自然的條件により危険な非衛生を免れ得ない鑛山においては、職場の安全と衛生を確保することは、鑛業生産を可能ならしめる前提そのものであり、従つてこれは謂はば「生産條件」に外ならない。

(B) 而るに、この「生産條件」即ち、職場における安全と衛生の發見は高層の専門的知識と經驗との下に生れるものであり、

(丙) 當然これは、生産官廳においてその方針と基準が決定され且つ、運用されなければならない。

(四) その他の鑛山労働行政は、労働省において、これを所掌すること。

理由 少くとも労働條件等(大體鑛夫就業規則において定むる事項)は、これを生産省において所掌せしむべきとする意見に對しては

(甲) 鑛山労働行政の目的は鑛夫に「人たるに値する生活」を保障することであり、従つて、この目的は生産の上位に置かるべきものである。

(乙) 労働者に對する「人たるに値する生活」の保障は労働省においてこれを所掌する。

鑛夫についても、この總括官廳において、他の工界労働者等との調整を保ちつつ人間的な生活確保の理念の下にその大體を決定すべきである。

丙 鑛業生産は、終局において鑛夫の人間的生活の粹の下に、且つ、その粹を破ることなく、遂行されるべきである。

即ち、労働條件等は鑛業生産の状況等との調整の下にはなく、人間生活確保の理念の下に、上から決定されるべきである。

丁 従つて、これらは生産省の所掌とする理由はなく、生産省は、労働省に對する意見の反映及び採用をなんらかの方法で確保されれば必要且つ十分である。

六 労働保護法制定に關する問題

五に準じて考ふべきである。

20

社發第七三一號

昭和二十一年九月十六日

各地方長官 殿

厚生省社会局長
厚生省勤勞局長

φ
T

12-4 17

220

勤勞者において取扱ふ失業者中生活困難者の保護に關する件

勤勞者において、その斡旋により、或る職をなし得ざる者下、生活保護法（生活保護法施行後）の適用を受けざる者
に對する生活保護を、迅速適確に處理し、失業對象の綜合

的運営に資するに、別紙の通り、労働署においで取扱う
失業者中生活困窮者に對する保護要領を定むるの事、そ
の実施を期するや、特段の御配慮ありたい。

勤労者にたいし、取扱ふ失業者中生活困難者に対する
生活保護要領

第一方針

勤労者にたいしその生活のより急進に就職を促し得る者
者、生活保護法へ生活保護法施行後、その適用を要すと
認めらるる者を発見し、その場合、速に社会福祉施設に
入り、その生活を保護するもの、左の要領により、その
関係機関を整備することをもその要領の指置を講ずるもの、と
す。

第二要領

一 関係機関の整備

(一) 勤労者と原則としてその勤労者所在地の民生委員(

職能委員と支店副長とにて常駐せしむること。
前項常駐民生委員の数が当該勤労指導管内における失業の状況を勘案しこれに定むること、するも最少一人を下らざるやう留意すること。

(二) 勤労指導員常駐民生委員の保護業務の遂行を円滑ならしむるに当り民生委員常駐室の設置その他出来得る限り便宜を供與するやう考慮すること。

二 手 續

(一) 勤労指導員取扱失業業者はこれに在り及その一に該当し長者たるを認見し長者とみな直ちに常駐民生委員の連絡すること。

(二) 勤労能力あるも就業の機会なく且つ生活に困難あり

三 考 察

(一) 身障者その他に就労の機会なく且つ生活に困難あり者

(二) 前項連絡を受けた長者民生委員は直ちに保護意見書を作成し関係市町村長と連絡すること

(三) 保護意見書を受けた市町村長は直ちに調査の上必要の場合には必要なる保護手續を自ら保護に開始すること

三 考 察 地

(一) 前項町村長及び民生委員は本事業の遂行に専ら力を注ぎ勤労指導の所欠失業対策と緊密一致の意を以てその実効を収むるに特に留意すること

(二) 要保護者の発見より保護の申請。伊豆及びその發動トイ夫
り一連の保護事務ヲ取扱ハクハ、極力手續の簡易化
ス。因リ窮乏時前ノ方以て迅速適宜ト且ツ即効的ト要ス
此其要保護者の発見と同時に金銭の給付その他必要ナ
ル保護の開始スルル方々ヲ特段ノ留意ヲ拂フこと。

(三) 常駐委員は各民生委員会の常務委員と常々密接なる連
絡を保ツルヲ留意スること。

補償打切に因る企業整備に伴ふ労働対策(三、一〇、二四條在)

一、企業再建整備を行ふ企業に於て従業員の整理を行ふ必要あるときは左の方針によるべきものとする。

(一)新勘定へ又は第二会社へに移される従業員数は新勘定へ又は第二会社に移される事業設備の稼働見込に必要員数とすべきであるが次のことを考慮する。

(1) 近き将来予想される企業伸張に必要な従業員は此の際新勘定に移し保有する。

(2) 労働時間は生産に支障を及ぼさず限り基本時間労働八時間迄これを短縮しもし災故、燃料費の他の条件が許すならぬ従業員の変替制による操業時間の延長を行ふ。

(二) 舊勘定に属する設備の管理に必要な従業員は残さずこればならぬ。

(三) 右(一)及(二)以外に従業員は企業再建整備法実施後概ね三月以内に整理する。

(四) 従業員の整理にあつては国籍、信條、社會的地位又は扶養家族の多数の故を以て差別的取扱をしてはならぬ。又従業員が労働組合員なること、労働組合の指導者なること、或は正當な組合活動をなしたことの故を以て解雇してはならぬ。

(五) 會社は解雇の範圍、順序等解雇の具體的基準を文書を以て労働組合其の他の従業員の意見を代表する者或は経営協議會がある場合これに提示して、その意見を

を徴し、之れを出来高に於て合理的ならしめ且了解を
求めむものとする。

二、中央經濟再建整備委員會の委員に労働代表を加へ企
業再建整備計画にその意見を反映せしめらる。

三、整備される従業員に對する貸付金等が給與資金であつて
自己資金等が賄へない場合には當該企業に取引金融機
関から融資することとし、取引金融機関が融資するこ
とが出来ない場合には復興金融會庫が適當な担保を徴
して融資するものとし、左記限度内にて行ふ

(一) 企業再建整備法實施の日までは

一ヶ月分の金額

(二) その翌月までは 一ヶ月分かつ三分の二の金額

又

(三) その翌々月までは 一ヶ月分かつ三分の一の金額

四、整理される従業員に對する退職金については左の方針
による。

(一) 引續き在職する従業員に對しては退職金を支拂つる
はならない。

(二) 指定時後三ヶ月以内で退職する者の退職金は旧勤定
り員権として指定時後三ヶ月以上を経過して退職す
る者の退職金は指定時後三ヶ月を経過した日を基準
としてその前後の勤続年数に應じて按分して旧勤定
及び新勤定の負担を定める。

(三) 指定時前確定した退職金の優先支拂をうける限度は
一人に於て一萬五千円とする

(四) 指定時後退職する者の旧勤定に属する退職金の優先
支拂の限度は左の各條の一によつて計算した額とす
る。但し一人につき一萬五千円を限度とする。

(1) 指定時現在において特別経理會社の退職金給與規
定によつて計算した額

(2) 指定時現在において特別経理會社が退職金給與規定
を有する場合は指定時前三ヶ月間の一ヶ月平均月
收額へ賞與其の他の臨時的給與を除くこと勤続一年
につき一ヶ月平均月收額の二分の一を加へた金額、
但し本人五〇〇円扶養家族一人につき一〇〇円の割
合で計算した額を下つてはならない前項の計算にお
いて勤続年数が一年未満たる場合はこれを一年とし勤

3

續年数一年以上の場合一年未満たる日滿数は月割計算とする。

(5) 指定時現在において特別経理會社の退職金給與規

定によつて計算した額が前項によつて計算した金

額より低いときは前項によつて計算した金額

前項の退職金計算の基礎となる勤続年数の算定は一
應解雇されて再雇傭された者については再雇傭の日
日から起算する

但し解雇の際退職金又は之に準ずる給與を支給されて
ある場合は前項の勤続年数を通算する

前項の規定は特別経理會社の退職金規程に特別の規
定がある場合は適用しない

(五) 優先弁済を受ける退職金は旧勤定からこれを支拂不

ことを原則とするも旧勘定において支拂が出来ない場
合に限り特別管理人の承認を受けず會社経理責任措置
法第九條の規定によつて設けた新勘定の未整理支拂勘
定に計上した額を限度として新勘定から支拂をすること
が出来ぬ。

(六) 退職金支拂の能力あるも資金繰上支拂が困難な場合は先
づ取引金融機関から借入れることとし取引金融機関から
借入が困難な場合には復興金融金庫が供給する。

(七) 退職金の調達支拂が出来ない企業に對しては退職者一人
に若干千円の割合をもつて計算した金額を限度として左
記により國庫から支拂資金を供給する。但し企業が調達し
得る金額を控除する。

(一) 退職金の調達の出来ない企業は退職金補給申請書
を主務大臣に提出する。

(二) 主務大臣が退職金補給の要あると認められた場合は必要な
金額を復興金融金庫より融資させる。

(三) 前述の融資は回収不能となる場合額は國庫が復興
金融金庫に對して支拂ふ。

號外

昭和二十一年十一月九日

経理局長 各部 第四部長

第五部長

各部長 殿

「補償」の「因る」企業整備に伴い「労務」
対策として「副議長」決定に因り「件」
「標記」労務対策「本月二日」別紙「通り」
「決議」決定に因り「御通知」する

内閣

33

世界經濟資料

勞
働

調

査

(十二月分)

經濟安定本部總裁官房調査課

22
1.20
8.6

25

一 國際労働問題

(一) I.L.O.の建築に関する産業委員会はブラスセルにおける
八日間の会議で、建築問題及び労働条件の改善について
の報告を採用した。当会議には十八ヶ国より百二十三名
の代表者が出席した。

(二) 國際聯合總會は十二月十五日の会議で、経済社会理事会に
に世界労働組合聯盟の発言権を認め、ソ聯提出の決議案
を審議し、英米兩國の反対にも拘らず之を採用した。
この決議案によつて、同聯盟は経済社会理事会に情報及び
問題を提出すると共に、聯盟に關係する経済社会理事会
の審議に参加することとなつてゐる。米國側はこの決議
案を實行すると世界労働組合聯盟が経済社会理事会に代

表を出してゐない国際聯合加盟國よりも優位に立つこと
になるといふ理由から反対し、英國は經濟社会理事会の
負担が重くなるといふ点で反対したものである。

三、世界労働組合聯盟は十六日の會議で、敗戦國の戦後労働
状態を調査のため近て日本及びドイツに代表者を派遣す
ること決定した。

四、極東委員会は十二日六日の會議で、日本の労働者が組合
を組織することを奨励する計画を採擇した。この組合奨
励案の採擇にあつては極東委員會議
國の中、アメリカ、フィリピン、中国、イギリス、オ
ーストラリア、ソビエトの大々國が最も熱心に支持し
他のメンバースも之に追隨して殆ど満場一致であつた。

二、労働爭議、労働問題

一、米 國

（一）炭坑罷業

前月に引続きルイスの公判が行はれたが、第五回公判
八月十二日三日）では裁判所はルイス及び組合に對する
法廷侮辱罪が成立することを決定し、第六回公判（四
日）では組合に三百五十万弗、ルイス個人に一万弗の
罰金刑之言が渡した。之に對しルイスは直ちに控訴
の手續をとつた。
一方炭坑罷業の影響は海外にも波及し、フランス、ベ
ルギー、イタリア、スイスは最も強い影響を受け、殆
ど各工場が作業を停止してなほ有様である。又米國政

府は石炭の消費節約を圖るため更に思ひ切つた措置を
考慮中であるといわれてゐる。

米國議會の一部議員はトルーマン大統領に対し、現在
の炭坑罷業を反政府的暴動として取扱ひ、上下両院に
直ちに之を鎮圧するよう要請するやうに提案し、とい
われる。又他の議員は政府に対し、(一)労働争議を解決
し、(二)政府に石炭の徵收配給権を與へ、(三)ワスラガ
ー・ホイヤー法が政府の措置に適用されぬ旨を明確にする
よう修正する、等の目的を以て特別議會を召集するよ
う勸告した由言明してをり、議會の労働争議に對する
態度の著しく硬化した事が注目される。
と日ルイスはトルーマン大統領と大審院に對し、突如

十七日間にわたる罷業の中止を通告すると共に、四十
万炭坑労働者に對し、現在の政府との賃銀その他協約
のもとに直ちに復業することを命じた。ルイスのこの
罷業中止の勸告は世論の動きと政府の強硬な態度によ
るものと推測されてゐる。

(2) CIO系三労働組合争議

CIO系の有力な鉄鋼、自動車、電氣、業の三労働組
合は第三次賃銀引上要求を提出する。これになり、三組
合首腦部は十一日ニューヨークで米日競争の重要協定
を閉じた。

自動車工業労働組合は
一時間給三十八引上へ引上げによる会社負担は一ヶ月

五億三千万円

ニ組合の手を設置してゐる組合員保障基金に對し、
社側から一ヶ年の總收入益の五分を寄附すること
を要求した。

又鉄鋼労働組合は一時間二十五仙の賃銀引上要求の交
渉を始めるといわれ、C I O の一九四七年の賃銀引上
は各重工業部門へ組しA F L 系の炭坑労働組合を除く
の殆ど全部にあたり労働時間短縮と賃銀引上を目標に
活動を開始した。

C I O の賃銀引上げ要求の根拠としてゐるものは、元
戰時動員局長官代理のフランク・ロバート・ネーサンの
一九四七年米國賃銀政策」と題する報告書であり、その

要旨として一九四六年の会社別労働組合の賃銀引上
会社側は生産品を値上げし、その二割三分の賃銀引上
げが可能であるといふにある。

之に對し全米製造業者協会副理事長ウィルソンが「
は、十二日資本家側の態度を代表して賃銀引上げ反對
意見を述べ、物價を現在のまゝ、又は引下げても賃銀
の値上げは出来るといふ議論は誤謬であることを指摘
した。又共和党上院議員ロバート・タフトもC I O の主
張に反對し、「産業利潤の余剰があるならば、それは勞
働者の賃銀引上げより物價引下げの形式において一
般消費者に轉嫁さるべきである」と主張した。
又C I O 系全米自動車労働組合は「フォード自動車会

社に対し、二億七千万円に上る不拂労賃支給訴訟を二月十三日より開始することになつた。同様の訴訟は引つづきゼネラルモーター社及びクライスラー社に対しても提起される筈である。この賃銀不拂部分とは労働者が工場の門に入つてから自分の仕事場に行く間の労賃でフォードについては六万の労働者が五ヶ年にあつて受取りなかつた賃銀であるといふのである。

(3) 海員罷業

海員罷業の最後のものであるシヤトルの罷業は六十八日間にわたりアラスカ行の船を停止せしめておいたが、十二月八日解決した。又二十一日C.I.O. 沖仲仕組合は二万名の西海岸沖仲仕

労働計数員のために生活費高騰のため一時期十四名の賃銀値上げを要求した。

一方太平洋C.I.O. 系海員料理人及び司野人組合總評議会では太平洋岸船主協会に二十五名の賃銀値上げを要求することになり三日発表した。この賃銀増加額要求は今週サンフランシスコで開催されたC.I.O. 系海員合同委員会の執行委員会のでめた政策に依つたものである。

(4) その他の労働争議

カリフォルニア州オクラハダのA.F. 系組合員の罷業は三日間つづいたが、組合側提案が承認され五日終了した。

(14) C-1の罐詰工場の労働者一万一千名は一時閉平均
五割の賃銀増加を要求し、カーデイ罐詰会社と新契
約を締結した。

(15) C-10の労働者組合は一時閉二十六仙の賃銀増加
を要求した。

(16) バルチモアの米國家主協会は家賃一五%値上げの要
求がいれられぬため近く罷業を行ふと表明した。

(17) ニューイングランド及び中部大西岸諸州における
綿織物従業員約九万名に対する賃銀は一時間につき
十仙の引上げを行はれることになった。

(5) 罷業による損害

米國經濟財團が發表した所に依ると、一九四五等九月

から、四月半に日におよぶ罷業による損害は、
米國労働者が失った賃銀額は、概して八百六十
万に達し、罷業件数は五百二十九万二千七百
つて失はれた労働日数は一億二千四百八十三万労働日
を失はれた生産額は莫大な額に上つてゐる。

同財團が上記算出の基礎としたのは、一日労働時間八
時間、一時間当賃銀一串である。尚戦後における莫大
産業による休業日数は、全休業日数の三割の程度に
過ぎないが、之によつて失はれた賃銀をの他は次のよ
うに莫大な額に達してゐる。

(1) 炭坑罷業 去る四月の罷業による炭坑業の損害は二
十億、炭坑夫自身の失った賃銀は一億四千五百

万弗であつた。

(四) 全米自動車労働者組合罷業 一九四五、年九月二十一
日から、一九四六年五月十四日までの間の自動車罷業、
に失はれた賃銀は、二億六千二百七十四百七十弗、
失はれた労働時間は一億九百八十一万三千四百十四時間
であつた。

(五) 全米電気ラジオ機械労働者組合罷業 本年一月十五
日から五月九日までに至る間の罷業に失はれた販売
高はウエスチングハウズ一社のみで、一億三百万弗
に達し、又ウエスチングハウズ、ギエネラルエレクト
リック及びゼネラルモーターズの一億二千万弗の労働
者が失つた賃銀は八千七百二十万弗であつた。

(二) 全米鉄鋼労働者組合罷業 本年一月二十一日から二
月十五日に至る間の罷業に失はれた賃銀は一億五
千五百二十五万弗、失はれた完成鉄鋼製品は十二百
万噸であつた。

(六) 全米農場施設金属労働者組合罷業 本年一月二十一日
から四月十五日に至る間の罷業に失はれた賃銀は千
四百七十六万弗であつた。

(6) 米国公事業業労資会議
米政府の招請により公共事業の労資両代表は十二月九
日ワシントンに会合し、労資関係安定に関する諸計画
につき懇談した。この公共事業の労資会議は今後他の
産業に先鞭をつけるものと思われ、今回の労資

会議の目的は輸送、通信、その他公共事業に於ける勞
資間の平和及び事業状況の確保に関する共同計画をた
てることである。

二 英國

- (1) ロンドン港のはしけ船々員は給料引上げを要求して九
日罷業に入りロンドン港は活動不能に陥つた。
- (2) 職業、社会機関の代表婦人約四百名は給料の平等を要
求する運動に乗り出された。九日ロンドンに集合した。
同機関は三百万人を擁してゐる。
- (3) 英國では供給大臣の管轄下にある二十二の工場等に週
労働四十四時間制が採用されることになつた。之は多
くの場合一週五日間労働の形になるだらう。

三 イタリヤ

ナポリ全市の労働者二十一万名は失業と政府の食糧政策
特に冬期の緊急食糧政策として政府が一日の食糧配給を
二百五十グラムから二百グラムに減少せよとしてゐる
ことに對する抗議として十二月十七日總罷業を開始した。
その日のナポリ港の活動は全く停止した。十八日政府
は食糧供給の改善と失業救済を確約したので労働者は罷
業停止を宣言した。又二十一日緊急閣議の結果、復員兵
士恩給と官公吏給料の引上げが決定され、社会不安は若
干緩和された。

四 中國

(1) 中國製造業者協会は國際労働規則に従ひ中國の工場

働者に一日八時間労働制を施行するよう勧告した。之は十二時間以上の労働を強制されて来たことが発見されたためである。

(四) 上海の絹織りヤス及び織物工場従業員は手当支給の要求が容れられなかつたため罷業に入つた。

(五) 濠洲

濠洲の労働者は一週七シリングの基本給の増加を得た。その増加額は一年總計二千六百ポンドと豫想されてゐる。

(六) ガテマラ政府は合同果實会社及び中央アフリカ國際鉄道
の従業員が主に罷業に入らうとしてゐるのに従して、
十二日罷業禁止令を公布した。

三、労働立法の動向

米國に於ける各種の罷業、特に鉄炭産罷業は莫大な損害を
もたらした。又罷業の結果政府には勞資の争議を大衆の利益
のために處理するに有效な方法のないことが判明した。勿
論労働者の本質的権利は尊重すべきであるが、権利の乱用
はついては何らかの対策が講ぜられなければならぬとい
ふのが一般の意見である。

来る一月三日より始まる米國の新議會には之に関する多
くの提案が出されるものと予想される。
一 民主黨フルブライト、共和黨マーグソン両上院議員の
提唱する案、之は特別労働裁判所を作り、國民經濟を破
壊せしめるような産業の争議(例へば炭産、公共事業)

は之に提訴する。而して労働契約に違反したものは勞費
何れを問はず處罰する権限を裁判所に與へる。

(二) ヲアジニア州選出民主黨下院議員ハワード・スミスはニオ
日トルーマン大統領と会談し、一日の議會に労働取締法
案を提出すると發表した。法案の内容は公益事業及び同
関連産業における罷業を禁止し、クロード・シヨップ副
は「現在の労働独裁を作り出した原因であるとしてこ
を廢止、更に一産業部門全体を対象とする勞資交渉を禁
止しようとするものである。

又トルーマン大統領との会談をワグナー法の改訂問題
について、意見が交換され、大統領は労働組合と企業
家間の立場を平等にし、一般大衆の利益を保護するよう

3. 茲方向に同法を大幅に改正することに同意したといわれ

(三) 全米製造業者協會は二十四日同協會年次會合の報告を發
表した。戦後の米國經濟と労働攻勢の關係を論じて同
報告は現行労働法の修正又は廢止を強調しており、特に
労働団体交渉権を規定するワグナー法、(四) 週四十時間労働
を規定する賃銀時間法、(五) 労働争議における停止命令の
行使を禁ずるノリスラガーデイア法の三法律の即時撤廢
を要求してゐること、この製造業者協會が共和黨の中
野新議會に強力な発言権を行使するものと豫想される
こと、からして注目に通ずる。

四、雇傭問題

(一) 米 國

(1) シュエレンバツク労働長官の十二月十日の言明によれば、現在米國の労働人口は六千百万乃至六千二百万人で、その中五千七百万乃至五千八百万人が就業、二百五十万人が軍務に服し、合計雇傭者数が五千九百五十万乃至六千五十万人と事実上完全雇傭が維持されたとある。

(2) 米國勞務局十六日の發表によると、十一月中の米國非農業労働者数は四千九百十四万と新記録を出した。之を前日に比べると七十万の増加である。又第二次世界大戰參加男子兵員一千三百三万の既に一千万三十八万が

復員し、この中一千六十八万が就業し、農業への新業者は七十七万であり、七十万は失業しているとある。

(二) 英 國

昨年未までの男女復員者数は百五十万をふり、現在は四百三十万に達してゐる。尚二百三十八万五千名は軍務に服してゐる。

十月現在の英國の失業者は僅かに約三十六万五千名であり、その大部分は轉業運動をしてゐる。

(三) 日 本

ブラウウ紙は二十七日ソ聯は新五年計画遂行のため中央地区に於てゐる労働者特に技術者をウラルシベリヤ極東の新工業地帯に大量に移動させることを示唆した。

(四) スイス
スイスは九日國民就業保證計画面案に對する國民投票が
行われたが、贊成十二万四千票、反對五十二万四千三百
三十六票と同案は否決された。尙今回の投票率は首推者
の五十四%にあたり、國民就業保證計画面案に對し提案
者側は之により定案が防止せしむること主張してゐるが、反
對論者はこの種の法律を作すのは独裁國家だけだとして
ぬき

五、住宅問題

(一) 米 國

米國の住宅建築は順調に進捗して居り、釘の不足も緩

和されて、復員者緊急住宅計画面目標百二十万戸の中本
年末までに百万戸建築に着手される見込みあり
(2) トルーマン大統領は住宅建築の促進をはかるとして、
日復員兵士住宅建設計画を改訂し、復員者以外の自
住宅用家屋建設を許可することになつた。之と共に新
家屋賣却について一萬弗の最高制限を撤廢し、家屋建
設についてその他の制限をも撤廢した。復員兵士は
新家屋の買入れ又は借入れについて優先権を認め、一
九四七年においては貸家のための建築が特に奨励され
る筈である。貸家建築については資金を、他から得る
援助が行はれることになつた。

(二) 英 國

(三) 聯

(1) 英國でも住宅建築は進捗してゐるが、未だ要望通りに進んでゐない。最近の数字によると一九四五、三月以降二十ヶ月間に建築された戸数は十五万八千五百戸であり、この中四万八千二百戸は永久的な家屋であり、残りは一時的な家屋である。又戦災家屋の整理されたものは六千五百戸である。

(2) 英國十一月中の新建築戸数は約一万八千戸であり、十月に比して三千戸少ない。その半数以上は一時的な家屋である。又十一月中の建築中の家屋は十月より六千戸多い。十二月現在の建築中の家屋数は二十一万四千戸である。

スタールディングラッドにおける住宅施設は戦時中約三分の一破壊されたが、現在着々新住宅を建設してゐる。同年は来年より毎年三十二万五千平方メートルの住宅地が割当てられることになつてゐる。

六 移民問題

(一) 一九四七年にイタリヤ労働者二十万名をフランスに移入する協定がフランス、イタリア間に十二月二日締結された。

(二) 豪洲聯邦及び州の移民に関する会議が十月六日開催され、一九四七年における移民の各州への分配問題を討議した。移民相は同会議で「来年度の移民十三万名の中四万六千名に付しては職があらう。併し全員を輸送する」との目標

難である」と語った。

(三) アルゼンチンは今後十年間に歐洲より四百万人の移民を受け入れる準備のため、アルゼンチン使節が歐洲に派遣された。この計画はペロン大統領のアルゼンチン發展五年計画に關聯してある。同使節の報告によると、移民が許可されることにならざらう。

21.22 ①
②

現下の労働不安対策 (三三三三ハ)

北岡壽逸

労働不安の根本原因

現下我國の労働不安の根本原因は官公従業者その他統制下正業に服する勤労者の収入が余りに低く最低生活が保障されず他方
に於て農民 漁民 商人その他独立営業者にして統制に服さざるものが巨利を博して

84

インフレを昂進せしめ、その間不公正、不
均衡の甚しきにある。

禍の根源は(1)敗戦に依る窮乏化、(2)人口
過剰、(3)生産不振、(4)進駐軍負担、賠償
負担等にあるが、(1)は対策は無く、(2)の
対策は急に効果が挙げず、(3)及(4)の対策
は凡ての人の普く認識する所であるから
本小文の外におく。

29 8.2

対策 第一案

現下の富の分配の甚しき不公正は戦前の如く資本家と労働者、有産者と無産者との間に非して、統制に服するものと、統制に服さざるものとの間にある。故に根本的対策は統制経済を整理し、必要にして且実行可能なる統制のみを残し之を完全勵行し、他を自由とし、租税その他通常の社会政策的

手段によつて富の分配の公正を図るにある。然し現下我國の政治力を以てしてはそれは不可能ならば左の第二案を實行すべきである。

対策 第二案

官公従業者その他統制下正業に服する勤労者の賃銀俸給を標準生計費索引上げへ少く

も平均二倍程度となるであらう。勤勞所得税を軽減すると共に、左の方法に依つて統制に服さざるもの、巨大購買力を吸収し、官公従業者待遇改善の財源に充てると共に、インフレを防止する。収入に餘裕を生ずれば、公共事業及民間産業資本に充て、産業振興、失業防止を図る。

二、財産税の補充税として昨年三月の財産申

告以後増加したる財産に対し略同率の財産税を課する。

三、地租が殆んど無意義のものとなり、地主は担税力を失つたから、之に代るものとして耕作者に対し現在の實際収入を基準として収益税を課する。

三、漁業者に対し、も同様現在の實際収入を基準として収益税を課する。

四、營業税も右同様現在の實際收入を基準として大幅に引上げる。

前三者の収益税は所得より差引き重複課税は避ける。

五、戦災を免れ住宅の居住者にその家賃へ又は推定家賃へと終戦後の建設住宅の家賃との差異を標準として二割乃至五割の住宅税を課する。

六、一般賣上税、飲食税、遊興税を勵行出来る程度に課する。

七、煙草の配給を全廃又は減少し自由経済価格を以て販賣するもの(ピース、コロナの如き)を多くする。

八、酒、麥酒、砂糖、サッカリン、ズルチン、其の他の奢侈品にして生産費と経済価格との間に大差あるものを專賣とし自由経

裏面白紙

・ 洋酒格を以て販賣する。

九、自家醸造を嚴禁するか、課税する。

一〇、所得税に公表制及インフォーマー制を採
用して逋税を防ぐ。

内閣閣甲第四十一号

昭和二十二年一月三十日

内閣書記官長

経済安定本部総務長官殿

(一) 官吏その他の者の争議行為に関する件

労働関係調整法第三十八條に依つて争議行為をなすことのできない官吏その他の者が法律に違反して争議行為をなしたときは服務違反として懲戒処分を爲さねばならぬこと、なるのであつて法律の執行に当るべきものが自ら申告して法律を無視し之に違反する行動に出るが如きは國家組織の根本を破壊し社会全般の秩序に重大なる悪影響を及ぼすも

のであつてこの点は官公吏の本質に関するものであるから軽々に看過することの出来ない重大事であると信ずる。よつて今回中央労働委員会と連絡し政府の同法第八條及第三十八條の適用範囲に関する解釈が別紙のとおり明確にされたいこの機会に改めて全関係職員に個々に百の趣旨を周知徹底せしめ違反行為の生じないように至急適切なる方法を講ぜられたい。

(二) 労働関係調整法第四十條の適用に関する件

標記の件について本日別紙のとおり閣議了解事項として決定した。右命によつて通達する。

労働関係調整法第八條及び第三十八條の適用
範囲に ついて

一 第八條の「公益事業」の範囲

(一) 運輸事業

(1) 運輸事業にして公益事業と認められるものの範囲は
概ね左の通りとする。

(イ) 一般公衆の需要に應じ、鉄道軌道により、又は一
定の路線を定め定期的に自動車を行し、若くは
命令航路その他公共の爲不可欠なる航路により、
旅客又は貨物を輸送する事業、但し遊覧のみを目
的とするものを除く。

(ロ) 小運送業（鉄道若くは軌道のなす物品輸送又は此
等の運送機関と通運送を爲す運送機関に依る通物
品運送の運送取扱業又は運送代弁業及び鉄道又は
軌道に附随し又之を利用して爲す陸上の物品運
送業）

(ハ) (イ)及び(ロ)の事業を一体となす港湾運送業（海上運
送に附随して貨物の船積又は陸揚げのため、荷捌
積卸又は解又は艀船による運搬をなす事業及びこ
れらの作業の請負をなす事業）

(ニ) 前各項の事業には、その事業遂行に不可欠なる信
号、監視（以上燈台によるものを含む）通信及び
修理保全等の業務を含むものとする。

(2) 従つて左の如きものは公益事業と認めない。

(イ) 会社、工場、事業場、官公衛等が専ら自己の業務

上の用に供するた力行小運輸事業

(ロ) 路線を定めず、若くは定期的でない貨物自動車運

送事業（小運送業として行はれるものを除く）及

び旅客自動車運送事業

(ハ) 馬、牛、荷車、リヤカー、人力等による運送事業（小

運送業として行はれるものを除く）

(二) 郵便、電信、電話の事業

(イ) 郵便（運送を含む）電信、電話の事業として公益事

業と認められるものは、一般公衆の需要に應ずるも

ののみとし、その事業には、その事業遂行に不可欠

(2) の修繕、保守、補充等の業務を含むものとする。

従つて会社、工場、事業場、官公衛等が専ら自己の

業務上の用に供するた力行小電信、電話の事業は公

共事業と認めない。

(註) この標準により警察通信は公益事業でなく（行

政事務に属す）又鉄道電話は電話事業としては

公益事業でないが、運輸事業の一部として公益

事業と認められる。

(三) 水道、電氣又はガス供給の事業

(1) 水道、電氣又はガス供給の事業にして公共事業と認められるもの、範囲は左の通りとする。

(1) 直接一般公衆の需要に應じ、水、電氣又はガスを供給する事業

(2) 前号の事業に対し、その事業用として水、電氣又はガスを供給する事業

(3) (一)の運輸事業に電氣又はガスを供給する事業

(4) (二)の郵便、電信、電話の事業に電氣を供給する事業

(5) 前各号の事業には、その事業遂行に不可欠の修理保全等の業務を含むものとする。

(2) 供つて会社、工場事業場、官公衙等が専ら自己の業務上の用に供するため行ふ水道、電氣、ガス供給事業は公益事業と認めない。

(四) 医療又は公衆衛生の事業

医療又は公衆衛生の事業にして、公益事業と認められるものの範囲は疾病、傷痍の治療、助産、傳染病に關する予防、消毒及び汚物清掃並びに埋火葬等の業務とする。

二 第三十八條の適用なきものの範囲

第三十八條の適用範囲の認定は尤の基準によるものとする。

(1) 本来の行政及び司法事務に従事する者並びに本来の行政及び司法の事務の遂行に不可欠の補助事務に従事する者は適用を受けるとする。

(2) 國又は公共団体の行ふ企業の中これと同種のものか現に民間企業として行はれてゐるもの及び企業の性質上民間に於いても行は得る事業に従事する者は適用を受けるとする。

(3) 右により第三十八條の適用の有無の認定が困難なるものについては、國又は公共団体の行政又は司法の事務

に従事する官公吏その他の者の争議行為により國政の停廢することを防ぐ労働関係調整法の立法趣旨と、労働者の団体行動を保障する憲法第二十八條の精神とに基いて之が認定をなすものとする。

右の基準により概ね左記のものを第三十八條の適用なきものとする。

(一) 尤に掲げる官公署及び官公署所屬施設の業務に従事する者

(イ) 官公署

(ウ) 運輸省関係

尤のものを除く全部

大臣官房、海運總局、陸運監理局（自動車部圖書

課を除く、高等海員審判所、地方海員審判所、海運局、同支局及び出張所、海運監理部、製冰監督事務所

(四) 逋信省関係

左のものを除く全部

大臣官房、電波局、航空保安部本部、並びに逋信局及び逋信管理部に於ける電波に関する監督事務担当の課又は係

(一) 大蔵省関係

専賣局、地方専賣局、同支局及び出張所、印刷局、造幣局、同支局

(二) 都道府縣市町村関係

交通、電氣、水道、ガス事業の経営を專管する局、部、課

(2) 官公署所属施設

(イ) 試験所、研究所、その他調査研究施設（但し検定事務に従事するものを除く）

(ロ) 學校、講習所、その他の教育養成施設

(ハ) 工場、事業場、その他の工事作業所及び倉庫

(ニ) 公園、運動場、病院、療養所、保健所その他の公共保健衛生施設

(ホ) 圖書館、博物館その他の公共文化施設

(ヘ) 市場、食堂、浴場その他の公共福利施設

(ト) 養老院、その他の社会事業施設

- (4) 職員の共済福利施設
(5) (一) 以外の官公署及び官公署所屬施設の業務に従事する者の中尤に掲げる者及びこれに準ずるもの
(イ) 給仕、小使、掃除婦、その他の雑役従事者
(ロ) 門衛、巡視
(3) 昇降機、自動車の運轉手

備考

本件は中央労働委員会と連絡したものであつて、今回の官公職員のゼネストに対しては、之に基き取扱うものとすること。

労働関係調整法第三十六條乃至第三十八條の規定により法律上明瞭に禁ぜられてゐる争議行為については、司法第四十條の規定は、適用がない。

昭和二十二年一月三十日
閣議了解

(参考) 労働関係調整法(抄)

第四十條 使用者は、この法律による労働争議の調停をなす場合において労働者がなした発言又は労働者が争議行為をなしたことを理由として、その労働者を解雇し、その他これに対し不利益な取扱をするこゝとはできない。但し、労働委員会の同意があつたときはこの限りでない。

121

21 22 23
30

労働政策要綱

一 最低生活の保障と勤労者配給の優先

労働政策は社会政策分配政策たるを、工業政策生産政策たるを問はず、労働者の最低生活の保障を基本要件とする。各種産業及官公営業員の大幅の給与引上げは行われ
たが、尚給与の低い者に就ては合理的最低生活費（其の
具体的標準は給与を基礎として決定する）を基準として賃銀
を引上げる必要がある。

然し賃銀の引上のみは従つて生活の安定を期し得ず、
その其のほかに、
いかり、
副に助する賃銀率の生活者たるに
副に助する賃銀率の生活者たるに

Handwritten signature and scribbles.

52 2.2

配給を増進すべく、之に依つて独立増産若其他規制に依り、
せざる國民階層との間の互換性への甚だしい差異に依り、
不公平を除去するべきである。

二 規制の強化と増税

(1) インフレの防止の爲にも、(2) 規制を助する勤勞者
と規制に助せざる國民階層との不公平を除去する爲にも、
規制を強化すべきは三つ違もない。
然し規制の強化の必要は充分其の目的を達しない虞が
あるし、且つ奢侈的消費の抑制及財源上の必要の爲にも
此の際大増税への租税的専売を含むべきを敢行すべきである。
因より増税の爲に、健全なる生産資本を以て上乗ふことな
き様所得税と相続税の増徴を避け左の如き方法を採るべ

一 べきである

- (1) 酒煙草の配給を廃し、自由競争を以て取替へ、
砂糖、サツカリン、ブルチンの如き奢侈品に對しては、
皆と経済価値との間に大差があるものを専売とし、自由競争
を認むるを以て取替へること。
 - (2) 耕地、山林、山材、山産物、商業、農林、工業、
入を指定して、地租増徴に依り、収益税を課することへ
尤も完全規制に服する者には減免すること。
 - (3) 昨年三月の選の財産増徴に對し、一、所得の財産税を
課すること。
 - (4) 本邦に於いて有する奢侈税を課すること。
- 三 生産増進の奨励と労働組合の健全化

インフレ防止の正道は生産増加にある事は云う迄もなく、之が爲に各種の施策が行はれて居る訳であるが、労働の面よりには賃額増進を改め労働意欲を昂揚せしめると共に、労働組合を健全化して生産に協力せしめる事が絶対的に必要である（日本プロレタリア運動の必要）

元来労働組合は生産が停滞に行はれて居ると、資本の勢力の大きい事を前提として労働者の取引力を強にするを本質とするものであるが、現時我國の如く生産起らず、資本の勢力が弱体化したに拘らず労働組合が幾多ある状態を遂り争奪面のみが強化する事は生産を阻害する事甚しい。宜しく労働組合を我國現実に即応せしめなければならぬ。之が爲には左の如き万策が必要である。

（尚世の方策もあると思はれるが論議を省く。）

- 一、経済の突進と平易なる解説を發表し一般労働者の自覚に導くこと。
 - 二、労働組合法を改正して組合の組織活動を自主的民主的に存らしめ、少数の硬派分子が全権を早いもの如き現状を打破し硬派分子の勢力を強めること。
 - 三、労働組合の勢力を承認し組合幹部を賞状ある地位におき、國防の責任を付與せしむること。
- 對人策として先業対策
- (1) 雇率補償打切、(2) 賠償昇進、(3) 賃額引上と公定
 - (4) 酒税の抑制、(5) 資材の重点的配給、(6) 資金の緊縮
 - (7) 新政府の軽減率の爲元を促進する必要があるが

(1) 能率増進 (2) 戦場の環境線の敵軍の爲にも、の戦
敵企業及行政に亘り若干の人員整理を行つて必要がある
而して之が爲に生ずる職職を以ては次に述ぶる職業改
業を行つて共に失業手当制度を施行する必要がある。(3)
失業率も不明であり、積立金を取る余裕もないから失業
保険は如何に合はない。(4) 其の具体的方策は別に述べる。
五、消費増進の抑制 生産増進の膨張

インフレ防止の見地より資金の緊縮は当然であるが、
それだけ何れ迄も消費資金の抑制を以て、経済再建に必
要な生産的増進を抑制してはならない。一万人不便、全事
業を整理してこれ地方に所企業を起さずればならない。
之が爲に必要ならば金融機関は強力で国家管理に移すべ

きである。

六、公共事業の拡張と受益者負担

縦横経済下私企業のみでは到底失業者を吸収出来な
いから公共事業を拡張する必要がある。然れども私営事業
に於いては公共事業を縦横経済下公共事業とする必要
がある。その勘定からすれば、定額の如きは既にその勘定に
あるが、水力電氣の増産や、新築地の開発の如きは公共事業
として国家が負担して、所定する必要がある。然し同時
に、戦時國家に依存しすぎたもの(治水利水、交通、文藝、西
洋醫學)は、多少し受益者負担の制を新設せしむべく、開
発事業の如きは、以下する國家と受益者との間の差
が大きいにすぎない。多少し受益者負担の制を以つ

て抑下け國費の節約を図るべきである。

七 職業再配置、職業輔導及職業紹介機構の拡充

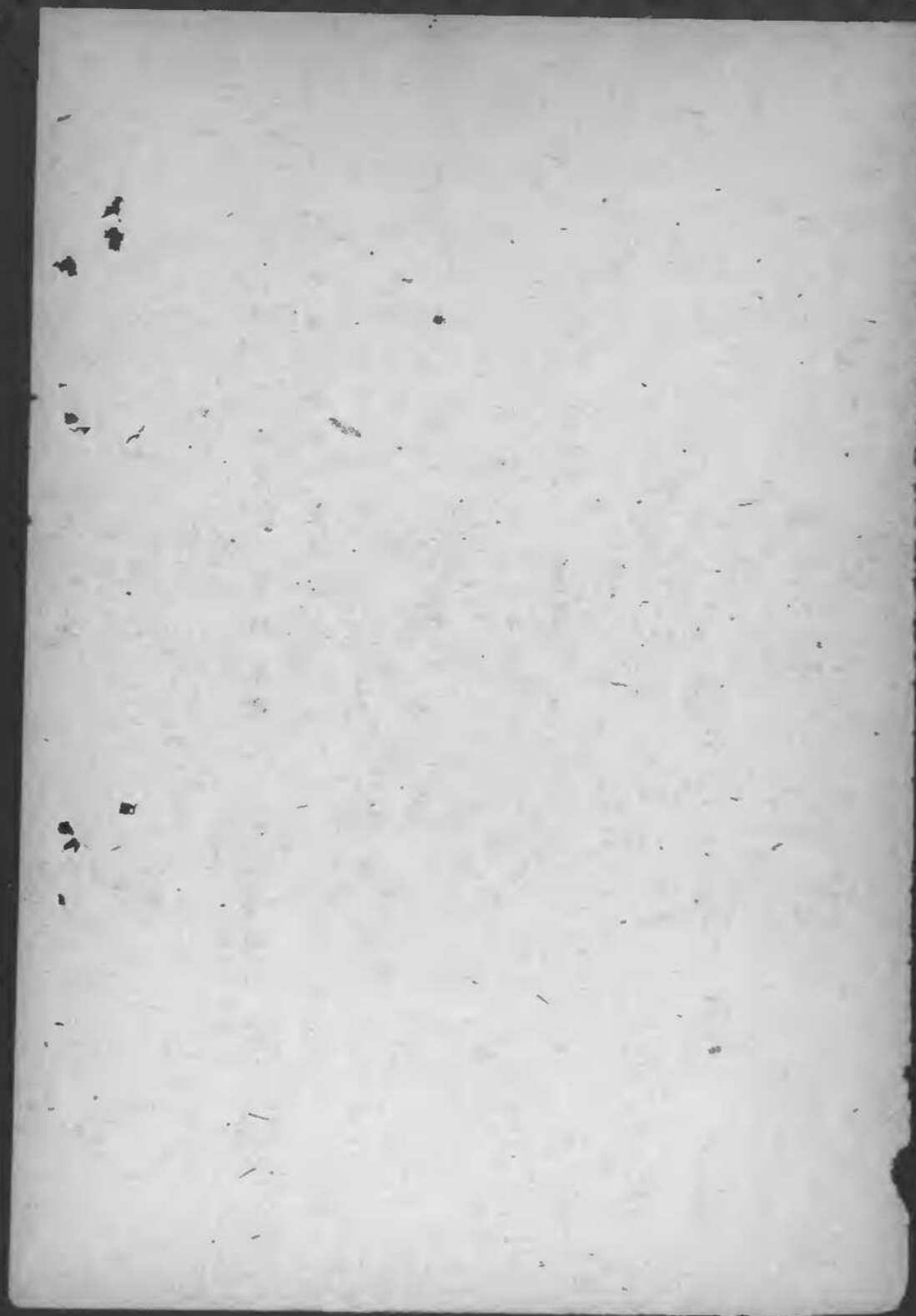
現下の如き失業の洪水の例に労働の不足の存するか如き時水に於ては舟り申る手段を盡して職業の配置を換へる実行すべく、マカ爲には職業訓練工技術教育、雇用の確保、短期職業教育、職業再教育、職業輔導、職業紹介等の機構を拡充すべしである。具体的詳細は省く。

八 其の他の諸方策の実行

労働政策の単独に効果を挙げ難き事は云う迄も存く、

- 以上の労働政策は (1) 進駐軍経費の節減 (2) 賠償の取
- 除 (3) 食料 原料 燃料 燃料及食糧輸入 (4) 貿易の再開
- (5) 輸出工業の振興 (6) 海外移民 (7) 人口制限等我

國經濟再建に必要なる諸方策と並行して初めてその効果を發揮するものである。



30
2172-①
④

日本に於ける完全雇傭問題

(昭二二、三、三)

3

北岡壽逸

一、平和時民主國の經濟政策の目標——國民(特に勤勞者)の生活の安定(向上)

A. 勞働條件の向上——賃銀引上(貨幣価値安定を前提として)

B. 社会保障

C. 完全雇傭

二、米の完全雇傭政策——我國は或点修正反對

三、我國最近の失業

1. 昨年四二六の人口調査

一日も働かない者

一、五九〇千人

七日以下疎働者

九六五

八日—十九日

二、一八六

其の後の復員軍人中求職者 (七〇%と推定)

一、六六〇

其の後の引揚市民中 (四六%と推定)

九六〇

合計

七、三六一

2. 無業者中就業希望調査(昨年十月 厚生省調査)

就業希望者

就業を希望せざる者

知識階級

二〇、六八八(二〇%)

一般

六九、三七一(三三%)

合計

九〇、〇六九(三七%)

知識階級

四四、三四四(六六%)

一般

七六、三五五(六八%)

合計

一二〇、六九九(六七%)

合計

二一〇、七五九(四二%)

3. 職業紹介状況(千人)

(1)

224

二十一年五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月
求人数	二七九	二一八	二六三	二二五	二四四	三三三	三四三	一七九
求取数	二二六	一九四	二〇七	二一一	一九四	一六三	一六三	一二二
求取率	八五	八九	七九	九五	八〇	四九	四八	六八
就職数	一一一	一〇三	一一五	一一二	一〇六	一〇三	一〇三	八一

二十一年國民学校卒業者の求人と求職(千人)

卒業者 二七九四

求職 一八七(内工業 一一八)

求人 四二四(〇 三六三)

二十二年國民学校修了者及就職希望者(千人)

初等 二六三六

高等 二一七七

計 二八一三

- 潜在失業 不満足就業—低能率、低賃銀—賃銀引上インフレ、実質賃銀引下
- 不正職業—職業不安

四、近き将来の失業

A. 解雇原因

1. 企業整理実施
2. 貯蓄実施へ失業見込(一五〇,〇〇〇人)
3. 燃料、資材、動力の重点配給
4. ストック消耗
5. 賃銀引上と價格抑制
6. 金融硬塞
7. 行政調整
8. 経営合理化

B. 求職者増加

五、職業増加の可能性

- 1. 人口増加(要職業増加 六十万)
- 2. 仮装農民(二八〇万)
- 3. 農地整理、耕地拡大
- 4. 統制整理、増地減

1. 産出と需之の日本生産の需要無限——労働需要無限

2. 生産隘路とその打開

A. 自然資源(燃料、動力、原料、資材)不足

(1) 資材輸入——輸出工業振興——労働能率増進

(2) 消費節約——人口制限

(3) 国内資源開発——耐乏生活、國貨補助

薄層、深見、貧乏、明墾、干拓

B. 資金不足

1. 輸入

2. 蓄積——利潤増進、消費節約

3. 生産賃金の膨脹——健全インフレ——生活程度低下

C. 技術の進歩、経済合理化

D. 労働能率向上、最低生活保障、労働配給増進、熱練

工養成、労働組合の健全化

E. 統制の合理化、生産原価と製品原価との均等

3. 企業許可制の撤廃——生活程度低下

4. 中小工業の振興——労働条件低下、技術向上

5. 賠償に依り工業力の制限——低能率、低賃金

六、公共事業

A. 生産的公共事業——公債増発

開墾、干拓、土地改良、耕地整理、水利、水力開発

造林、森林土木、製糖、住宅、炭坑開発、鉄道新設

改修

B. 純公共事業——公收入、受益者負担

治水、道路、港湾、風港、都市計画、災害復旧、
学校官廳復旧、下水共池衛生施設

C. 救済的公共事業——公收入

七、職業の配置転換、職業輔導、熟練工養成

(1) 熟練工の委託養成

(2) 合理的徒弟制度

八、職業の分配政策

1. 労働時間短縮、休日増加、残業禁止

2. 年少者、老人、寡婦の就業制限

3. 義務教育の年限延長

4. 厚生年金、養老年金支給年令の引上

5. 前所懸入禁止

6. 二重職業禁止

7. 解雇制限（認可制）

8. 技能利用制限

9. 結婚奨励

九、失業保険、失業手当

失業者の利用、賃銀補助制

二、結論

現状、低能率完全雇傭——低賃銀、不満足就業

生産は実質賃銀を決定する。

目標、高賃銀——高能率——生産増加

方法、1. 経営合理化

2. 技術の向上、熟練工養成

3. 労働意欲の昂揚、日本スッパノフ運動、
経済復興会議

10

雇傭并勵(表)

(昭二二 六 二五)

戦後一方において原料 資材 燃料等の供給がとまり、又
 工場設備は空襲と多年の酷候によつて多大の損害を受けた
 まゝ、未だ補修も出来ずにいるのに、他方においては軍需産
 業の解体に伴う解雇者或は志願解除者、国内及び国外か
 らの軍需員者や、海外居住者の引揚によつて、今や我々は
 歴史上且つてない程度に働く能力を持つ人口が、働くべき
 場所との不均合の事態を生ずることになった。
 終戦以来本年五月末日迄の解雇者を含む海外引揚者の總数
 は五三六万人であり、厚生省引揚援護院調べ、本年十月一
 日現在の国内總人口は七七八五万人と推定される。へ、経済安

是本部推定ノ昭和五年當時の内地在住人口は八四四五万人
であつたから、現在の人口は當時に比して二十一%の増加
である。海外からの引揚げのほかに人口増成の要因である
出生数及死亡数の実状はどうか。昭和二十一年の
前半までは、産石及疎麻による家族別居、戦後の食糧不足
体刀消耗等のため死亡数は出生数をこえ差引減少を能けて
来たが同年後半、うをわち終戦後十ヶ月を経過するや、直
うに出生率は死亡率を超過するに至り、最近において月十
万人程度の自然増加を示している。
このような人口は一方において消費人口として国内の食糧
準備をますます窮乏にすると共に、他方においては職業を
失ふ。労働人口とし、労働市場に殺到することとなる

昨年四月二十六日に行はれた人口調査の結果によれば、働
く者と水出来るし、又働きたいが仕事がないものが一五
九万人であり、又月に一週以内しか働いていない者が一
九六万人に達している。一方において最近の我国鉱工業の
生産活動は戦前昭和十二年平均の三割程度にとどまり、
農業も元来過剰人口の温床であるから、働くべき場所を得
られぬ国民の数は莫大なものになるはずである。
しかるに終戦後の失業は当初懸念されたほど大きな量とな
つてあらわれていない。また失業と表裏をなす就業者につ
いても当初は着しい減少が予想されたのであるが、実際は
昨年末まで着々上昇して来たのである。このような現象は
一体如何なる事情によるものであらうか。それは明らか

業者の場合にはその潜在外に基因するのであり、就業者の
 場合はいわゆる水増し雇用に原因するものである。この兩
 者があったまつて戦後我國人口の異常な就業状態を形成して
 いるのである。

先づ失業者についてみる。戦後の我國の場合には食米諸國
 の失業と本質的に相異なる。我國現在の失業は原料、資材
 機械設備の裏付けのない絶対的過剩労働力であり、又
 就業人口の増への余剰によつて養うには就業者自体の收入
 があまりにも乏しい。従つてこれらの失業者は就職口を求
 めて、労働市場に刺戟する筈であり、戦前の状態と等し
 い場合には、現在の生産活動のもとでは少くとも一千万人
 に近い失業者を生ずる筈である。しかるに實際は就業希望

者の数が極めて僅少にすぎないのである。すなわち昨春秋
 厚生省が行つた就業希望調査によれば、調査の対象となつ
 た完全失業者四十万のうち就業を希望するものは、二十九
 万人にすぎない。又、職業紹介事業によつても、求人数は
 常に未職数を上廻ると共に、毎月の求職者の總数は十幾万
 人前後にすぎないのである。厚生省の調査による最近の職
 業紹介統計を示せば次表の通りである。

年月	求人者	求職者数	就職者数
二十二年一月	二五二	一二七	八七
二月	二一六	一二九	八三
三月	二四九	一七六	一一三

(單位 千人)

失業者のかような動向は、インフレーション下においては、
 経済の深刻な不完全ならは、たとへ定職に就業せずとも生
 計をたてうることに、更にまた、不定職業者の存続する余地
 があり、しかもこれらの方がややもすれば定職を待つ者に
 くらべて有利な条件によつて生活が出来ること等の原因す
 るのであり、換言すればインフレーションのもとにおいて
 失業が失業として意識されない状態におかれているのであ
 る。
 かくては国の経済に必要市場面に労働力の供給が不
 充分であり、必要市場面には充分であるといふ不健全な

事態を生ずる。その結果骨の折れる生産的な職場はきらわ
 れ、安易な職場或は商品買の部面に労働力が集中し、生
 産の不振に拍車をかけ経済の回復をますますおくらせるこ
 ととなる。
 次に産婦労働量をみるに昨年初頭より昨年末までは毎月上
 昇の足どりを示し、昨年七月には鉱工業労働者は約六百万
 全産業においては一千万をこえ、ともに戦前と殆んど同じ
 高さに到達するに到った。しかしながら他方戦後の鉱工業
 生産は戦前の三割にとどまり、産婦と生産との間に著しい
 開きをみせてゐる。すなわち現在労働者は平均して一人当
 り戦前の三分の一あるのみはそれ以下の生産とみあがって
 いるのである。しかもこのような産婦と生産との不つりあひ

は戦後我國の諸産業に一樣に見受けられるところであり、
又かゝる状態は戦後一貫して持続し、未だ改善の傾向が見
えない。

これは果して如何なる理由によるものであらうか。一般的
に食糧事情の窮乏、通勤難、住宅難、設備稼働率の低下、
原料資材の入手難、原材料の品値低下、設備の摩滅老朽化
等の諸原因によつて製品單位当りの労働所要量がいちじる
しく大きくなつたためであらう。

昨年中上昇を続けた雇用量も本年に入つてからは、石炭破
業を除くほかはいづれは一進一退の状態におちいつた。
これは一面においてストック資材の枯渇にもとづく加工部
門の生産停滞と、本年一月は開始された鉄、石炭重点生

炭が電力、石炭事情の悪化とともに他産業部門に影響した結
果でもあらうが、根本的には雇傭と生産の不均衡という戦
後の我國の経済事情が次第に弾力性を失つて来た非重点産
業経営を圧迫し、操業短縮、生産停止、はては過剰労働力
の整理にまで追ひつめて来たためである。

かようにして、一方においては未就業者は就職難にさらさ
れるとともに、他方においては就業者もようやく失業の脅
威におそわれるに至つた。勿論、工場事業場の施設からみ
ても、その整備、補修に多くの国策委員が必要であり、ま
た現在の生産があまりにも低位でありこれを以て平常的操
業の基準とすることは許されない等の見から考へたに、単に
生産活動の減退に依じて雇傭労働者を減員することは許さ

確底さへ出来ぬ証左であらう。

漸かる事情のため、労働組合は、一方に於ては、首切り
反対を叫ぶ他方に於ては、賃銀値上げ、生活権益の増進を
中心としてその組織を拡大して来たわけがある。
戦後の我々労働組合は、本年四月に於て組合数は二、三、一
組合員五四四万を擁し、実にその組織率は六割に近く、戦
前に比べても、又、欧米諸国に並べても、全く驚くばかり
の組織率である。これ等の組合は、従前の労働者のみならず
了廣く、公務員、事務員、女子労働者も合み、急速に膨脹
した。而して労働組合が、戦後の我々民主化運動の火端に
立つて来たことも明らかなることであるが、裏へり水を自由
の下に急速に膨脹しただけに、少生産と云ふ経

済の現状にあるだけに、組合運動にも限界があつた。

首切り反対は、組合運動の共通の地盤の如き観を呈して来
たが、此の主張が生活権益の意味があるをら当然の要求で
あらうが、若し多くの争議に見られる如く、現状のまま、で
の職場の保障と云ふことであるをらば、労働効率の面より
見ても、又、何百万と云ふ未就業者に対して、之に自
ら限界があらう。

更に、労働者の生活條件は、真刻なる闘争にも拘らず極め
て悪く、生活不安が労働者をして能動的な労働意欲を湧き
上らざる状態にまで追ひ込んできたことも事実
である。従つて、賃銀闘争も当然のことではあらうが就業
労働者の待遇改善運動が、貧困なる我々経済の現状に於て

谷粟はらぬるは、穀水が單に食糧に對する力に
を行使し方途である。云ふだけでなく、生産の極当者であ
る労働者も十分の社会的機能を果たせるために必要で
あるからである。停滞せる生産活動の上で、これ等の労働
運動の目標は、單に個々の資本に對する就業労働者のみの
地位と生活との擁護であつてはならず、全國民的見地に立
つて、我國經濟全体の危機の打開に向けられねばならぬ。
これを守りしは經濟はいよいよ窮状を深め全國民が飢えに
さらされることゝ危う。

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字が並ぶ）

失業手当法要綱

第一 方針

経済緊急対策の実施によつて生ずる失業者が、就業の機会を得るための措置として、失業手当制度を実施し、その生活の安定を図ることを目的とする。

第二 要領

一 失業手当金支給資格者

失業保険の強制適用を受ける事業の事業所において、失業の前、継続して文以上使用された者が、失業手当法公布の日より、失業保険の給付が開始される日の前日まで、失業した場合、失業手当金を支給するものとする。

二 支給要件

(一) 失業手当金の支給を受けるようとする者は、次の資格、報酬を証明

登録を受けなければならないこと。

(二) 失業手当金の支給を受けるようとする者は、登録した公共職業安定所に、定期的に出席して、失業の認定を受けることとする。

三 失業手当金の額

失業手当金の額は、平均賃金を基準として定額式とする。

四 待期

公共職業安定所に求職の申込みの日より起算して、三十日とする。

五 支給期間

失業手当金の支給期間は四日とする。

六 支給の制限

支給資格者が、左の各号の一に該当するときは、失業手当金の全部又は一部を支給しないこととする。

(一) 本人の能力が、公共職業安定所の紹介する職業に充て得るに足らぬ場合

(二) 職歴が短く、雇入の場合

裏面白紙

- ① 職業補身に肉する者不に往わらぬ場合
- ② 重大な過失その他自己の責に歸する事由によつて解雇され、又は自己の申出に基いて退職した場合
- ③ 詐欺その他不正の行為によつて失業手当金を受弁又は受弁しようとした場合
- ④ 一定額を超る定期的な収入のある場合

七 財源

失業手当金の支給に要する経費及び事務費は、令願國庫の負担とする。審査の請求、訴願及び訴訟、失業手当金の決定に不服のある場合の裁決機関として、審査官及び各令に設けること。

経労発第六〇号

昭和二十二年十月十日

経済安定本部労働局長

部内大臣官房

大来調査課長殿



雇傭問題調査委員会開催について
標記委員会の第三回会合を左の通り開催致しますから御出席方御願ひ
致します。

記

一日	時	十月十三日(月)午前九時半
二場	所	経済安定本部第三会議室(内務省屋上)
三議題		「過剰又は失業労働力の測定」(資料1の検討)

美濃口部員担当

経済安定本部

裏面白紙

裏面白紙

表 3

昭和26年12月末、昭和27年6月末、7月末
産業(中分類)別男女別全従業者数比較表(全国)

昭和27年労働力調査計画調査結果

産業別	昭和26年12月末現在		昭和27年6月末現在		昭和27年7月末現在	
	全従業者数	男	女	全従業者数	男	女
合計	7,549,024	5,440,901	2,108,123	6,777,936	4,870,637	1,907,299
一)工場及土木建築業	2,197,437	2,222,862	968,775	2,311,585	1,277,325	1,034,260
二)採山及土石採取事業	449,063	363,377	85,686	463,812	468,985	94,871
三)交通事業	1,294,610	984,265	309,345	1,103,707	2,253,371	1,322,352
四)娯楽、文化、学芸、体育	2,677,914	1,831,105	846,809	2,107,931	926,512	1,181,419

備考

上ノ表ハ、土木建築業全従業者数ヲ含マズ

経済安定本部

裏面白紙

産業別男女別雇傭指数

	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月	
	実指数	(100.0)	実指数	(100.0)	実指数	(100.0)	実指数	(100.0)	実指数	(100.0)	実指数	(100.0)	実指数	(100.0)	実指数	(100.0)	実指数	(100.0)
工業	145	(100.0)	148	(102.1)	150	(103.4)	156	(107.6)	159	(108.3)	157	(108.3)	151	(107.6)	155	(106.9)	147	(104.9)
鉱山	128	(100.0)	160	(125.0)	143	(111.7)	192	(149.6)	913	(712.5)	932	(728.1)	814	(635.9)	982	(767.2)	1002	(783.6)
交通	180	(100.0)	158	(87.8)	159	(88.3)	161	(89.4)	172	(95.6)	142	(78.9)	143	(79.4)	147	(81.7)	149	(82.8)

備考 管政口工場中の雇傭者数

経済安定本部統計月報より

経済安定本部

日本標準原簿第5(十開行第)

表4

失業人口推定(人口雇傭調査委員會資料)(二)

昭和二十三年度の有業人口数を昭和二十二年乃至二十五年の計畫生産量(物資供給力研究会第六次案)を基礎として考へると二つの推定が考へられる

一、昭和二十二年十月現在有業人口推計三二八〇万六千人を基礎として更に計畫生産の増加量に相應して有業者の増加をきたし場合であつて昭和二十三年十月には有業人口は三六〇四万人となる

二、昭和二十二年十月の有業人口を生産力に相應する二八〇七万九千人に整理し現状の勞働生産性を昭和十年乃至十二年に對して三〇%とし昭和二十五年までには勞働者自体に依る能率を昭和十年乃至十二年の水準に上昇し得るものとして有業者を推定する時は昭和二十二年は二九二六万八千人となる

我が國の總人口は昭和二十二年 七七八四万九千人と要有業者数を三五八一万二千(總人口の四六%)と推定されるので右の有業者数と比較すると第一案に依れば失業者数二九三万一千人、第二案に依れば六五四万四千となる

従つて潛在失業者は右第一案、第二案の平均失業者数の差三六一万三千人と推定される

失業人口推定(二)

一、昭和二十一年四月二十六日人口調査による就業状況は労働能力あり、且つ労働意欲あるけれど現在無職の者の数は一五九〇、三六八であり、月間七日以内の就業状態の者は九六五、一三七人である。元等の者を失業者とすれば昨年四月の失業者数は二五五五、四四五人である

(別表の参照)

二、昭和二十一年五月以後は全国的失業調査を実施してのたため本年五月の失業状況は実数を見ることは出来な、が推計すれば左の如く云へる

三、先ず要就業者の推計は左の通りである。

海外引揚者 七五万八千人

昨年五月以後本年四月末の引揚者数一四四万半其の六二名(在外邦人有業者)と有業者とを差引たる数
農業関係有業者一四万人を差引たる数
回復員者 五三万五千人

差引たる数 復員者一三三万八千七九三人の内農村出身者等六〇%を差引たる数

ハ 新規学校卒業者 三七万五千人

1 国民学校卒業者 二〇万人

2 中学校卒業者 一〇万人

3 大学高等卒業者 七万五千人

右總計一六六万八千人が昨年五月以後に於て増加した要就業者(学校卒業者については自家營業に従事する者は含まれてゐない)と一應推定される。

他面石の期間に於ける需者数を示す。我國の生産状況を示す別表(2)より如く昭和二十一年一月以後同年五、六月頃までは生産は急騰してゐるが、其後十一月までは漸く上昇し其の後又落し本年二月は昨年七月に比較して僅か七九%の増にとどまり三月に至つて又急昇してゐる。此の生産指数の推移は内閣統計局の年次勤勞力統計による従業者数(別表(3))より昭和二十一年六月と昭和二十一年六月との比較数にもよく表はれてゐる。従業者数と生産指数より關係を昨年七月以後も同様の状況で推移するといはば本年五、六月頃、従業者数は昨年七月と殆んど變らず三月以後の生産指数の急騰はなからず従業者の増加をきたさなかつたといふことは本年四月に於ける従業者数は昨年七月に比して

て著しい増加を示してゐることは考へられる。

四

以上考へ、需給状況を考へると不具廢疾者による純減率四%とすといはれ、教約四十万人以外に若者、新しき労働者(若者)といはれ、概し新規労働者、若者若者三七万五千を以て先当すといはれ、以外一三九万三千人、要就者、潜在的又は顯在的。昨年四月末現在、失業者は五五万五千四百五人に増加してゐる。尚昭和二十一年四月より十月までの雇傭状況については別表(4)を通じての。五、尚今般の經濟危機対策要綱の實施に伴つて生ずる失業率、見込は概し次の通りである。

- 一、料理店、飲食店、酒館に伴ふ失業者数 二八万人(内務省或る保局調)

(一) 賠償施設除去に伴ふ失業者
 八万(高工有賠償施設向調)
 (二) 過剩従業者、整理に依る失業者 四〇万人
 (三) 企業再建整備に依る失業者 二〇万人
 (四) 統制強化に伴ふ潜在失業者、顕在化一〇万人
 計一九六万人

表一

昭和21年4月26日人口調査結果状況(職業)

	内地全体				市				郡				
	男		女		男		女		男		女		
	計	業	計	業	計	業	計	業	計	業	計	業	
13才以下	222,222	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111	111,111
不 就 業	100,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
10才以上	437,887	218,943	218,944	218,944	218,944	218,944	218,944	218,944	218,944	218,944	218,944	218,944	218,944
他人=唐備	368,431	184,215	184,216	184,216	184,216	184,216	184,216	184,216	184,216	184,216	184,216	184,216	184,216
他人=唐備 71才以上	327,714	163,857	163,857	163,857	163,857	163,857	163,857	163,857	163,857	163,857	163,857	163,857	163,857
自営業者 無報酬, 兼 従業者	311,963	155,981	155,982	155,982	155,982	155,982	155,982	155,982	155,982	155,982	155,982	155,982	155,982
計	100,814	50,407	50,407	50,407	50,407	50,407	50,407	50,407	50,407	50,407	50,407	50,407	50,407
他人=唐備	263,412	131,706	131,706	131,706	131,706	131,706	131,706	131,706	131,706	131,706	131,706	131,706	131,706
71才以上	227,935	113,967	113,967	113,967	113,967	113,967	113,967	113,967	113,967	113,967	113,967	113,967	113,967
自営業者 無報酬,	65,100	32,550	32,550	32,550	32,550	32,550	32,550	32,550	32,550	32,550	32,550	32,550	32,550
兼従業者	234,235	117,117	117,117	117,117	117,117	117,117	117,117	117,117	117,117	117,117	117,117	117,117	117,117
計	460,725	230,362	230,363	230,363	230,363	230,363	230,363	230,363	230,363	230,363	230,363	230,363	230,363
他人=唐備	430,749	215,374	215,375	215,375	215,375	215,375	215,375	215,375	215,375	215,375	215,375	215,375	215,375
他人=唐備 71才以上	398,465	199,232	199,233	199,233	199,233	199,233	199,233	199,233	199,233	199,233	199,233	199,233	199,233
自営業者 無報酬, 兼 従業者	130,333	65,166	65,167	65,167	65,167	65,167	65,167	65,167	65,167	65,167	65,167	65,167	65,167
計	168,499	84,249	84,250	84,250	84,250	84,250	84,250	84,250	84,250	84,250	84,250	84,250	84,250

総合生産指数(主指標)と副指標との対比

昭和21年1月～3月平均/100

	21年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
総合生産指数	131.7	155.9	155.9	156.3	158.6	175.3	170.4
総合輸送指数	122.0	128.6	123.0	123.4	127.1	139.9	142.7
石炭消費指数	137.6	142.2	127.6	121.1	116.1	125.8	131.2
電力消費指数	134.4	153.2	156.6	155.2	165.2	137.5	146.3

	21年11月	12月	22年1月	2月	3月	4月
総合生産指数	175.5	175.3	156.4	158.6	188.5	
総合輸送指数	136.4	124.3	118.2	120.5	151.2	
石炭消費指数	121.6	117.4	115.6	107.3	151.5	157.5
電力消費指数	127.7	125.3	124.2	107.7	117.5	155.0

経済安定本部

総合生産指数(主指標)と副指標

表2

終戦後の勞務状況の推移

一、終戦前後

終戦前後即ち昭和三十年五月と同年十二月との産業別勞務者数は別表1（厚生省國民登録より同一年齢層を抽出）の通りで所謂軍需産業の増減は復員者、外地勞務者の引揚等と相俟ち工鑛業関係従業者の激減、農林業、商業関係従業者の激増並に無業者数の増大となつてゐる。

二、昭和二十年一月以降

軍需資材の民間放出に伴ひ昭和二十年一月以降生産は別表2（内閣統計月報）の如く綜合生産指数の上昇したりに伴ひ勞務者も急増し、昭和二十年十二月の七五六万九〇三人に比較し昭和二十一年七月は九四三万八九九人（雇傭従業者のあり事業場のみの調査にして土木関係従業者は含まず）で約一九六万九千人の増加である（別表3内閣統計局年次勤勞統計）。

この間失業者の状況をみると昭和二十一年四月二十六日現在にて別表
4. (昭和二十一年四月人口調査)の示す様に、就業意思及能力
あるも一日も就業しなかつた者一五九万三二八人、月七日以内就業せ
る者九六万五二七人計二五五万五四五人でこれらを失業者と考
へず時は終戦前後の前掲無業者数と照合すると失業者数
は案外に僅少なものとはいへなけれはならぬ。殊に海外からの
引揚者数並に復員者数は昭和二十三年五月末迄五三六万二五六七

経済安定本部

人(別表5厚生省引揚後護院調査)であつて、かくの如く
人口の激増にも拘らず失業者数が是れに應じて増加してゐないこ
と、及び現在の生産量が戦時中の生産量の約三分の一程度で
あること、思合せると生産施設の甚るる際により同へ生産量に必
要な勞務は戦時中又は戦前より激増したことを考慮にいれその
相当の過剩勞務が農村その他に潜在失業者として存在しその
数は数百万人に及ぶものと思はれる。

以上のことは失業問題の論議と見る際には深刻な問題となつてゐない理由があり、公共職業安定所に於ける職業紹介状況が昭和二十一年五月以降、昭和二十二年四月迄の内、求職者数二〇七万三七二五人、求人数三〇二万四八三人、求職者数の求人者に対する比率六八五%（別表の厚生省調査）であることも現下の我國の失業問題の一端を表はしてゐる。

三、今後の労務状況

労務状況の好轉は一に輸出工業業を初
 めとする各種産業の振興に待つ以外に
 存することは自明であり、産業振興が軌道
 にのりない以上失業保護、その他失業
 対策の手段を講じても労務事情は好
 轉しない。経済危機対策の実施により
 割取締が徹底的に強化され、数百万に
 及ぶと推計される潜在失業者が顕在化し、
 又過剰従業者の配置轉換、賠償施設の
 三割撤去、料理店、飲食店の閉鎖、企業再建
 整備により離職者が急激に出現し、しかも
 産業振興がそれに応じて進捗しないとき、
 顕在失業者は急速に増大するに至るであらう。

表1

終戦直前と終戦直後との産業別従業者数の比較

産業別	昭和10年		昭和15年		比較	増減
	男	女	男	女		
農林業	5,558,355	4,076,230	1,821,105	8,688,399	3,133,934	4,554,465
水産業	2,449,919	2,239,840	2,244,515	4,222,488	3,853,333	2,602,616
鑛山業	6,080,377	5,353,500	8,453,577	4,355,559	3,823,766	5,535,833
工業	6,359,620	4,576,640	1,782,499	4,633,366	3,821,166	8,121,500
交通業	2,588,669	9,540,833	3,047,666	1,387,972	1,071,556	2,244,555
商業	7,179,323	4,803,688	2,576,640	1,369,591	8,589,556	2,676,555
自由業	6,222,423	3,886,666	2,335,566	7,257,919	4,924,352	2,169,822
公務教育	9,677,611	6,163,655	3,571,266	1,032,896	7,477,899	2,855,577
家事業	2,437,666	1,566,611	1,006,655	1,281,822	1,766,640	2,051,811
其他の産業	3,200,611	2,279,900	9,371	1,697,660	1,489,840	2,676,611
有業者	16,888	2,748,111	5,044,444	8,636,322	2,498,645	4,536,666
無業者	7,477,622	3,945,666	4,333,666	5,555,555	1,788,888	1,554,666
總計	55,558,355	40,762,330	18,211,105	86,883,399	31,339,334	45,544,665

経済安定本部

表 2

綜合生産指数(主指不標)と副指不標との対比

	昭和21年1月~3月平均/10									
	21年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月			
綜合生産指数	131.7	155.9	155.9	156.3	158.6	175.3	170.4			
綜合運送指数	122.0	128.6	123.0	123.4	129.1	139.9	142.7			
石炭消費指数	139.6	142.2	129.6	121.1	114.1	125.1	131.2			
電力消費指数	134.4	153.2	154.6	155.2	145.2	137.5	146.3			
	21年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
綜合生産指数	175.8	175.3	156.4	158.6	127.5	127.5	127.5	127.5	127.5	127.5
綜合運送指数	136.4	124.3	118.2	120.5	151.2	151.2	151.2	151.2	151.2	151.2
石炭消費指数	121.6	119.4	115.6	107.3	151.5	151.5	151.5	151.5	151.5	151.5
電力消費指数	127.7	125.3	124.2	107.7	117.5	117.5	117.5	117.5	117.5	117.5

備考…… 経済不安定不抑統計調査室経済統計月報4.5.15.83.
 経済安定本部

表3

昭和20年12月末昭和21年7月末
産業(中分類)別男女別全従業者数比較表(全国)

昭和21年次勤労統計調査結果

産業別	昭和20年12月末現在		昭和21年7月末現在	
	全従業者数	男	女	全従業者数
合計	7,569,024	5,408,401	2,160,623	9,432,999
工場及土木建築事業場	3,177,437	2,229,642	948,795	4,472,651
鉱山及土石採取事業場	449,063	343,399	85,674	563,176
交通事業場 (車、船、航空、郵便、(事業場))	1,241,610	994,245	257,365	1,322,352
	2,698,914	1,831,105	868,809	3,120,820
				462,995
				1,102,807
				2,147,264
				94,121
				217,545
				933,556

備考...上表ハ土木建築業全従業者数を含マズ

経済安定本部

表4

昭和21年4月26日人口調査就業状況(失業)

	以地全体		市		郡		群		計
	男	女	男	女	計	男	女		
13才-61才	222,827	251,637	74,262	79,100	153,362	148,328	121,457	32,071	32,071
不就業	106,280	159,318	52,500	290,674	765,674	537,860	276,784	834,644	834,644
自営業者	937,878	133,192	166,681	54,822	712,861	272,547	823,268	7,557	7,557
他人口雇傭	368,431	167,971	174,779	70,030	245,009	174,452	78,761	293,813	293,813
自営業者	327,774	98,771	112,334	25,797	144,283	209,380	93,042	272,422	272,422
無報酬家族従業者	311,963	186,422	42,872	71,716	114,588	269,071	614,796	783,997	783,997
計	1,009,108	954,404	336,185	167,685	503,870	672,925	788,709	1,059,632	1,059,632
他人口雇傭	863,442	276,808	360,821	114,108	474,929	502,591	182,700	685,291	685,291
自営業者	827,735	178,128	204,653	37,175	241,828	623,242	160,853	784,095	784,095
由就業	651,003	148,208	79,510	126,048	205,558	571,923	135,625	192,728	192,728
計	234,235	177,019	185,024	277,331	922,355	1,677,226	1,677,226	337,904	337,904
他人口雇傭	640,728	231,777	318,391	108,867	427,258	322,438	123,632	446,070	446,070
自営業者	430,747	639,401	788,077	114,803	902,900	357,352	524,548	908,898	908,898
無報酬家族従業者	279,964	558,648	301,572	548,230	849,802	247,674	483,828	734,302	734,302
計	1,350,333	734,302	927,357	1743,900	607,997	2,227,759	1,577,121	3,804,882	3,804,882
就業	1,484,771	1,127,451	1,224,788	2,187,726	3,412,514	11,600,023	2,985,525	20,585,528	20,585,528

就業状況表

海外引揚者数 (厚生省引揚援護院)
 昭和22年5月31日現在

月別	種別	計
自昭和21年 9月	陸海軍	89,306
	陸海軍 留計	173,085
自昭和21年 4月	陸海軍	914,136
	陸海軍 留計	1,980,285
自昭和21年 3月	陸海軍	1,376,384
	陸海軍 留計	1,434,490
自昭和21年 3月	陸海軍	1,714,684
	陸海軍 留計	3,234,558
昭和22年 4月	陸海軍	35,158
	陸海軍 留計	2,445
五月	陸海軍	31,549
	陸海軍 留計	69,161
五月	陸海軍	42,560
	陸海軍 留計	1,271
總計	陸海軍	33,732
	陸海軍 留計	77,543
總計	陸海軍	2,347,166
	陸海軍 留計	320,300
總計	陸海軍	2,694,101
	陸海軍 留計	5,361,567

表5

表五

職業紹介事業状況 (自昭和二十一年五月至昭和二十三年四月)

月別	求人教			求職者教			就職者教		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
昭和二十三年 五月	八五四九一	九三九九八	一七四九四九	一三三二四一	一三六六八八	二七〇九二九	八四一五五	一三三二二	一九七三七
六月	一五四四八	六四四六四	一八七一一三	一四一九二	五二六七八	六七六〇〇	一〇六八九	一〇四四九	二一、一四〇
七月	七四七九六	八八、五三三	一六三、三二九	五、八九七	五四、七六六	六〇、六六三	八、三四七	三三、三三三	四一、六八〇
八月	一四、四八八	七、八一〇	二二、二九八	五、八八一	一、八七六	七、七四七	一、八九七	五、三九九	二、三九九
九月	一、七九六	七、六七六	九、四七二	一、八九九	五、五八五	六、七四九	七、七四六	三、五九九	六、七四二
十月	二、九四三	二、四三三	五、三七六	二、八四七	四、五六一	七、三九八	七、三九九	二、九五三	九、六三三
十一月	六、四三〇	七、七八〇	一四、二一〇	二、六九三	四、六八三	七、三七六	七、〇二二	三、三三三	一〇、三五五
十二月	三、四三三	五、七五九	九、一九二	八、八九九	三、三八四	一二、二八三	六、六五五	二、五〇一	九、一五六
昭和二十二年 一月	一、九八七	一、三三五	三、三二二	八、八九七	三、三三九	一二、二三六	五、九三四	三、八八四	九、八一八
二月	一、三五七	八、一二六	九、四八三	九、五五五	三、八九三	一二、九四八	五、七九三	二、五八九	八、三八六
三月	一、六三三	八、六〇五	一〇、二三三	一、三三〇	五、四九三	六、八二三	七、三六二	四、〇一八	一一、三八〇
四月	三、〇三八	一、八五三	四、九四一	一、〇三三	五、四三三	六、四六六	六、四三三	四、〇二四	一〇、四五六
計	一〇、四八三	一〇、四八三	二〇、九六六	一〇、三三一	一〇、三三一	二〇、六四二	一〇、三三一	一〇、三三一	二〇、六四二

経済安定本部

表4

昭和21年4月26日人口調査就業状況(失業)

	内地全体		市部		群部		計
	男	女	男	女	男	女	
13才-61才	2228829	2511637	7426249	7901800	1328029	14863280	17214577
不就業	1062880	527458	525000	230674	755674	537860	296784
自営業者	6371878	1319412	1646411	5482200	7128111	2725417	8832268
無職者	362431	167971	174777	70030	245009	174452	78761
無職者	327714	98771	118334	25749	144283	209380	33042
無職者	311963	186422	42872	71716	114588	219091	61476
計	1009108	954404	336185	167685	503880	672923	786709
自営業者	863442	276808	310221	114108	474929	502591	182700
無職者	827735	178128	204678	37175	241851	623242	160963
計	651003	148202	79510	126048	205558	571923	1217528
自営業者	2342350	1777079	185024	277331	922355	1674326	167727
無職者	640728	2317177	3183910	1080867	4264779	3224318	1236312
計	4307447	637401	788077	114803	702900	507352	624518
自営業者	2277656	6386447	301572	548230	847802	2486084	4538218
無職者	1300333	8343028	4273577	1743700	6017497	7327754	1577121
計	14884771	11274451	6254708	2188726	7443744	1160003	7085525

就業状況調査

表5

海外引揚者数 (厚生省引揚援護院)
昭和22年5月31日現在

月別	種別	計
自昭和二十年九月 至昭和二十三年三月	陸海軍	893,064
	留計	173,085
自昭和二十三年四月 至昭和二十五年三月	陸海軍	914,136
	留計	1,980,285
昭和二十三年四月	陸海軍	1,376,384
	留計	143,490
五月	陸海軍	1,714,684
	留計	3234,558
總計	陸海軍	35,158
	留計	2,454
五月	陸海軍	31,549
	留計	68,161
總計	陸海軍	42,560
	留計	1,271
總計	陸海軍	33,732
	留計	77,523
總計	陸海軍	2,347,166
	留計	320,300
總計	陸海軍	2,694,101
	留計	5,361,567

昭和20年8月1日
昭和22年8月31日
月別 勞傷爭議 統計表

月別	總數		爭議行為件ハザルニ		爭議行為件ツラニ		同盟罷業		同盟怠業		工場閉鎖		事業管理	
	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員	件數	參加人員
20年8月	1	129												
9月	3	913	1	100	2	813								
10月	32	17,292	12	5,558	20	11,734	16	9,406	3	328			1	2,000
11月	66	36,363	41	19,433	25	16,930	21	11,558	2	2,327	2	3,045		
12月	141	109,506	99	92,487	42	17,919	33	9,595	3	1,261	2	389	4	6,674
計	243	164,203	155	117,577	89	47,396	70	30,629	8	3,916	4	3,634	5	8,174
21年1月	74	42,749	22	4,653	52	38,096	27	6,142	9	2,549	3	376	13	29,029
2月	81	35,153	23	5,671	58	29,482	23	6,523	10	6,847	5	306	20	15,806
3月	103	83,141	16	1,920	87	81,221	32	48,527	9	10,772	7	1,271	39	20,651
4月	109	60,917	16	9,811	93	51,106	30	14,762	6	840	4	689	53	34,815
5月	132	58,978	23	7,075	109	51,903	42	9,047	8	3,401	3	608	56	38,827
6月	104	33,554	17	6,120	87	27,434	29	6,735	7	1,916	7	727	44	18,056
7月	111	37,233	13	9,506	98	27,727	48	14,721	17	10,147	8	381	25	2,478
8月	130	591,162	12	538,277	118	52,885	61	24,054	18	4,983	11	603	28	23,245
9月	148	655,148	13	535,963	135	119,385	59	81,368	28	14,484	11	1,143	37	22,390
10月	176	293,459	9	91,577	167	201,882	104	188,958	17	2,633	11	1,133	35	9,138
11月	145	176,319	9	87,909	136	88,410	89	76,563	14	3,262	9	922	24	7,663
12月	135	1,616,582	17	1,521,820	118	94,762	65	61,261	17	23,569	10	1,266	26	8,566
計	1,448	3,694,395	190	2,920,422	1,258	2,842,153	79	538,761	160	85,403	89	9,425	400	230,111
22年1月	91	1,463,547	16	1,436,780	75	26,767	30	17,491	9	2,316	10	717	26	6,243
2月	118	1,479,241	22	1,444,381	96	34,860	52	28,101	14	1,462	6	260	24	5,037
3月	132	58,729	14	13,754	118	44,975	75	35,553	11	1,370	9	948	23	6,104
4月	157	201,562	12	190,312	45	11,250	22	8,282	7	689	3	182	13	2,077
累計	2,189	9,051,680	407	5,905,349	1,665	7,027,522	109	558,817	209	95,156	121	14,965	426	258,811

2. 労働争議の件数及び参加人員は、労働争議法第10条第1項の規定に基づき、労働争議の発生から起算し、労働争議の解決の日までを算定する。

経調内第二四号
昭和三二、一〇、二三

現下の失業問題

(インフレーション研究資料)

経済安定本部総務官房調査課

22
92 10.23
823

インフレ下にあつては混乱せる流通過程と名目償還の増
大の爲にその下はかくれる潜在失業者を大なりし。且一概
に就業者の就業状態を極めて複雑多岐なものとする結果
失業問題を甚しく不明瞭なものとなりざるを得ない。従つ
てインフレーションとの關係に於て問題を考へる場合には
ふべきは所謂潜在失業なるものであらうがこゝに就て意味
十のどこをも極めて既述の如きはつきり決定する所がな
い。一單に行はれる所に従へば混乱せる経済流通過程の
かくれ何れも新しい環境を創造せず従つて生産過程に何等
の阻害も常に増大しつゝある状態の下に水増しの名目償還の
増大の爲に名目償還は是れ等の即の所謂インフレーションと
不況、配分機構の欠陥による混乱せる食糧事情をいふ。

インフレーションの進行による名目償還の値上りにより農産物の
販賣力も下がる好況下にある農村に於ては、高増の失業
率も大なりとせざるを得ない。又之を以て、戦前より戦中の
間、一時的に生産性の下にある一般農民の失業の合理化に
あつた利人策もそれが現実には如何に取扱はれ、かは尚と
不明である。失業の中に入れらるべきものであらう。
しかし、この現情は如何なる種々の失業進捗に揚
げられるか、大なる数字にも拘らず完全な失業状態に下つたもの
は、少くも少くも有様である。これは、なほインフレーション
の進行による流通過程の混乱に於ける正当な役割を演ずるもの
が、かくも何等の形で一線生活を維持して行く爲の収入

八
月

をまかなつて行ける状態にあるわけであり、恐ろすれはインフレーションの進行そのものが失業を或る意味で解消してしまひ得るのである、従つて本来の失業が社会問題として政治問題としても問題となつてくるのは日本経済全般が一應拡大再生産過程にすべり出し始めた時からでありその時にこそ前述の如き潜在失業者が潜在化を許容し得なくなつた再生産過程の中より浮び上つてくるのである、こゝに始めて失業即不食といふ冷厳な現実を吾人は直視せしめざるであらう。

一が雇傭事情を見れば昨秋以来の雇傭人員の膨脹傾向は停止し本年に入つてから石炭業を除き殆んど全産業ともに歩起りの調整に入つて、これはストロウの相場に伴ふ所謂

ストロウの喰ひつ流しによる生産の流行が困難になつたことと、及び重工業制限の遂行に原因するものでもあらう、特に昨秋以来ストロウを喰つて急激に膨脹した機械、化学工業等の如き加工部門における失業率も著しい、これが反面として失業問題も漸く真面目に考えられねばならぬであらう。

問題の複雑性と既存貨物の不備は最近の事情把握を極めて困難にしてゐるが以上のやうな天候状態を手へられる範圍の資料より概観してみよう、終戦後再興くりかへされた失業者推計の中よりニニを参考までに挙ぐれば左の通りである。

(A) 比較的最近のものぐ且編纂的なものとして昭和廿二年

月末日の厚生省の推計

それに従へば四月末の顕在失業率 二、七六八、〇〇〇

潜在失業率 六、二〇〇、〇〇〇

計法は次の如くである

基本失業率数

(1) 二、四一六、八人口調査による顕在失業率 二、二五二、〇〇〇

(2) 小完全失業者 一、五九〇、〇〇〇

(3) 二〇日以上の日働いた使用者、一、七六六、〇〇〇

(4) 二、四一六、八人口調査による潜在失業率 六、二〇〇、〇〇〇

(5) 一日乃至七日働いた家族従業員 七九八、〇〇〇

(6) 八日以上十九日働いた者の三十分の一 二、四四八、〇〇〇

總数 四、一、〇〇〇、〇〇〇

三、二一七、三、トリニニ、四、三〇までには職業定着するもの

日働

(1) 海外引揚留民

一、八七六、〇〇〇

二、〇九五、〇〇〇

三、五七、〇八五、中農業水産業その他は一應軍隊に

後備するものとしてその外の七〇、二九名即ち一、〇七四、七五

六は失業寸ものとする

(2) 海外引揚留民

八〇一、〇〇〇、

二、一四、二六、より、二、四、三〇までには海外より引揚げた居留

民一、七四六、二二三中昭和五年有業率四五、九名即ち八〇一、

五二一は有業者とみなしこれは失業とする

三、二一七、三、トリニニ、四、三〇までには職業定着するもの

六、九七六、〇〇〇

(1) 一ヶ月間(二、四、六、八、一〇)に公共職業安定所を通じて、就職した者 七、一八、五三九

(2) 一ヶ月間に会社、工場、事業場、商店に採用された全数 五、五二七、一八九

(註) 会社、工場、事業場、商店が公共職業安定所を通じて採用する率はその全採用者の一五%である

(3) 一ヶ月間(二、三、五、七、九)分は 六、〇二九、六六〇

(4) 一ヶ月間に採用された全数中定着するものは 三、九七八、六五一

(註) 一年度の労働統計調査によると定着率は新規採用者の四九%である

(例) 一、二、三より二、三、四までに就業し定着しない者 三、〇五一、〇〇〇

内訳 (1) 現在失業者とわかるもの 一九六、〇〇〇

(2) 潜在失業者とわかるもの 一七五、〇〇〇

(註) 職業紹介統計によると求職者に対する新職者の比率は

五七、五%、五八、五%は就職し賃金はいよつて三〇、五%、四〇、〇%、四六、五%は現在化すものと考え

(3) 現在失業者の数は推定

現在失業者の数は(1)の(1) (2) (3)の(1) (2) (3)の(1) (2) (3)

六、七六八、〇〇〇
五、二〇〇、〇〇〇

(2) 職業紹介調査より見られる失業者の状況による失業者八厚

八〇五、六八三

これは昨年十二月一日現在の数である

減少の傾向を示してゐる。これは即ち雇傭の面では増減の
 水増し雇傭に失業面ではその潜在化に原因をみることは明
 かである。かゝる不完全就業状態を就業面、失業面と分る

(年 表)

項目	増加数	備考
全労働者	600万	内男410万(推定)
労働者	第一次	昭和20年に於ける 労働者数
	第二次	約200万(推定)
一般労働者	外地	昭和10年末に於ける 内地人口の分布
	外国	110万

測定する。これは格別困難であるが今人口問題研究所のハ
 ンブルの人口の産業別人口の数字に基いた推計数と、國民の
 労働力調査の作成に於ける初物な面より見れば其の数字と
 比較しての不完全率は左の如くである。

産業別	昭和二十一年一月現在		不完全率
	現在	推定	
総人口	3,288万	2,926万	12.3%
農林水産	2,753万	1,538万	44.0%
工業	786万	555万	41.4%
サービス業	748万	837万	11.1%
失業人口	3,931万	931万	23.7%

之に従ふと失業率は約一三%の水増し雇傭を見ており失業人

に生活する爲には当然に生活水準を低下せしめ共済の行方
も考へ得るかさういふ面からいへば機械的な合理化の謀に
より生産物は出来得る限り大きく維持して行くといふ方途
となり、それが経済再建の過程に妨害とならぬ限り限度に於
て或る程度の増し雇用の存在も認め得ることになる。現
実に政策の面からいつても巷間行はれるやうな機械的の理
化の線に沿つた整理によれば生ずる莫大な失業者は予當、
深險其の他の政府の救済によるからばそれだけでも財政的
圧迫のため國家財政は破綻を来すは明かであらう。かゝる
故に現実にもそれだけの失業者は絶対に出し得ないと思は
れる。又現在ある程度の製造工業における過剰は將來の企
業の拡大を考へればその時は決して過剰であるとはいへな

いであらう。かゝる意味で今いはれてゐる過剰労力に代
て一時的に過剰に顕在化される運命にある潜在失業である
ことはいへないであらう。戦前のノーマルな状態より機械的
に算定された過剰労力を現実には決して過剰どころでない
事實の存在も否めないであらう。

次に就職希望調査より失業を求めれば、厚生省が昨年十月
調査したる人の失業者を対象とする就職希望によれば完全失
業者中四六八名の二万三千人だけが就職を希望し三万五千
名の一七、六万人は希望してゐないことを示してゐる。対象
となる完全失業者の中でも三五名の者が別に就業を希望し
てゐないといふことより何等の方法でインフレ下の混乱せる
経済の中に養はれる事柄を示すものであらう。

者一ニ八四四で五〇名戦災者九三二四、四一多となつて居る。昨年一月一十二月迄の状態は左の通り

求職者	就職者	就職率
難職者	七一五、四二〇	三六七、七五三
従軍軍人軍属	四三三、九九三	二三四、九〇四
戦災者	一八三、九九六	八二、四八六
引揚者	一七六、七九七	八二、六六一
		四七%

公営職業安定所に訪れる求職者の予想外に少い原因として求職者と求人との条件に大きな喰違ひによる所も察せられる。即ち求人条件として熟練者、経験者又は年少の養成工を望むに扶養家族の多いもの高齢者を好まないに對して求職者も於ては求人の望むやうな技能経験を有する者は非

常に少く五割は特に壯年層の扶養家族の多い者の求職が原因として求職者の多くは近距離通勤者を希望に對して求職者は宿舎を兼ねた寮に於ては殆んどないに對して求むるものは多い状態である。求職者の現下の生活苦を示すものとして都市在住者の多くが職業安定所志願の増加や中等学校以上の中途退学の増加、又復職者の増加等が最近特に向上を示して壯年層、引揚者、最近の軍復員者等莫きに求職して求むるもの。しかし求職者が自由商人であつたやうなものにはひやかし半分のものがあつた。最近の傾向としてインテリ層が昨へをくひつ

がしる生活も感をついてあせり出し事務系統の求人減少
 爲に何処までもよいからと取あへず工場方面に就業して長
 きれないで退職する者が目立つてゐる。

さて次に回顧的に紹介所の窓口に現れた失業状況の推移
 を見れば昨年二月十七日の経済緊急措置によつては一急從
 不及初見物な失業者をあはま、窓口は走らせたま大都市で
 は求職が一時的に超過する現象を示した。しかるに六月
 日迄急ふに従つて初め右措置により当然窮迫を予想され
 期商人や徒食者の生活が一向に困窮に陥ることなく依然と
 し、例とかがついでいけるやうな措置前の状態に逆行した。

のび求職者は求人数を下廻つた。又昨年八月一日の例の
 八、一歳正によつても一部の都市では肅正実施前後数日は

第二表 月別職求紹介状況

労働者職業安定局編

年	月	求人数	求職数	職求数	求職率	職求率
昭和21年	1月	335	203	49	57.3	14.6
	2月	444	189	80	42.6	18.0
	3月	305	144	8	47.2	2.6
	4月	243	145	112	59.7	46.2
	5月	271	126	79	47.0	28.8
	6月	219	145	86	66.2	39.3
	7月	246	227	124	92.5	50.3
	8月	258	243	137	84.4	52.6
	9月	279	226	121	81.0	43.5
	10月	218	193	105	88.5	48.1
	11月	263	207	115	78.5	43.5
	12月	222	211	112	94.5	50.1
昭和22年	1月	244	194	106	79.5	43.8
	2月	223	163	96	73.0	43.8
	3月	243	143	103	57.0	42.6
	4月	184	115	93	67.8	50.6
	5月	252	127	87	50.4	34.6
	6月	212	129	83	60.5	39.0
	7月	249	176	113	71.2	45.4
昭和23年	1月	319	153	106	49.2	33.5
	2月	291	171	103	58.7	35.2
	3月	248,490	154,283	89,504	62.3	36.7
	4月	251,917	150,918	90,166	59.4	35.1

70 5600-1/2
9550 447
1971

關商賣をする者の求職が相目立つたが一週間に遇れば同
成り、二月一七日の経済緊急措置の場合と同様八、一、一
労働市場には大した影響を及ぼさなかつたやうである。
本年に入つてからの流通秩序確立要綱案に基づく措置は
ついても同様に初めに、
はがれる程大に影響はな
な
な

紹介所の窓口には於ては求人よりは求職の方が常に多かつた
のであるがそれとてさうあるのが当然と考へられる、しかる
に求職のやうな奇異の様相を示すことはいんフレーション
の失業の持異性を示すものと云へよう。
このうな失業者への対策についてみれば、公共事業は

予算九五億円、その雇傭量約一七、一万人と予想出
し、しかしながらその中失業対策を主目的とする厚生
省の公債は約三億八千万円雇傭量約一九万人で金額で全体の
約二五％を占め、一、一％に過ぎない、しかも最近の状態
は、如予算約八十億を加へても物價の値上りを考慮すれば
約一〇〇万人程度雇傭に減少せざるを得ないと考へられ
る。しかも公共事業の本質上、事業面より予算が流れたまま
な失業者の分布が主として都市に集中してゐるのに公共事
業は多く地方の僻地に行はれてむしろ労務不足を感ぜて地
方失業の救済をあげざるの事態もあつて失業者の十分救済
は、困難に至りない現情である、かくしてみれば、要するに公
共事業に失業救済の効果を過大に望むことはつづれまねば

472
 1,000 / 207人

なりなれと思はれる。
 次に貿易再開に伴ふ輸出産業の振興による失業人口の収
 収が甚間論じられざるがこれとて今直ちに現情の産備
 を増大しなればならぬ程の事態は起らないと考へられり。
 即ち輸出産業の主たる設備についてはやはり輸出産業だけ
 にコストは最大限に低くおさへなければならず現状の設備
 と労働量を以てハーフエクトの生産性を高めることによつ
 て当分の注文には應じ得る状態の如くである。最後の失業
 救済策として失業保険手当であるが最近具体化せられんこ
 する整備其の他によりかなり完全失業が出るものと見ら
 れ、それに対する用意として考へられたわけである。失業
 保険被保険者手当数をあげれば次の通りである。

産業(五人以上の事業体)	男子		女子		合計
	人数	手当	人数	手当	
工業	242	1000	342	342	584
交通業	34	1	34	34	68
商業	62	10	34	34	96
鉱山業	63	9	72	72	135
合計	353	1119	472	472	825

となつて居り官公吏を含まなければ四七二万人と想像され
 る。
 目下国会提出中であるが(1)現在の失業者に對する何らの
 措置もない(2)保険は六ヶ月手当は四ヶ月の在り切りの平均千
 円政府の一方助給付である(3)失業手当は如何(4)手当の對
 象は一億二千万と見極められて居る(5)の程度を正かどうか

274 ^{5人}
5-450-8519

財政との關係も問題となるとみられる。

一方昨年十月一日より施行されている**生活保護法**は**保護**
費が漸次引上げられ本年七月と更に八月一日の**新物價体系**
に應じて基準額が大巾に引上げられたが之に伴ふ追加予算
十八億を加へ二十年度予算は**五十四億**が計上されてい
る。同法に基く生活扶助者は六月末調査で**全國約二百七十四万**
(約七十万世帯)となつておりその趨勢は次年度の如く一定
の水準を保持してきていながら失業保手当が**多く遠近期**
定額なものだけに**完全失業者の續出**と共に**今後は増大の**
途を辿ることは**必至と**みられる。

ロ 一
レ 一
ハ 一
ニ 一
ハ 一
ニ 一
ハ 一
ニ 一

保護金 一七、〇〇〇(万)
給與金額 一三、六九九(万)
一人当金額 五、〇〇七(元)

	一、二	二、〇六、〇九	七、二一、六四
五月	二、八九	二、五一、五七	八、七、〇二
六月	二、七七	二、二四、九一、八	八、〇、〇三
	二、九四	二、二四、二五	八、五、二六

(調査課 高橋 繁)

昭和二十二年十一月二十九日札幌に於て炭鉱労務者
代表者に対しE.S.S.労働部ベッカー氏の爲せる演説

本日御参集の諸君は日本労働陣の重要部分と代表されてゐる。何故か
らは、全日本の経済再建が出来るか出来ないかは概ね炭鉱労務者の双肩に
かゝつてゐるからである。

石炭増産の緊急に必要であることは私が今こゝに改めて申上げる迄もあ
りません。石炭こそは日本経済、生活の根本であり、これなくしては日本
国民は数多の困難に直面しなければなりません。毎日の生活の立場から見
まして、石炭の増産と云う事は、とりもなおさず、食料、鉄鋼、薬品並
に学校や家屋等の建築資材の増産と云う事になるのであります。又同時に
各家庭も電灯でもつと明るくする意味にもなるのであります。現在日本の
地方によつては、電力不充分の爲、学校に通つてゐる子供達が家々夜自由
に勉強が出来ない状態にあります。日本国民の生活水準を向上させると云
う處まで、日本産業の潜在能力を有効に利用せんとする凡ゆる努力は、認

べて石炭増産の必要性に帰着するものであります。

日本の炭鉱労務者諸君が去る六月経済復興会議に参加して、経営者側と
共に石炭増産に向うと云う具体的な計画を起すた所に皆様方は既に此の向
題をよく認識してゐると云う事を顕したものであります。之等の努力は十月
の二百四十一万三千噸と云う戦後最高出炭量を遂行する爲に役立ったので
あります。労働者も此の計画に参加したと云う事は誠に喜ばしい事であり
ます。

併し乍ら、少く共最少限度の日本経済復興を見るにははより以上の石
炭増産が重要になつてくるのであります。而もこのより以上の石炭を増産
が出来る可能性は明瞭であります。一例を挙げれば、最高司令官が総理大
臣にあつた書翰文中には、戦時中の平均年産は五千万噸を越えてゐたと云
う事実を指摘して居ります。

冬明を過ぎに充分なる電力と燃料を確保すると共に、日本の現在必要量
の石炭を獲得する爲には、十二月中に二百七十五万噸、一月中に二百七十

七万四千噸の石炭は絶対に必要であります。

北海道に於けるこの割当は夫々八十万噸と七十五万五千噸であります。この割当は各坑内労務者が十月に於けるよりも、毎日百キロ即ち米俵にして二俵分の石炭を掘出せば達成されるのであります。

此の必要な水準まで石炭を増産する責任は労務者、経営者及び日本政府の双肩に一様にかゝつて居るのであります。政府の責任としてはよりその結果を生み出す為に、労務者に対し、衣食住並に機械資料その他必要な物資を充分に供給すべきであります。経営者としては出米得る限り最大限及の出炭がみられるべく有効に炭鉱を管理すべきであります。それから炭鉱労務者各自の役割は炭鉱外の労務者及び社会全般に対する責任止しを得る限り多量の生産を確保する事であり得ます。鉱夫が此の責任を巧く果たすことは将来経営者との交渉に成功することを意味すると同時に炭鉱を維持する輿論と云うものが良くなる事でもあります。現在炭鉱を及びその家族に支給されてゐる労務加配は一般大衆の爲のストックから引出されてゐるのである

りますから輿論は重要視されるべきものであります。他の産業労務者の口に入るべき食物を増産に充分努力せしめて受取る事は正しくな、事であり得ます。少ししか働かない者は多く働く者程食すべきではありません。

労働者、経営者及日本政府の石炭生産上に於ける役割として夫々適當な責任を遂行する事を期待して居ります。お互に責任をなすりあつて自分の義務を逃れようとする事は許されな、事であり得ます。

労働組合は如何にすれば其の責任を最もよく果し得るかと申しますと第一に飯山の規律を維持する事であり得ます。一日分の仕事を完全に済ませるに、仕事場を去る者が一部ある様な傾向が見えます。新しく労働者を保護する法律が上れた結果労働時間は戦前の八時間半が現在六時間半又は五時間半にまで短縮されてゐるといふ見地から見まして、仕事時間中は時間一杯働くといふ事を鉱夫に求める事は極めて妥當な事だと思われ得ます。

私は戦前及戦時中の炭鉱夫一人当りの出炭が今日の出炭の約二倍であつたといふ事実を考へて今の事をやしたのであります。適當な指導が欠けて

るる爲に或は監督者からの指示に鉦夫が従わなかつたりして無責任な行動
を取る事を止めさせるのも又必要であります。かゝる悪行は生産を低下さ
せるのみならず重大な事故の原因ともなり得るのであります。若し鉦夫が
受けた指示が公平でないと思つた場合には、此の問題を普通の不平處理手
続を以て平和に解決する事が出来るのであります。

最後に鉦山規律の維持問題について次の問題が残つて居ります。即ち
これは住宅や食料確保の爲、又は賭博や、周商売をするための手段として
いわゆる炭鉦夫となつて来る様な好ましくない分子の活動に対策を起する
問題であります。是迄の報告に依りますと、此等の人は一般の秩序を
すばかりでなく鉦夫の当然受けるべき食料や衣類の配給をすすめたり
して居ります。こうした悪得新階級が正直な炭鉦夫の袖の下にかくれて悪
事を働く事は許さるべきではありませんか？ 組合員の安寧を保護する爲
に、炭鉦労働組合は地方当局と協力して此等の寄生虫と處罰すべきであ
ります。

第二に、組合は個人的又は政治的目的達成の爲に生産を減少させようと
する極左極右の分子に対して自衛手段を講じなければなりません。特に組
合、組合員又は一般大衆の眼前の福祉を考えずして故意に危機をつくり出
そうと務める様な者に対して自衛手段を講ずべきであります。かゝる分子
の活動は組合支部の有能な油断のない正しい指導に依つて最も良く撃退す
ることが出来ます。

第三、適当な不平處理機構と手続法を設ける必要が段々と明瞭になつて
来ました。立派な労働関係の支柱と云うものは、不平處理機構を有効に利
用することにあるのであります。現在は一つの班の首、一つの坑の者或は
全山の首が争議に巻き込まれると云う傾向があります。その争議は小とす
べし、逆に大きく生産に影響を與えるものであります。紛争は普通
処理手続により解決する事に依つて炭鉦の作業は全般的に中絶する
ことなく続けられる事が出来るし又続けらるべきであります。米國に於て如何
なる手段が取りれてゐるかを書いた資料は地方の軍政部で入手することが

出来ませす。

増産のため、今一つの重要な問題は坑内と坑外労働者との比率の改善であります。例えば北海道に於ては総労働者中の五七〇人が坑外労働者であり、坑内労働者は四三〇人に過ぎません。九州其の他の炭鉱では此の比率は正反対であります。一般的に云うと坑内が六〇％、坑外四〇％が理想的であります。これについては組合は労働者の配置転換をもつと適切にする為、経営者と協力すべきであります。

これまで経済復興会議に於て見られた精神と同じ精神で労働が更に増進を遂げる事は單に増産を計る機会ばかりでなく、危険予防衛生及厚生施設を改善する機会をも多くする事になるのであります。

「団結は力なり」という根本概念を單なるスローガンとしてでなく實際に活用するに當り、これ程それを理解してゐるかによつて組合の眞価が分るのであります。民主的な労働組合というものは一般の組合員が全部この政策決定に参加する組合であります。自選の指導者や極端主義者又は無規

律な個人に依る組合の政策に反する無責任な個人的昇降は組合の威信及効力を甚しく阻害するものであります。若し大多数の鉱夫の増産に計する眞面目な欲求が少数派の意識的行動に依つてまたげられるとするならば、その大多数の意志というものは敗北を受けてゐるのであります。そしてその組合の記録は不必要に傷つけられる事になるのであります。それ故に組合が内外の敵に対し自衛手段を取つて、大多数の意志を實行する為に組合員の規律を維持する事は最も大切な事であります。

世界各国の国民は非常に深い関心を持つて日本の炭鉱夫を見つめて居ります。封建的な暴政のもとに石炭が強制的に掘られてゐたのは一いつ此の向までの事でありませす。今や炭鉱夫は世界の自由な国民に与へられてゐると同様な自由を獲得しました。その自由の中には労働組合を組織し、労働条件及生活条件を改善するために雇主と団体協約を結ぶ権利も含まれて居ります。

日本の炭鉦労働者諸君は日本の国民が正しく諸君の雙肩に負わせた責任と信頼に値するものであるという事を世界に示す事が今や最も大切なことであります。

終



30号

労働状態調査

業種 毛皮工業 労務調査 調査の目的 労働者の生活改善

1. 全国製靴工場生産能力を調査し、その生産能力の増進、労働者の生活改善、労働者の福利厚生に資する。また、労働者の生活改善に資する。また、労働者の福利厚生に資する。また、労働者の福利厚生に資する。

2. 生産設備の増進（調査対象 皮革）
a) 製造人員の配置状況
b) 製造工程の改善
c) 労働者の生活改善
d) 労働者の福利厚生

104

113 8-6

戦前（昭和29.10.1）～（昭和30.10.31）までの大
 阪市電車の運転士、車掌の増減に匹敵して
 いる。このうち、戦前には戦時特務隊員を兼ねて
 いたものが多かった。戦時特務隊員は戦時中
 には戦時特務隊員としての任務を執行して
 いた。

(2) 乗務員 乗務員の技術は「折減」による人員を割り
 合わせる。

乗務員は「折減」に多少、費用を加えてなる。折減は生産能力に
 関係なく、戦時中は戦時特務隊員としての任務を執行して
 いた。

折減は「折減」による。折減は戦時中、戦時特務隊員としての
 任務を執行していた。

折減は戦時中、戦時特務隊員としての任務を執行して
 いた。

2 製造

品名	数量	単位	原価	標準原価	差異	説明
	個数	個	円	円	円	
材料	15,333	5	11.20	170.80	15.33	
労務	-	50	-	5.00	5.00	
計	208,103	30	65.17	13,565.10	13,550.00	
その他	265,103	55	76.17	20,211.15	20,211.15	
合計	473,206	85	75.17	33,776.25	33,776.25	

製造原価表
 1942年
 1933 1930

(2) 機材費と人員

次表(2)から次の如き結果が得られる。

A 機械設備の稼働割合に、1941年と1942年とを比較すると、1942年の方が1.1倍に増加した。

B 生産量の割合に、1941年と1942年とを比較すると、1942年の方が1.1倍に増加した。

C 2-2-1の月別割合(%)を比較すると、1942年の方が1.1倍に増加した。

D 原料の生産能力に、1941年と1942年とを比較すると、1942年の方が1.1倍に増加した。

E 電力の消費に、1941年と1942年とを比較すると、1942年の方が1.1倍に増加した。

F 生産能力に対する所要人員に、1941年と1942年とを比較すると、1942年の方が1.1倍に増加した。

2) 労働者

1, 2, 3, 4, 5, 6

船ちびに上る操米度(1)のロ、船員(2)の級にあり労働を等しくし
るを、この程度にA及びBの程度に對し與階的隔差を去す、この隔差が
労働生産性の低下にどの程度影響を及ぼしてゐるかを調べなければ
ならぬ。

A) (1)については製炭労働率の低下に際し網袋表に説明がないから実際に
この調査をする必要がある。

(2) (3)については係数表をたいて之を検討する。

3) 炭産出の高低を労働率と労働生産性との関連

4) (1) (2)の関係を比較し、採掘労働率のゾーグに當り實際折衷量と
均上量とを比較する。採掘労働率の低下は、 $\frac{\text{均上量}}{\text{採掘労働率}}$ の減少を示す。

(3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100)

ただし、製炭電力、蒸気、維持労働量(運送労働量)の矢張り労働率
を見るに炭産の通り労働率は最近三期間(戦前の資料なし)を通

〆産の要系に比し低下。場合が甚しい。採掘労働率の低下は、採掘労働率の低下を
解せ、 $\frac{\text{均上量}}{\text{採掘労働率}}$ の炭産、 $\frac{\text{均上量}}{\text{採掘労働率}}$ の生産次第的の採掘率の低下に及して労働
メ、 $\frac{\text{均上量}}{\text{採掘労働率}}$ と関係がある。而して労働率の一人当り生産量(採掘労働率)と
この係一労働者ノロの労働生産量を以て示さる。

$\frac{\text{均上量}}{\text{採掘労働率}}$ (生産能力)の生産量(採掘労働率)の均上量(採掘労働率)の低下は、
了、 $\frac{\text{均上量}}{\text{採掘労働率}}$ と関係がある。而して労働率の一人当り生産量(採掘労働率)と
この係一労働者ノロの労働生産量を以て示さる。

答 ても、その間に、労働力の不足を感ずる機あり、或は、新産の遺持労働物の段階的増産が労働生産性低下に及ぼす影響の度合をこの面に於て、極端に感ずるかも知つて、然るに、是れ、生産小相対的労働利労働物の因基を不換するものである。

(2) 生産要素の生産能力に対する実際の割合

生産要素	生産能力					実際の割合
	労働力	資本	土地	技術	管理	
労働力	287	242	243	210	209	92.8
資本	49.5	40.7	46.8	46.4	46.4	110
土地	75.0	74.0	74.0	74.0	74.0	100
技術	39.1	39.1	39.1	39.1	39.1	100
管理	2.8	2.8	2.8	2.8	2.8	100
合計	172.1	172.1	172.1	172.1	172.1	100
労働力	172.1	172.1	172.1	172.1	172.1	100
資本	28.7	24.2	24.3	21.0	20.9	16.6
土地	44.1	43.5	43.5	43.5	43.5	25.3
技術	22.9	22.9	22.9	22.9	22.9	13.3
管理	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	0.9
合計	109.4	109.4	109.4	109.4	109.4	63.5
労働力	109.4	109.4	109.4	109.4	109.4	63.5
資本	16.3	16.3	16.3	16.3	16.3	9.5
土地	22.9	22.9	22.9	22.9	22.9	13.3
技術	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	8.3
管理	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.3
合計	74.5	74.5	74.5	74.5	74.5	43.3
労働力	74.5	74.5	74.5	74.5	74.5	43.3
資本	11.3	11.3	11.3	11.3	11.3	6.5
土地	17.3	17.3	17.3	17.3	17.3	10.0
技術	11.3	11.3	11.3	11.3	11.3	6.5
管理	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2
合計	50.5	50.5	50.5	50.5	50.5	29.5
労働力	50.5	50.5	50.5	50.5	50.5	29.5
資本	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	4.4
土地	11.3	11.3	11.3	11.3	11.3	6.5
技術	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	4.4
管理	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
合計	36.8	36.8	36.8	36.8	36.8	21.4
労働力	36.8	36.8	36.8	36.8	36.8	21.4
資本	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	3.2
土地	8.3	8.3	8.3	8.3	8.3	4.8
技術	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	3.2
管理	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
合計	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	14.5
労働力	25.0	25.0	25.0	25.0	25.0	14.5
資本	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	2.0
土地	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	3.2
技術	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	2.0
管理	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3
合計	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	10.0
労働力	17.5	17.5	17.5	17.5	17.5	10.0
資本	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	1.4
土地	3.5	3.5	3.5	3.5	3.5	2.0
技術	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	1.4
管理	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3
合計	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	6.6
労働力	11.5	11.5	11.5	11.5	11.5	6.6
資本	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	0.8
土地	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	1.4
技術	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	0.8
管理	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3
合計	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	4.4
労働力	7.5	7.5	7.5	7.5	7.5	4.4
資本	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.6
土地	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	0.8
技術	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.6
管理	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3
合計	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	2.9
労働力	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	2.9
資本	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3
土地	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.6
技術	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3
管理	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3
合計	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	1.7
労働力	3.0	3.0	3.0	3.0	3.0	1.7
資本	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3
土地	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.6
技術	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3
管理	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3
合計	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.2
労働力	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	1.2
資本	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3
土地	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.6
技術	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3
管理	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3
合計	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	0.8
労働力	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	0.8
資本	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3
土地	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3
技術	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3
管理	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3
合計	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.6
労働力	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.6
資本	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3
土地	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3
技術	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3
管理	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3
合計	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3

(b) 原單位による効率

項目	適正量	昭21上		昭21下		昭22上		昭22.8月	
		實際量	効率	實際量	効率	實際量	効率	實際量	効率
運送至原	7,000 kg	2,180	51.7	2,461	51.2	2,216	40.2	2,195	91.1
建物電力	3,200 kw	2,754	86	3,313	95.1	3,331	96.0	3,224	90.8
取	10,566 kg	17,300	41.1	13,461	75.4	10,342	97.4		

効初生産性

項目	1	2	3	4
労働者1000時間当 (噸車1000)	20.6	23.6	25.5	45.3
取	(14.5)	(26.0)	(33.2)	(39.6)

※ 同松葉 汽機燃焼

原料費の増減と推定される前記の諸材料の増減を、大體より最近一ヶ月
 止の製造原価の増減の趨勢、消費需要の増減に於ける上昇率並にこの
 下が得た製造原価増減の割合が示すやうに個々の材料の増減なること
 とを推定する。この増減の割合は、生産量の増減が総
 之の増減の割合を、この増減の割合に入力費、燃料費の増減が何に類するし
 ば、その増減の割合を、この増減の割合に入力費、燃料費の増減が何に類するし

(1) 生産量の増減による原料費の増減の割合を、この増減の割合に入力費、燃料費の増減が何に類するし
 ば、その増減の割合を、この増減の割合に入力費、燃料費の増減が何に類するし

(2) 生産量の増減による原料費の増減の割合を、この増減の割合に入力費、燃料費の増減が何に類するし
 ば、その増減の割合を、この増減の割合に入力費、燃料費の増減が何に類するし

(3) 原料費の増減と推定される前記の諸材料の増減を、大體より最近一ヶ月
 止の製造原価の増減の趨勢、消費需要の増減に於ける上昇率並にこの
 下が得た製造原価増減の割合が示すやうに個々の材料の増減なること
 とを推定する。この増減の割合は、生産量の増減が総
 之の増減の割合を、この増減の割合に入力費、燃料費の増減が何に類するし
 ば、その増減の割合を、この増減の割合に入力費、燃料費の増減が何に類するし

(4) 原料費の増減と推定される前記の諸材料の増減を、大體より最近一ヶ月
 止の製造原価の増減の趨勢、消費需要の増減に於ける上昇率並にこの
 下が得た製造原価増減の割合が示すやうに個々の材料の増減なること
 とを推定する。この増減の割合は、生産量の増減が総
 之の増減の割合を、この増減の割合に入力費、燃料費の増減が何に類するし
 ば、その増減の割合を、この増減の割合に入力費、燃料費の増減が何に類するし

この二つの項目は、大抵、前者の増減率の低下による
る。この二つの項目は、大抵、前者の増減率の低下による
増し、増減率をとりつての増減率の増減率に於いては、人件費、其
他の経費支出の増減率が、前者の増減率と異なり、前者の増減率に
比して、前者の増減率に比して、前者の増減率に比して、前者の増減率に

- 4. 前者の増減率に比して、前者の増減率に比して、前者の増減率に比して、前者の増減率に
- 5. 前者の増減率に比して、前者の増減率に比して、前者の増減率に比して、前者の増減率に
- 6. 前者の増減率に比して、前者の増減率に比して、前者の増減率に比して、前者の増減率に
- 7. 前者の増減率に比して、前者の増減率に比して、前者の増減率に比して、前者の増減率に
- 8. 前者の増減率に比して、前者の増減率に比して、前者の増減率に比して、前者の増減率に
- 9. 前者の増減率に比して、前者の増減率に比して、前者の増減率に比して、前者の増減率に
- 10. 前者の増減率に比して、前者の増減率に比して、前者の増減率に比して、前者の増減率に

- (1) 前者の増減率に比して、前者の増減率に比して、前者の増減率に比して、前者の増減率に
- (2) 前者の増減率に比して、前者の増減率に比して、前者の増減率に比して、前者の増減率に
- (3) 前者の増減率に比して、前者の増減率に比して、前者の増減率に比して、前者の増減率に
- (4) 前者の増減率に比して、前者の増減率に比して、前者の増減率に比して、前者の増減率に
- (5) 前者の増減率に比して、前者の増減率に比して、前者の増減率に比して、前者の増減率に
- (6) 前者の増減率に比して、前者の増減率に比して、前者の増減率に比して、前者の増減率に
- (7) 前者の増減率に比して、前者の増減率に比して、前者の増減率に比して、前者の増減率に
- (8) 前者の増減率に比して、前者の増減率に比して、前者の増減率に比して、前者の増減率に
- (9) 前者の増減率に比して、前者の増減率に比して、前者の増減率に比して、前者の増減率に
- (10) 前者の増減率に比して、前者の増減率に比して、前者の増減率に比して、前者の増減率に

(2) 表 4 收支構成比 (A) 原産油指數 (B) 100 (C)

項目	昭和22年(ANDA)		昭和23年		昭和24年		昭和25年		昭和26年		昭和27年	
	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B	A	B
1. 収入	20,677	19,250	27,640	16,621	18,230	45,660	17,220	21,116	14,777	15,008		
2. 原産油費	28,920	2,000	46,030	2,567	6,447	27,500	44,790	20,610	15,008			
3. 燃料費	26,620	6,000	11,200	2,000	7,490	25,000	17,000	2,000	10,000			
4. 電費	19,300	1,000	5,000	1,000	5,440	10,000	14,000	10,000	10,000			
5. 雑費	24,420	1,000	24,000	2,000	25,670	3,000	18,000	18,000	18,000			
6. 雑収入	0,460		0,200		0,440	500	500					
7. 雑支出	1,250		2,400		2,580	2,000	2,000					
8. 正味収入	1,750	1,250	2,790	1,800	4,254	6,120	5,380	2,935	0			
9. 繰上利益	28,510	2,000	26,330	5,600	15,750	30,000	43,000	50,000	100,000			
10. 繰上損失	700		1,900		7,200		6,110					
11. 繰上利益率	110	10	100	30	230	350	300	100	100			
12. 繰上損失率	3		7		40		35					
13. 繰上利益率	107	10	107	30	270	350	335	100	100			

※ 細格引下

口 貨收別増額増加

品名	昭和二十一年		昭和二十二年		増加額	比率
	増加額	比率	増加額	比率		
黄	08,793.61	6.5%	838,657.4	1.2%	293,282.2	5.8%
黄	542,842	9.1%	1,598.8	0.1%	56,400	9.1%
黄	1,225,618	9.5%	605,796	9.8%	296,728	9.9%
其他	2,345,091	21.8%	142,178	1.5%	10,525	1.1%
總計	4,918,506	22%	2,058,347	6.9%	1,332,401	6.9%
總計	5,551,776	25%	2,705,258	11.4%	522,600	7.7%

* 増加額

(b) 表

人件費	項目	金額	備考
A	燃料費	1,200.00	
B	電費	4,276.00	
C	電話料	2,200.00	
D	印刷費	2,200.00	
E	雑費	2,200.00	
F	その他	2,200.00	
G	合計	14,566.00	

項目	金額	備考
A	1,200.00	
B	4,276.00	
C	2,200.00	
D	2,200.00	
E	2,200.00	
F	2,200.00	
G	14,566.00	

12

(1) 炭塩費

項目	前年	本年	増減
A 卸物面指款	873.8	873.8	0
B 炭塩取扱指款	2470	2575	105
C (炭)取扱炭塩取扱指款	554	567	13
D 炭取扱炭塩取扱指款	109	123	14
單位費用	79.3	70.4	8.9

* 三期同炭塩取扱指款、取扱費をいからば、上と卸物面指款は、上とに據る

(2) 炭 生産費・炭炭取扱指款・戦前・戦後

項目	前年	本年	増減
A 卸物面指款	873.8	873.8	0
B 炭取扱炭塩取扱指款	2516	2772	256
C 炭取扱炭塩取扱指款	322	51	271
炭炭取扱炭塩取扱指款	4226	4690	464
單位費用	4226 = 100	604922 / 4.3%	501,116 / 2.1%
		773406 / 5.1%	

(13)



極秘

企業整備関係資料

労務の実態に関する調査

(1941年11月10日 労働局)

一 「労務の面より見る企業整備」に関する資料としては次の如きものが考へられる。

1. 生産と雇傭との関係は如何に保たれていゝか、従つて労働の不足は如何に補はれていゝか。

2. 国民経済増進には生産と雇傭とのバランスと云はれども、企業の実態に於ては如何であるか。

3. 失業対策能力は如何であるか。

二 茲には以上のうち、(一)の調査結果を資料を集めて見た。

1. 第一は、生産活動と労働力配当を掲げた。
〔第一表〕 (一) (二) (三)

2. 次は、労働力の増減と戦前と比較して見た。

〔第二表〕 (一) (二) (三)

斯くて、生産と労働力の関係より見てもバランスが保たれていゝこと

しかし、そのバランスの採られていゝのは如何なる事情によるか、個別企業の実態調査に俟たねばならぬ。

3. 故に、是の調査結果を以てその低下を招来した、諸原因を檢討する。

〔第三表〕

4. 更に、工場の実態調査より労務を中心に企業経営を分析した。

〔第四表〕 (一) (二)

(5) 但し、この調査の実態は現在のうちに於て、労務の需給は如何に行はれていゝかを職業紹介によつて検討した。

〔第五表〕

三 斯くて、次の如き若干の結論を引出し得る。

1. 生産と産備は国民経済総体として見るときは非常なアンバランスであり、其の異質な動力源の相違は、此の相違は、訂の30にその程度である（オ一表、オニニ表）
2. 労働の生産性の低下は、一般採炭率の低下が最も大きな原因であり、その原因は左に示す通り原料資材動力である。（オ三表）
3. 個別企業の分荷より見ると、労務の膨脹は生産部門より、補助部門、更に大きくは管理部門に見受けられる。即ち、事務系統に多いことである。（オ四表）
4. 工場経理は、多く生産、又は附帯品生産により支へられていゝ現状である（オ四表）
5. 他方、労務需給は、二集、鉱業などの生産産業に流入するよりは、商業、公務自由業に流入して行く傾向がある。（オ五表）

第一表 一ノ 織工業生産量指数

年	三				二				一				総合 指数	標準 指数	生産計 平均 指数
	織物 指数	縫衣 指数	絹織物 指数	絹織物 指数	織物 指数	縫衣 指数	絹織物 指数	絹織物 指数	織物 指数	縫衣 指数	絹織物 指数	絹織物 指数			
昭和22 9月	222	151	277	185	487	185	422	284	510	1187	427	205	427	205	
10	274	157	280	188	444	188	439	230	517	1232	238	200	455	200	
11	288	126	271	121	449	121	486	377	532	1142	242	207	474	207	
12	277	137	270	181	417	181	520	287	586	1222	246	290	441	290	
昭和22 1月	262	146	241	181	332	181	524	211	577	1225	238	117	278	117	
2	247	162	207	164	260	164	522	249	522	798	251	248	313	248	
3	308	127	163	227	414	227	751	321	596	1192	302	236	261	236	
4	292	188	282	211	501	211	444	243	106	161	328	261	293	261	
5	237	127	146	167	546	167	578	328	605	1465	315	256	295	256	
6	311	111	152	117	547	117	425	280	609	1142	255	264	295	264	
7	322	177	173	122	437	122	410	274	588	1427	455	266	273	266	
8	325	141	132	132	581	132	513	328	609	1142	443	366	423	366	

(註) 1. 昭和10〜12年を基準とする百分比
 2. 国民経済研究協会作成資料による。

(二) 石炭及石油電力配当数

業種	三六年度		平均		石炭	電力	合計	石炭	電力	合計	石炭	電力	合計
	三六年度	三六年度	平均	平均									
金属工業	5,998	1,967	5,945	1,511	1,017	2,366	1,017	1,017	2,366	1,017	1,017	2,366	421
機械器具工業	710	787	1,497	317	524	841	841	841	841	841	841	841	582
化学工業	5,259	5,307	9,566	2,547	2,971	5,418	5,418	5,418	5,418	5,418	5,418	5,418	633
ガス業及電気業	5,090	242	5,332	245	245	2,417	2,417	2,417	2,417	2,417	2,417	2,417	445
窯業及土石工業	3,686	716	4,402	1,019	112	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	257
紡織工業	5,447	2,264	7,713	460	298	648	648	648	648	648	648	648	892
製材及木材工業	22	118	140	7	22	21	21	21	21	21	21	21	207
食品工業	13,701	375	17,455	363	71	434	434	434	434	434	434	434	249
印刷業及製紙	21	44	65	7	8	15	15	15	15	15	15	15	242
其他の工業	12,985	105	13,935	323	33	321	321	321	321	321	321	321	241
計	24,993	11,922	36,795	9,012	5,181	14,194	14,194	14,194	14,194	14,194	14,194	14,194	3,354

(注)

- 1. 単価千トン
- 2. 電力は石炭に換算せるもの
- 3. 配当数は生産局額へはよるものを労働局に於て分類した。

第二表

(一) 工場数

業種	業別	工場数	面積 (坪)	従業員数
金属	金属	2,018	4,080	1,241
機械	機械	1,055	2,201	1,251
化学	化学	4,444	6,885	1,472
石油	石油	541	611	1,257
窯業	窯業	4,444	4,444	1,445
織物	織物	2,552	1,438	439
製材	製材	2,267	1,589	1,367
食料	食料	1,364	1,015	742
印刷	印刷	654	1,552	460
其他	其他	8,577	4,925	571
計		36,777	55,111	10,111

(註) 向子内、工業、統計表による。

二) 従業員総数

業種別	子業種別	10年度	11年度	(%)
金属	金属	246,221	248,315	100.1
機械	機械	102,445	107,311	105.1
化学	化学	247,758	432,901	174.7
電気	電気	111,188	196,751	177.0
炭及石油	炭及石油	103,549	136,551	132.0
繊維	繊維	106,774	472,436	443.0
製材及木材	製材及木材	97,176	264,211	271.8
印刷	印刷	184,570	176,819	95.8
其他	其他	73,216	56,387	77.1
計		1,566,484	1,127,666	72.0
		1,131,316	2,249,841	199.0

(注) 商工業二業種別統計表の従業員総数に由来。

全業種別

年月	総合	建設業	製造業	商業	運輸業	情報業	その他
昭和27年	943	870	1029	737	242	947	1007
9月	1020	950	1021	747	194	880	1009
10月	1020	950	1021	747	194	880	1009
11月	1020	950	1021	747	194	880	1009
12月	1020	950	1021	747	194	880	1009
昭和28年	1020	950	1021	747	194	880	1009
1月	1020	950	1021	747	194	880	1009
2月	1020	950	1021	747	194	880	1009
3月	1020	950	1021	747	194	880	1009
4月	1020	950	1021	747	194	880	1009
5月	1020	950	1021	747	194	880	1009
6月	1020	950	1021	747	194	880	1009
7月	1020	950	1021	747	194	880	1009
8月	1020	950	1021	747	194	880	1009
9月	1020	950	1021	747	194	880	1009
10月	1020	950	1021	747	194	880	1009
11月	1020	950	1021	747	194	880	1009
12月	1020	950	1021	747	194	880	1009

(注) 1. 1950年を基準とする百分比

2. 国勢調査局の毎月勤労統計を調査して作成せしもの

3. 本調査の対象となつていないものは大規模工場に多く、計数範囲を網羅
内訳あり

第三表

労働効率の変動

工業名 工場名 比較年度	ソーダ工業						硫酸及アンモニア工業						カーバイト工業			鋳造工業		マツテ工業		電球工業						スフ工業			人絹工業		
	A	B	A	B	C	D	E	F	A	B	C	A	B	A	B	A	B	C	E	F	A	B	C	A	B	C					
	9-11: 21上	9-11: 21上	16: 21上	9-11: 21上	9-11: 21上	16: 21上	9-11: 21上	9-11: 21上	9-11: 21上	9-11: 21上	9-11: 21上	16: 21上	20: 21上	9-11: 21上	9-11: 21上	9-11: 21上	9-11: 21上	9-11: 21上	9-11: 21上	9-11: 21上	9-11: 21上	11-21: 16:21上	16:21: 21上	14-15: 21上	14-15: 21上	11-21: 18:21	18:21: 21上				
1/1原因名	13.5	5.0	0.118		164	237.4	393	14						0.23	1.5	0.29	0.258	3590	25.9	16.1	70	1720	405	73.7	44.8	18.1	13.2	18.6			
基準年度 (%)	1.13	1.14	0.01		64	202.4	34	5						0.12	1.1	0.24	0.124	654	10.1	11.7	11	1340	763	21.6	13.8	5.43	5.1	7.4			
Y/X	8.4	22.9	34	40	39	85	9	36	61	51	33	55	65	85.7	44.5	19	39	73	55	78	18.8	29.3	30.3	30	39	16					
1-労働率低下	60	70	30	10	10	20	80	25	20	30	32	15	10	-	70	5	20	55	80	50	-	35	40	40	40	60					
2-出勤率低下	10	0	-	-	-	30	-	10	10	0	0	-	10	5	-	10	15	-	-	-	20	-	-	-	-	-	-				
3-労働時間短縮	5	10	-	10	50	-	10	25	20	40	35	10	10	10	-	55	10	-	-	10	-	15	30	30	5	-					
4-労働率損失	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
5-熱線度低下	10	10	30	30	20	10	10	20	20	10	10	10	20	50	30	20	30	15	20	20	80	20	20	20	55	20					
6-作業能率低下	15	10	40	50	20	40	-	20	30	20	23	65	50	35	60	5	25	30	-	20	-	30	10	10	-	10					
1. 勤怠	-	-	16	20	6	-	-	5	-	0	2	-	20	8	10	10	-	-	-	-	-	-	2	2	-	7					
2. 口食喫	-	-	12	20	10	10	-	8	15	10	12	50	10	25	30	40	-	25	-	15	-	30	6	6	-	3					
3. 休息時間	-	-	6	10	4	30	-	7	10	5	7	10	10	2	10	30	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-					
4. 通勤等	-	-	6	-	-	-	-	5	5	2	5	10	-	10	20	-	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-					

- (註) 1. 昭和27年末工場実態調査の結果に基づき、労働局にて調査せるもの。
 2. 変動原因は1から6までの総体が100%に占り、6の1から5までは6の内訳を占めている。

員全体として人員の減少を要求する場合製造部門のみの減少の割合は大きく
 ないことを示す。又実際員数の生産能力に対する所要人員の比に比べて
 も明かに製造部門で低下しているが他の部門では大体Constantが感
 じられ、管理部門では90-100%の高率である。この点から
 言えば所謂過剩人員が存在するとすれば製造部門より補助部門乃至管理
 部門に多いことと推察される。

2. 技術者 事務者 奨励者 奨励者 奨励者 奨励者 奨励者 奨励者

技術者	奨励者	昭21上		昭21下		昭22上		昭22下	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
技術者		43 (22%)	46 (15%)	46 (25%)	47 (26%)	47 (26%)	47 (26%)	47 (26%)	47 (26%)
事務者		37 (77)	44 (91)	44 (83)	45 (95)	45 (95)	45 (95)	45 (95)	45 (95)
		086	096	096	096	096	096	096	096
		43 (22)	44 (92)	44 (92)	44 (92)	44 (92)	44 (92)	44 (92)	44 (92)
		31 (67)	45 (83)	43 (82)	44 (87)	44 (87)	44 (87)	44 (87)	44 (87)
		092	102	099	092	092	092	092	092
		319 (538)	320 (526)	320 (526)	323 (520)	323 (520)	323 (520)	323 (520)	323 (520)
		257 (532)	257 (533)	249 (533)	245 (538)	245 (538)	245 (538)	245 (538)	245 (538)
		081	080	078	076	076	076	076	076
		174 (383)	177 (390)	177 (390)	180 (389)	180 (389)	180 (389)	180 (389)	180 (389)
		130 (278)	118 (244)	108 (231)	102 (225)	102 (225)	102 (225)	102 (225)	102 (225)
		075	067	067	057	057	057	057	057
		493 (832)	497 (814)	497 (814)	503 (810)	503 (810)	503 (810)	503 (810)	503 (810)
		387 (820)	375 (795)	359 (764)	347 (763)	347 (763)	347 (763)	347 (763)	347 (763)
		078	075	072	069	069	069	069	069
		13 (22)	23 (37)	23 (37)	23 (37)	23 (37)	23 (37)	23 (37)	23 (37)
		11 (24)	18 (37)	23 (49)	19 (42)	19 (42)	19 (42)	19 (42)	19 (42)
		085	078	100	083	083	083	083	083
		342 (100)	610 (100)	610 (100)	621 (100)	621 (100)	621 (100)	621 (100)	621 (100)
		466 (100)	462 (100)	467 (100)	455 (100)	455 (100)	455 (100)	455 (100)	455 (100)
		079	079	077	073	073	073	073	073

実 際 員 数 年 間 比 較

技 術 者	昭 12		昭 21 上		昭 21 下		昭 22 上		昭 22 下	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
技術者	37		44		119		44		122	
事務者	31		45		145		43		141	
労働者	257		257		100		249		245	
その他	130		118		91		108		69	
合計	387		375		375		357		347	
	11		18		164		23		19	
合計	486		482		103		467		467	

昭 12 年は「生産能力」に対する「所要人員」に対する実数員の比率が
 事務者が一帯低くついでに昭 21 年まで 9割を示している。労働者の
 100%以上を占めて居り昭 22 年は女子の割合が低下し、昭 22 下
 1.2%に減じてあり、21 上は 2.2%に減じている。昭 22 上は
 昭 21 下より昭 21 上より昭 22 下より昭 22 上より昭 22 下より
 昭 21 下より昭 21 上より昭 22 下より昭 22 上より昭 22 下より
 昭 21 下より昭 21 上より昭 22 下より昭 22 上より昭 22 下より

生 産 原 料

	昭 12	昭 21 上	昭 21 下	昭 22 上	昭 22 下
生産に用いた る所要量 A	56,420	56,420	56,420	80,500	16,120
消費実績 B	30,461	30,741	29,309	24,982	3,953
比率	53.9%	54.4%	51.9%	30.9%	24.5%
A	16,464	29,625	23,625	23,625	4,725
B	13,956	14,037	15,503	6,592	1,805
平均	84.7%	49.3%	65.6%	27.9%	38.2%

品名	A	32.185	64.425	6.021	67.425	12.885
ビス	B	28.176	30.656	32.721	27.080	5.240
	B/A	86.2%	47.5%	50.7%	42.0%	40.6%
工業用品	A	36.250	36.750	36.750	36.750	7.350
	B	11.492	10.782	4.285	13.508	2.146
	B/A	31.2%	29.3%	11.6%	36.6%	29.1%
ベルト	A	31.250	35.750	35.750	35.750	7.150
	B	6.550	6.439	3.248	6.680	2.346
	B/A	19.9%	17.9%	9.08%	18.6%	32.8%
医療用品	A	20.000	17.500	17.500	17.500	7.150
	B	5.469	4.518	2.163	2.249	2.346
	B/A	27.3%	24.6%	15.7%	84.2%	32.8%
調整部門	A	193.569	234.470	234.470	259.660	51.730
中間材料	B	96.104	96.965	87.829	81.343	15.779
	B/A	149.6%	41.3%	37.4%	31.4%	30.5%

燃料 (石炭)

品名	昭 12	昭 21 上	昭 21 下	昭 22 上	昭 22 下
調整部門	A				
	B				
	B/A				
自轉車	A	451.136	451.360	644.800	413.840
	B	243.688	245.928	199.872	31.624
	B/A	54.0	54.2	30.9	7.5
自轉車	A	82.320	118.125	118.125	23.625
	B	69.780	90.185	32.760	9.025
Tube	B/A	84.7	58.1	27.9	38.2

品名	単位	数量	単価	金額	数量	単価	金額
トリス	A	294165	599.825	176,482,500	599.825	115.965	69,282,500
	B	253384	255.414	64,599,859	203724	49.160	10,016,000
	B/A	86.2	49.5	30.7			
工業用品	A	845.250	845.250	714,825.000	845.250	169.050	142,825.000
	B	264.316	250.056	66,298.558	310.684	49.358	15,335.800
	B/A	-11	29.5	11.6	36.1	20.1	
化粧品	A	593.750	699.250	414,825.000	699.250	135.850	94,825.000
	B	124.450	122.189	15,191.200	126.920	44.574	5,657.400
	B/A	21.8	18.1	9.0	18.6	32.6	
医療用品	A	140,000	122,500	17,150,000	122,500	24,500	3,000,000
	B	38,283	30,226	1,157,411.800	14,493	2,023	
	B/A	27.3	24.6	16.2	14.2	8.2	
合計	A	2,206,621	2,906,310	6,512,810,000	856,480,000	165,136,000	
	B	994,101	994,488	994,488,000	260,397,600	50,492,800	
	B/A	45.3	35.6	23.8	30.3	30.4	

電力 KWH

品名	単位	数量	単価	金額	数量	単価	金額
自動重子メ	A	180,544,000	180,544,000	32,544,000	180,544,000	51,584,000	
	B	97,475,200	98,371,200	9,598,800	29,948,800	12,648,600	
	B/A	53.9	54.4	57.9	11.6	24.5	
自動重子カ	A	52,684,800	95,600,000	75,600,000	104,400,000	15,120,000	
	B	44,659,200	44,918,400	49,609,600	21,094,400	5,776,000	
	B/A	84.7	59.4	59.4	20.2	38.2	
トリス	A	144,592,000	206,100,000	206,100,000	206,100,000	41,332,000	
	B	80,103,200	98,099,200	104,707,200	86,656,000	16,768,000	
	B/A	86.2	47.5	53.5	42.0	40.6	

工業用品	A	112,600,000	111,600,000	117,600,000	117,300,000	20,520,000
	B	36,774,400	34,502,400	13,112,000	43,225,600	4,887,200
	B/A	31.2	29.3	11.6	36.7	40.1
Belt	A	100,000,000	114,400,000	114,000,000	114,000,000	27,880,000
	B	20,960,000	20,579,200	10,393,600	21,376,000	7,507,200
	B/A	20.9	19.9	90.8	18.6	32.8
医療用品	A	64,000,000	56,000,000	50,000,000	56,000,000	11,200,000
	B	17,500,800	13,877,600	8,801,600	7,996,800	9,248,000
	B/A	27.3	24.7	15.8	14.2	82.6
合計	A	619,420,800	750,304,000	750,304,000	856,480,000	165,536,000
	B	308,532,800	310,288,000	281,032,800	260,297,600	50,692,800
	B/A	49.8	41.4	37.5	30.4	30.5

別ち原料に於ては昭ノヌ等に於ては「生産能力に對する所要量」に對する消費実績は念分で「割程度」があり、數面日の興並を行つ場合の時々の一般需要の動向に左右されて生産と特定の品目に集中するにありと思はれる。例えは「ノ」2年の「サ」ホースに集中してゐる如きである。この場合に生産設備と雇傭人員の關係は諸種の問題が残るであらう。それはそれとして原料の「生産設備に對する所要量」と消費実績の比率は昭ノヌ以降に減少して居り、2.8%でけり、割程度になつて居り、製品別に「ホースtube」が、めだつたが、大体平均してゐる。

燃料費に於ては、大体原料に同じやうな変化を見せてゐるが、大体5割乃至6割下つてゐる。之は、鐵道、綜合操業率と略等しい所からみれば、原料石炭電力によつて現在の操業率は規制されてゐるものと推定される。

4. 使用燃料消費額、平均年令についてみれば次の如くである。

A表 (使用従業員構成)

	昭12		昭21.4-8		昭21.9-22.3		昭22.4-22.8		昭22.8	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
技術者	男	36	80.7	43	7.1	43	11.4	44	7.4	11.4
	女	0		0		0		0		0
事務者	男	36	80.7	43	9.2	43	11.4	44	9.9	11.4
	女	28	62	36	7.1	34	9.0	36	8.1	36
学務者	男	28	62	40	8.6	38	10.1	40	9.0	10.1
	女	26.9	60.3	25.1	53.9	19.2	41.0	23.1	52.3	23.4
其他	男	17	38	24	5.2	24	6.3	25	5.6	19
	女	27	61	27	5.8	29	7.7	27	6.1	23
総計	男	44.6	100.0	46.5	100.0	37.6	100.0	44.1	100.0	43.7
	女									

(平均賃金年令)

技術者	昭12	昭21.4-8		昭21.9-22.3		昭22.4-22.8		昭22.8	
		実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
技術者	69.00	89.5	40	29.76	16.35	2.5	23.69	20.15	45
	32.6	38.4	11.71	3.91	1.9	11.9	3.6	11.04	3.9
事務者	72.00	90.6	20	12.586	16.36	2.6	22.72	20.07	80
	72.00	30.2	50	-	-	-	10.70	50	1.261
総計	72.00	87.8	50	16.36	2.6	19.95	6.5	21.90	33

事務者	昭 12		昭 21.4~8		昭 21.9-22.3		昭 22.4-22.8		昭 22.8	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
事務者	34.5	100	22	121.7	42.4	128.6	42.8	120.0	42.11	122.0
令計			20.8		20.11		21.3		21.6	
労働者	34.5	100	36.2	104.9	36.8	126.6	36.1	106.6	36.10	104.6
	51.00	100	67.0	131.7	118.23	22.6	100.50	34.87	187.20	356.70
令計	34.00	100	402.50	1341.6	688.50	2235.0	1035.30	3050.6	1235.80	4119.3
賃金	49.00	100	529.50	1080.6	1211.11	2363.4	1599.10	3257.3	1680.31	3429.2
	21.5	100	30.2	109.8	30.5	109.2	31.4	114.1	31.4	114.1
令計	21.5	100	22.1	102.7	22.7	105.5	22.9	114.5	22.7	105.5
其他	47.00	100	602.20	1281.2	1150.50	244.98	1588.50	3379.7	1959.80	4165.5
	28.50	100	399.50	1401.7	609.70	2104.2	1001.10	3522.6	1116.30	3916.8
令計	45.00	100	513.20	1440.4	985.25	2189.4	1322.20	5938.2	1279.67	3288.1
年令計	29.2	100	42.2	110.2	42.4	145.2	42.8	146.6	42.8	146.6
	21.2	100	20.9	98.5	20.11	94.8	22.4	105.6	22.4	105.6
令計	29.6	100				32.1		117.2	33.1	115.7

この表によれば、21.9-22.3に於て構成比が技術者、事務者に於て最高であり、労働者に於て最低となり、居る点、人員整理が、あつた如く考へらる。その他の点、前連と略、同様の動きを見せている。又平均賃銀は、その層に相当の値上りを示すが、やはり擔負の一番高いの付やけり労働者で、その中でも女子の高いのがめづつてくる。賃銀は一般化学工業に比して低いうである。

5 綜合採業率
製品部門別の採業率にウエイトとして各部門の在庫人員の割合をとつて、それらを合計して綜合採業率とした。

{各部門の採業率(生産高/生産能力) × (該部門人員/製造部門人員)}の合計、但し、ベルト部門にあつては、平べルト、ベルトの生産能力の換分比を乗じた。

之はウエイトとして付別加価額と見らるゝが、其れと見れば、其れが附加税として課税され、
 價銀増徴率より現るものと考へ、その中の價銀増徴率に見合ふものと
 して、産物人員と考へ之が代表とし、たゞものである。之れによれば昭和ノ各
 年に於て53%で、その後21年は40%程度、之ノ年による0%程度と
 取替的に低減してゐるが、之は前述の原材料、燃料電力と略同じじやうな
 経過を示してゐる。

総合採算率の算定表

昭和12年

製造部門別	採算率	Weight	
A 中間調整部門	49	0.203	99
B 自転車タイヤ	53	0.137	67
C イ. チェーブ	84	0.067	662
D ホールス	86	0.231	199
E 工業藥品	31	0.112	347
F ベルト平	32	0.140 X 0.25	112
G " V	12	0.95	235
H 区裁用高	27	0.110	297
			53.03

昭和21年上期

製造部門別	採算率	Weight	
A	41	0.195	800
B	54	0.154	830
C	59	0.098	460
D	47	0.285	1320
E	29	0.102	295
F	17	0.118 X 0.9	180
G	19	X 0.1	0.225
H	24	0.079	189
			41.06

昭和21年 下期

製造部門別	採集率	weight	
A	37	0.210	775
B	51	0.153	179
C	65	0.078	507
D	50	0.269	13,440
E	11	0.095	105
F	7	0.113 × 0.8	308
G	13		0.89
H	15	0.082	123
			40.26

昭和22年 上期

製造部門	採集率	weight	
A	31	0.211	6.92
B	31	0.156	4.99
C	28	0.059	1.65
D	42	0.264	1.105
E	36	0.108	3.90
F	10	0.114 × 0.55	0.56
G	14		0.92
H	14	0.076	1.06
			30.75

昭22.8

製造部門別	稼業率	weight
A	31	0.209
B	24	0.155
C	38	0.246
D	41	0.263
E	29	0.188
F	41	0.263
G	9	0.058
H	8	0.052
		30.74

6. 経理面からみれば人件費を思えば左の通りである。
 経理面から見た人件費

	昭22上	昭22下	昭21上	昭21下	昭12
人件費	3,248,538. ⁴	2,489,239. ⁰³	1,549,442. ²⁷	1,896,092. ²⁷	5,600. ¹³
直接人件費	46,409. ⁹³	128,448. ⁹⁴	64,562. ²⁶	42,410. ⁹³	529. ⁹⁴
原燃料費	3,712.	2,615,687. ⁹⁹	1,614,056. ⁵⁵	1,320,005. ²⁰	61,298. ⁸⁹
燃料費	3,437,429. ⁰⁸	618,906. ⁴⁴	3,918. ⁷⁷	924,476. ²⁰	48,232. ²²
動力費	1,213,739. ⁶⁸	326,961. ⁰⁶	200,860. ³⁷	154,912. ²³	14,378. ¹⁹
固定資産減価償却	249,889. ⁵⁸	58,385. ⁸⁹	35,867. ⁹³	24,985. ⁸⁴	302. ⁷²
其の他	48,507. ⁶³	35,037. ⁵⁴	21,520. ⁸⁵	14,991. ⁵⁷	1,664. ⁹⁰
合計	3,236,539. ¹³	2,452,207. ²⁰	1,384,501. ⁸⁵	1,647,133. ³⁴	17,859. ⁸⁸
	11,899,408. ²⁷	11,679,178. ⁵⁶	9,173,584. ⁸⁹	2,498,582. ²²	75,677. ⁴⁶

人件費の構成割合は推定では普通のものと思はれるが、12年のその比と比較して相当高率といはざるを得ない。

(二) 労務実態調査 (安定本部の部分)

北 京

	17年平均	21年7-8月平均	22年7-8月平均
従業員	186.3 (100)	100 (100)	96.3 (100)
工場員	208.6 (99.0)	100 (89.7)	95.4 (92.4)
工場	230.7 (95.9)	100 (65.1)	95.7 (69.9)
工場員	265.5 (3.1)	100 (4.6)	95.0 (4.6)
事務員	67.1 (7.9)	100 (12.4)	102.1 (17.4)
事務員	126.9 (13.1)	100 (17.9)	94.5 (14.2)
従業員-人当生産実績	310.0	100	134.7
従業員-人当生産実績	251.2	100	133.5
労働時間	115.1 (9.0)	100 (7)	98.2 (7)
労働日数	105.0 (26.0)	100 (20)	116.4 (24.3)
実労働時間	178.3	100	102.8
単位時間生産量	212.5	100	85.4
出勤率	96.2 (91.9%)	100 (89.0)	104.4 (93.0)
人件費割合	(153)	(136)	(38.8)

{註} / 調査対象

関東電及横浜工場

小西六高真

藤倉工業及及田工場

東京及津龍川工場

2. 昭和21年7-8月を基準とする百分比

3. 括弧内数字は従業員についてはその構成割合、人件費について

付総経費中から占める割合、その他の項目については同様

4. 原長は労働局調査資料による。

5. 以下同じ。

反 斯

	17年平均	21年7月平均	22年7月
従業員	122.8 (100)	100 (100)	93.6 (100)
直接工	127.3 (894)	100 (912)	96.5 (86.6)
間接工	128.8 (640)	100 (663)	96.2 (60.6)
板金	120.6 (254)	100 (249)	96.3 (260)
事務員	129.8 (70)	100 (48)	121.3 (91)
工員一人当生産実績	111.3 (36)	100 (30)	126.7 (4.3)
従業員一人当生産実績	280.7	100	144.5
労働時間	306.6	100	140.7
労働日数	102.1 (114)	100 (112)	65.0 (8.2)
実労働時間	106.2 (27)	100 (24)	108.3 (25)
単位時間生産量	57.9	100	28.3
出勤率	318.6	100	237.0
人件費割合	102.3 (96)	100 (93)	100.6 (88)
	(10.1)	100 (20.4)	(31.4)

(註) 調査対象

東京反斯

鶴見工場

大森工場

鐵 維

	17年 平均	27年7-8月平均	27年7-8月平均
従業員	116.9 (100)	100 (100)	98.5 (100)
工場員	129.1 (106.1)	100 (76.4)	96.3 (76.3)
工場工	127.5 (105.5)	100 (69.2)	96.9 (68.1)
間接員	142.0 (106.6)	100 (88)	91.3 (82)
技師	100 (4.1)	100 (49)	136.8 (67)
事務員	65.7 (98)	100 (173)	97.1 (17.0)
従業員一人当り生産実績	198.6	100	108.1
従業員一人当り生産実績	219.6	100	106.5
労働時間	不明 (45)	100 (9)	92.6 (8)
労働日数	?	100 (23)	126.3 (22)
実労働時間	?	100	113.6
単位時間生産量	?	100	99.5
出勤率	?	100 (89)	101.1 (89)
人件費/割合	(184)	(20.6)	(52.2)

(註) 調査対象

日本フニル社

食糧加工品

要素	17年平均	21年7月平均	22年7月平均
従業員	65.4 (111)	100 (100)	106.0 (100)
直接工	72.4 (82.3)	100 (766)	110.0 (98.2)
間接工	8.5 (63.5)	100 (13.2)	102.3 (14.4)
技術員	56.2 (108)	100 (23.4)	123.3 (23.8)
事務員	51.4 (4.2)	100 (2.9)	105.7 (4.1)
従業員一人当生産実績	41.3 (13.5)	100 (20.5)	96.3 (11.9)
従業員一人当生産実績	537.5	100	154.0
労働時間	521.0	100	151.0
労働日数	98.1 (80)	100 (77)	85.0 (78)
実労働時間	98.0 (24)	100 (26)	98.0 (26)
単位時間生産量	70.0	100	103.2
出勤率	104.7	100	229.4
人件費割合	99.7 (96.7)	100 (94.7)	88.2 (98.0)
	(91)	(24.5)	(19.6)

(註) 調査対象
味の素
和光堂

機

機

	17年平均	21年7月平均	22年7月平均
従業員	52.9 (100)	100 (100)	87.4 (100)
工直	62.4 (82.4)	100 (84.6)	82.1 (76.4)
間接	53.0 (52.9)	100 (69.2)	84.0 (59.0)
技	360.0 (295)	100 (17.4)	120.0 (17.4)
事務	300.0 (15)	100 (4.1)	140.0 (6.9)
従業員一人当生産実績	131.8 (16.1)	100 (11.2)	86.4 (16.7)
従業員一人当生産実績	184.6	100	222.7
労働時間	181.8	100	186.4
労働日数	228.1 (10)	100 (7)	108.3 (7)
果労働時間	110.4 (27)	100 (25)	104.2 (28)
単位時間生産量	93.4	100	87.3
出動率	127.7	100	182.3
人件費割合	104.0 (90)	100 (94)	104.6 (95)
	(12.4)	(15.7)	(18.8)

(註) 調査対象
木産製作所
三浦一丸製作所

業

	17年平均	21年78月平均	22年78月平均
従業員	166.9 (100)	100 (100)	100.9 (100)
生産員	274.0 (164.0)	100 (91.2)	102.1 (91.6)
間接員	285.3 (171.1)	100 (99.8)	103.7 (99.4)
技術員	207.8 (124.5)	100 (132)	92.9 (12.2)
事務員	156.7 (93.8)	100 (3.3)	71.7 (2.7)
従業員一人当生産実績	139.6 (83.7)	100 (5.7)	100 (5.7)
従業員一人当生産実績	202.0 (121.6)	100	273.0
労働時間	116.3 (93)	100 (8.0)	349.3
労働日数	100 (26)	100 (26)	100 (8.0)
労働時間	318.5	100	100 (26)
単位時間生産量	75.0	100	100.1
出力率	不明 (不明)	100 (84)	175.0
人件費割合	(27.0)	(29.6)	98.8 (8.3)
			(31.4)

(註) 調査対象

大阪窯業株式会社工場

	17年平均	21年7月平均	22年7月平均
従業員	170.3 (100)	100 (100)	94.2 (100)
工員	174.8 (86.3)	100 (84.1)	98.1 (82.4)
直接工	172.4 (79.0)	100 (93.4)	91.4 (69.8)
間接工	188.1 (98.2)	100 (14.7)	98.6 (13.1)
技術員	163.1 (65.5)	100 (7.5)	95.8 (7.9)
事務員	138.2 (72.2)	100 (8.4)	106.4 (9.7)
工員一人当生産実績	59.7	100	187.3
従業員一人当生産実績	65.0	100	185.0
労働時間	134.5 (108)	100 (91)	99.4 (91)
労働日数	195.9 (234)	100 (219)	195.9 (234)
実労働時間	229.6	100	91.8
單位時間生産量	89.4	100	188.6
出勤率	90.3 (81.8)	100 (92.3)	99.2 (90.0)
人件費割合	(24.6)	(47.8)	(54.0)

(註) 調査対象

石川島造船所

三菱重工横浜造船所

第五表

一般職業紹介状況21年10月平均と22年10月平均との比較

業 別	年次	求 人			求 職			就 職		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
總 数	21	162,594	61,810	224,404	136,723	49,126	185,849	76,020	30,889	106,909
	22	171,647	67,275	238,922	108,922	46,890	155,812	64,573	24,179	88,752
製 業	21	4,503	599	5,102	2,312	310	2,622	2,077	280	2,357
	22	4,179	673	4,852	2,222	377	2,599	1,955	330	2,285
水産業	21	3,804	698	4,502	2,081	404	2,485	2,126	425	2,551
	22	2,950	792	3,742	3,162	363	3,525	3,653	658	4,311
鉱山業	21	16,138	389	16,527	14,627	366	14,993	11,108	293	11,401
	22	12,359	364	12,723	9,479	299	9,778	7,699	240	7,939
工 業	21	114,189	66,480	180,669	81,707	33,751	115,458	42,145	24,276	66,421
	22	104,848	65,229	170,077	64,206	28,668	92,874	25,790	21,222	47,012
交通業	21	6,157	1,157	7,314	5,459	770	6,229	2,186	336	2,522
	22	7,470	1,662	9,132	5,023	857	5,880	2,842	527	3,369
商 業	21	4,114	4,712	8,826	4,190	3,463	7,653	1,212	1,420	2,632
	22	5,314	6,932	12,246	5,274	4,173	9,447	1,623	1,758	3,381
公 務	21	15,299	5,124	20,423	18,992	4,513	23,505	12,389	2,522	14,911
	22	22,159	7,237	29,396	17,802	5,748	23,550	14,141	4,287	18,427
自 由 業	21	1,683	1,849	3,532	3,282	2,397	5,679	792	790	1,582
	22	2,055	2,882	4,937	2,851	2,273	5,124	712	845	1,557
家事業	21	129	182	311	332	1,504	1,836	91	489	580
	22	239	1,360	1,599	352	1,206	1,558	98	665	763
その他の産業	21	1,375	498	1,873	2,524	1,040	3,564	1,267	477	1,744
	22	707	514	1,221	1,529	777	2,306	406	318	724
公共事業	21	7,235	210	7,445	6,123	1,283	7,406	5,487	679	6,166
	22	7,075	1,394	8,469	5,301	1,537	6,838	6,539	1,240	7,779
進駐軍務	21	11,050	2,863	13,913	12,396	3,087	15,483	10,647	2,419	13,066
	22	9,102	2,210	11,312	9,584	2,402	11,986	8,861	2,308	11,169



昭和二年二月二十六日

労働基本対策 労働省(二二二二二二六)

第一 労働組合運動の健全化に関する根本対策

- (1) 労働組合法を改正し組合の自主性、民主性及び責任性を明確にすること
- (2) 労働教育の徹底

労働会館の設置、福利共済事業等の助成

第二 生産復興運動の促進

第三 ヤミ撲滅運動の促進

第四 労働争議に関する根本対策

- (1) 労働委員会の機能を強化し、之れがための法的措置を講ず
- (2) 労働争議の的確なる情況把握
- (3) ヤミ労働争議に関する労働法の検討

労働争議の的確なる情況把握

ヤミ労働争議に関する労働法の検討

労働争議の向上に関する根本対策

(1) 賃金に関する方策

(1) 能率給制の確立指導

(2) 不合理な賃金引上げにつき査査の励行

(2) 職場規律確立

(3) 労務者用加配米及び生活物資確保及び之れが配給制度の改善

第六 失業に関する根本対策

公共職業安定所の効率的運営を図ると共に、元の措置を講ずること。

(1) 離職者特別相談所を設置する。

(2) 労働者寄場施設を整備拡充する。

(3) 職業輔導施設の拡充強化すること。

(4) 公共事業に元に区別し実施すること。

① 一般公共事業（特に電源開發、大國道建設、河川改修、砂防、造林等経済再建に寄與する事業を中心とする）

② 都市失業應急公共事業

③ 知識階級失業應急事業

失業者共同作業の育成と之れが金融の措置を講ずること。

失業保険法並びに生活保護法の適正なる運用を図ること。

失業者没入対策と連絡協議するため連絡協議会を設置すること。

第十三章 労働

第一節 職業補導事業

第一 一般職業補導

一 意義

職業補導とは、個人を特定し職業に就かせる目的を以て、必要なる職業技術又は智識を授け、その職業能力を補ひ、就職を容易しつ合理的ならしめることと云ふのである。

職業補導の目的は、概ね左の如くである。
一、わが國産業復興、都市再建、農村振興並びに失業救済に対応して、職業補導を行ひ、技能者として、就職を容易ならしめること。
二、わが國將來の産業技術水準の向上、新産業技術者の養成及びわが國古來の特殊なる技能の維持等のため組織的、恒久的職業補導を行ひ、

23

以つて技能者の充實を図ること。

三、新制中學校卒業生に対し、従來の従第一代すべき新技術を養成する。是等の職業補導を行ふこと。

二 沿革

政府の施策として職業補導を行ふ事には、昭和十三年職業紹介事業の回営移管と共に、職業紹介所に於て職業補導所を設置する事が出来ることになつてからである。従來は、一般従事として各種業種の家庭の口に入り、短期奉公するものは、職業補導の場合或は大體の場合には所屬各業學校で職業教育として行はれてゐる。政府の施策として行はれた当初は、失業対策として一般の求職者の就職を容易ならしめるといふ消極的自的の止つて様であるが、日支事変、以て國家總動員法の施行に伴う職業活動計画の強化、並びに労働動員

8.2

142

計画の強行に及んで、中小高工業及びその従業員の中より職業の乏む
 なき者が多数生ずるに至つたため、職業補導施設の強化拡充を図り、
 労働動員上必要なる機関として、即ち専ら事務局職廢業者の補導機関と
 して、軍需産業労働者の充実に因つた。併し、終戦近くにはこれ等補
 導施設の主だつたものは、戦災をうけ或は疎開したのて戦後利用出来
 るものは、僅かであつた。
 終戦後、軍需産業の解体、復員、引揚等による膨大な失業者の発生が
 予想せられ、失業対策として新たに職業補導施設を必要とするに至り、
 その施設を拡充強化を見たりである。

三、事業の概要

一、経営主体

原則として郡道府縣又は市町村、公共団体以外がやるのは例外的
 な場合である。経営の委託は郡道府縣知事の責任において行はれ、
 個々の契約により経営を委託することがある。

2

二、補導種目の選定

補導種目の選定の適否は、職業補導の使命を制するところであるが終
 戦後の状況は左の如くである。

職業補導施設状況

年度	通計数	業種							計	
		農業	木工	木部	機械	手工	専修	和洋裁		
昭和27年	274	128	75	13	49	40	13	14	11	345
昭和22年	496	173	117	13	55	70	17	59	5	444

一、通計数より補導種目の合計が多いのは、一、所々ニ三種目兼務た
 総合補導所が相当数あるためである。

戦災後の労働需要状況により要策的餘、木工肉餘が絶対多数を占め
 るが、並次、地方産業や輸出産業の復原に伴い、手工業肉餘、
 機械関係等の養成も漸次増加するかもしれない。要するに、補導種
 目の選定に当つては現に不足し、又は近く不足すると認められる勞

(三) 働力を充足するには必要なるものを経済の興隆に寄与することが出来るものを探らなければならぬ。
位置及び建物

位置については、労働力の需給状況、交通事情等を勘察すると共に、補導種目の実習に便利な場所を考慮し、建物の成るべく、既存建物の利用を図り、原則として事務所、政室、実習（作業）場等必要な施設を設ける。寄宿舎は、現下の食糧事情、経費、建物の現況等は実地を難いので通勤を建前としてゐるが、既存の寄宿舎を利用する補導所も相当ある。

(四) 規 模

定員は一補導所五十名を標準とし、特殊の場合には三十名としてゐる。総合補導所は二百乃至三百名の所を数ヶ所ある。経費は国庫補助一ヶ所へ五十名標準で二十五万乃至三十万円である。国庫補助の外に地方庁においても出資得る限り経費を支出するべく

要請して居り、大抵地方庁において一ヶ所二万乃至十万円を出してゐる模様がある。

期間は概ね八月まであり、専修、検定、手工業等で割合に高卒生技能の職種は、三、四月にしてゐる。又、夜間の補導も一部実施されてゐるが、将来は、これに並進すべきである。

機械器具等の他の設備は、補導が実習教育を主とするのであるから、補導用機械器具の整備には最も力を注ぐべきであるが、未だ充分とはいへない。建築工費その他機械修理工等は、基費補導を終ると現場に配置し教育してゐるものがある。

(五) 補導課程

各科目につき労働省の指示する所に依り、その細目を定め実施してゐる。既に指示された課程は、建築工、木船工、木工、和洋裁及び公民科である。近く機械工、自動車修理工、自転車修理工、時計修理工、漆物工、暖道工、磁器工、電気機械修理工、ラジオ組立及び

修理上等々の教程を指示する予定である。
六 職員員

所長は原則として指導員の内一名を当てること、
指導員は、原則として補導生二十人以上一人の割合、
のとし、その資格については担当学科或は長所について
又は実地の経験と看する者であらねばならぬ。
尚、指導員の資格等については更に研究を要する向
補導生

補導生の募集は修了後の就職は公共職業安定所が行
る。

授業料等の他補導に要する経費は徴収しない、
補導手当として運動
者二円、寄宿舎三円を徴収するが、
会費の一部に相当する馬、
身体障害者の補導

特別の協賛者のみの補導所は教、
る。主に縫製、木上等である。
大しう社会事業として実施すべき
により、一級の者と同一程度
銀職業補導を行ひ、安全衛生等に
の注意をしくある。

第二 授産共同休業施設

一 意義及び沿革

授産という言葉は、
業経済に開拓して実業と
関係に入り、
の業を解々せること云ひ、
一般には内職と呼ば
る。

政府として授産を始めたるのは、明治維新政府の突進した士族授産である。これは維新により失業した士族に對し、桐野かの産業に就かしめるとのことで當時における最も重要な社会問題の一つであつた。即ち、商工業に就かしめるための、伝利資金の融通、北海道の開拓、帰農、内職等々であつた。その後、政府行政機構の整備や産業の発展に伴ひ、夫々の所管に移管され、産業行政、社会行政として專門化して来たのである。

士族授産事業以後は、主として所謂内職としての授産であつた。社会事業関係に於て文施されて来た、日支事変以後は応召軍人軍属の留守宅並びに遺家族の生活保障のため、強力に突進され、主として婦女子を対象として、軍衣服及び軍需品関係の資材を一括統括加工せしめ、軍事保護事業として行はれたのである。

終戦後は、失業対策の一環として、失業者中就職困難なる者に對し就業の途を拓き、其の生活の安定に資すると共に戦后生産の振興に奇功

することを目的としてゐる。

二 授産共同休業施設の概要

(一) 現在の施設数及び利用状況は左の通りである

海軍省調査課調査報告書 昭和二十二年六月

施設種	施設数			施設面積			合計		
	個	㎡	坪	個	㎡	坪	個	㎡	坪
2000	5,570	8,700	105,400	1,400	2,100	42,900	6,970	10,800	148,300

これは、失業対策として終戦前国家補助の対象としてゐるのみであつて生活保護法適用の施設施設としての授産施設は除外してある。実際の休業内容及び運営形態については両者に大した差異を認め難いのであるが、社会事業の対象としてゐるのは主として生活保護法の適用を受け得る生活扶助者の働き場所としてゐるのであつて主に集団收容施設及び社会事業団体の運営する授産施設が之である。

(七) 依業者

(1) 依業者の採用は、公共職業安定所の斡成、感念を蒙りし、失業
者中特に生活の余裕の乏しい者、生産的に入職し難いものを優
先的に入所せしめる様指導してある。

(2) 依業者の得る依業収入は、その依業種目と熟練度に応じて、その地
方の正常の賃銀標準に比し不利に陥らぬよう配慮をもち、その
専業収入は、能うる限り依業者の依業収入及び福祉に充たす事
前ととり、本専業の趣旨並びに国庫補助のあるものに鑑み、施設の
運営管理費に充たす額は、極力減ずる様指導し、専業収入、支
出は、常に明確にし、何人の要求に計しても呈示すること、なつ
てある。

(3) 常に依業者の生計状況を観察し、依業中の者と雖も生活扶助を要
する者に対し、市町村民生委員等関係方面と緊密な連絡とを
とり、その生活環境に適應のよいやうに指導してある。

三 今後指針

(4) 一般産業の再開に即応し、従って依業者の自覚的職業及び就職に
村相談相談を行ひ、依業者が長期就業化する様努めてある。

以上は、戦時中より従業者の及び戦後社会の要請より各所に設立さ
れたものに對し、自直補助の對象としてあるのであるが、本施設の本旨
に鑑み、施設の高度の利用率と利用者生活安定を期し、その反米を昂
揚する為、免許持者を利用しての業利本位の経営に成り勝たす勢にあ
るので、施設の運営管理を公共団体直営とし、維持、管理費及び指導
員の給料等全額国及び公共団体の負担とし、生産物の全収入を利用者
に支給する様、する事が目下検討されてある。

第三章 授産共同休業特別施設
一 意義

授産共同休業特別施設とは、産業離職者、復業者、戦災者及び引揚者等に対し、一定の生産施設を国費を以て買収又は施設し、経営責任者を選り、その責任の下に生産事業を起し、就業の機会を与へ、生産に寄與せしめることを本旨とする。併し、施設経営の責任者は個人として撰定することと適当であること認めらるべきで、昭和二十二年六月就業対象者に対し共同休業組合を結成せしめ、共同責任の下において利用せしめることにした。

産業離職者、復業者、戦災者、引揚者等の中には、高度の経営能力ある者や技術者が居り、又相当大規模の会社又は個人経営を営んで来た者が多数あり、之等の者が起人となつて、自分に互換同持肉ある失業労働者を併合し、施設の利用に当ることが出来れば、生産再興に寄与すると共に、失業者救済に効果あるものと認めらるるのである。

即ち、現在の失業中より産痛肉体に入り難く、而も授産共同休業の対象としては、其の専らに思はれる有能失業者を授産事業として考案されたものである。

二 授産共同休業特別施設設置要綱

昭和二十一年度及び二十二年前半（以上前期）と云うこと二十二年後半（以後后期）と云うこと設置要綱の差異につき述べる。

前 期	后 期
(1) 設置計画は厚生大臣が定める。 (2) 経営は国費を以て職業補導協会を通じて交付する。 (3) 経営主体は個人又は団体。 (4) 労働者は、引揚者、戦災者、復業者、産業離職者等、募集、給付は勤労者（公共職業	(1) 同上 (2) 国費を以て地方庁に補助し、地方庁が交付する。 (3) 共同休業組合 (4) 同上

安定所の幹旋て行う。
 (5) 資金及び資材は、経営責任者
 自ら之を調達確保する。但し、
 之が困難なる場合は協会が協
 力する。

(6) 組合自らの調達確保する。
 但し、之が困難なる場合は協
 会が協力する。

三、後産共同作業特別施設の概要

(一) 施設の種類及び規模
 木材加工、機械器具製造修理、製材、手工業、食品加工等である。
 一ヶ所収容定員概由五十人乃至百人である。
 施設総費は、平均三十五万円としたが、申請者において若干の施設あ
 る者が多かつたのと、要望が非常に多数あつたので平均二十万円程度
 となり代りに施設の箇所数が予定より多くなつてゐる。その状況は左
 の通り。

施設共同作業特別施設概要表

施設の種類	施設数	定員	総費	平均	施設数	定員	総費	平均
木材加工	18	7	13	33	47	128	153	153
機械器具製造修理	12	14	7	30	41	153	153	153

(二) 運営

本施設は、大蔵省の指導による施設である。直接的に
 産事業に限定すると共に、経営統制上、新たに生産割当の困難な事業
 は、特別の事情のない限り許してゐる。尚、成るべく地方産業者同
 業の余裕ある事業を採用してゐる。併し、都市に設けるものは、輸
 送の關係上、原料入手に困難を来たしてゐるものがある。
 前期の個人は、補導協会支部と、前期の組合は、都道府縣知事と利用
 契約を結び、利用することになつてゐる。一職業補導協会が昭和二十
 二年度限り解散すれば、前期の施設は大々の地方庁に引継がれること

にたるかもしれぬい

事業運営には左の條件を守らなければならぬ。

(1) 原料材料等資材は、正規の経路により公定価格を以て入手すること
(2) 製品は、前号と同じく正規の経路により公定価格を以て販売すること

(3) 従業員の賃金は、労働基準法により定めらるべき最低賃金又は当該
地方の同種事業従業者に通常支払われる賃金と同等又はそれ以上の
額をなければならないこと。

(4) 従業員の労働時間、その他の労働条件は、すべて労働基準法により
定めらるる条件と同等又はそれ以上であること。

(5) 他の公共事業に適用せらるる諸規定はすべてこれを遵守すること。
又、貸付料は、施設経費として交付した金額に対し五分、最初の
一ヶ月は無料とする。又二年目より四分に減額し、一四年間終了
後一ヶ月以内に前号を又拂付しめる。

施設設備に付しては、保証料と利用者において支拂い、且つ施設設備
の減価に付しては利用者において維持補修すべきこととする。
次に地方庁に利用者より施設採下げの申出がある場合は、採下げ契約を
結んで本施設を採下げることができ、採下げは、概ね五年乃至十年
年賦とし、事業の種類及び経路上における収支見込等を考慮して定め
る。

利用者が事業種目、事業内容、受取人とする場合は、都道府県知事
の承認を受けなければならぬ。

四、授産共同林業特別施設指導委員会の設置

本事業の運営の適正を期し、且本施設運営に關する事項について、労働
大臣又は都道府県知事の諮問に応ずる為授産共同林業特別施設指導委員
会が設置された。

委員会の定員は、本省二十名、地方庁十名程度とし、必要に応じて臨時

委員を置くことが出来る。委員は、関係ある実務専門家、学識経験者、引揚者、被災者の代表者、組合関係専門家及び関係ある労働者の代表者並びに関係官公天中より任命してゐる。

五、共同休業組合の組織及び運営基準

本施設利用者団体としての共同休業組合は、別に適用法規がないので組合理由は定款に当るべき基準を指示し、これに従つて組合を組織することにしてゐる。

第二節 失業応急事業

一、失業応急事業の重要性

公共事業は、能うる限り多数の失業者を有効に活用することが、要請されてゐるが、事業の性質上失業者の分布状態に依りて事業を定することが實際には中々困難であるばかりでなく、生産力の回復を主眼としてゐる関係上、河川、砂防、土地改良、水利調整、溪谷等農山漁村地方に事業が多く必ずしも失業者の活用が充分に行ひ難い状態にある。殊に大都市及び地方に於て事業に吸収されるべき失業者は、恐らくは水的な失業者に於て、就業の機会を失ふべく計画されたのが所謂簡易的、機動的な失業応急事業である。尚、智識階級失業者に対しては、筋内労働を主とする事業には吸収活用が困難なので、技術指導又は事務補助に活用することゝなつた。

二、簡易公共事業の概要

（一）事業主体、都道府縣及び市

(二) 事業の範囲

(條件)

- (1) 失業者の多数存在する地域の都市に重点を置いて行うこと。
 - (2) 失業者と容易に就業せしめ得るやうな簡易な事業を選び行うこと。
 - (3) 生産増強に又は公衆衛生等社会福祉の増進に寄與し得るやうな事業を選ぶこと。
 - (4) 現下の物資需給の状況に應じ、資材を要しないものを決定すること。
 - (5) 交通、宿舍等につき就業者に便宜を与ふる地域を選ぶこと。
- (事業種目)
- (1) 食糧増産その他生産増強のためのものでは左の三種がある
 - (2) 戦災地整理開墾事業
 - (3) 戦地帯の整理開墾事業
 - (4) 所成生産事業

(2) 公衆衛生等社会福祉増進のためのものでは左の五種がある。

- (1) 埋没廢水汚物収容等事業
- (2) 汚染排水路等清掃事業
- (3) 公共便所の清掃及び整備事業
- (4) 公園緑地の清掃及び整理事業
- (5) 飲食物衛生監視事業

(三) 救済予定人員

昭和二十一年度	三六四二八人
昭和二十二年度	九九六八八人

三、知識階級失業応急救済事業の概要

- (一) 事業主体
都道府縣及び市
- (二) 事業の範囲

(條件)

大学、専門学校卒業者又は中等学校卒業者であつて相当の経験技術を習得し且つ筋肉労働に適せすと認めらるる者であること。

(事業種目)

- (1) 食糧増産のための肉壁技術指導事務
食糧増産のための戦災地整理肉壁及び緑地帯肉壁の技術指導に当らしめるもの。但し、二十一年度のみ
- (2) 飲食物衛生監視事業
- (3) 傳染病等防疫事業
- (4) 衛生統計事業
- (5) 学事統計事業
- (6) 失業調査事業
- (7) 官庁一般事務補助事業

(三) 救済予定人員

昭和二十一年度	一九、四〇〇人
昭和二十二年年度	一九、九六〇人

四、救済人員と経費

本事業は簡易公共事業と知識階級失業危機救済事業を合計して昭和二十一年度(右合計のみ)五五、八二八人、昭和二十二年年度二二、九二九人、昭和二十二年度は前年に比して半減してゐる。これは、昭和二十一年度は一人一日当労働費十円であつたのが、二十二年度は三十円、更に七月より六十円と一般労働者費に比して賃銀が上つたが、昇昇の方は之に対応して追加されたものである。

本事業は、失業者の就業の機会を創へるべき一種のプールとして考へられ、施行については次の如き考慮が必要である。

- (1) 本事業に就労せしめる労働者は、当該事業に定着せしめず漸次産業部門等に就労せしめるやう配慮すると共に、失業若び生活の増減に依り臨時休業の拡大、縮小を行ひ機動的且つ効果的なる事業の運営を図ること。
- (2) 賃金は成るべく公平職業安定所において毎日又は週向拂とする事。
- (3) 就業者の採用に当つては、失業若び生活困窮の者を優先せしめること。

77

労働生産性の現状について

鈴木諒一

20

166

上 一 級 堆 土 炭 下 一 級 堆 土 炭

年 月	生 産 口	石 炭 心	第 一 級 堆 土 炭 (上 等 精 製)	備 考
1	72.0	62.8	13.2	$\Sigma P = 601.14$ $\Sigma C = 474.4$ $\Sigma L = 170.9$
2	49.3	123.9	14.1	$\Sigma P = 131.2$ $\Sigma C = 244.3$ $\Sigma L = 146$
3	136.8	114.2	15.0	
4	180.4	266.4	17.7	
5	203.2	307.1	17.8	
1	113.1	77.7	5.6	$\Sigma P = 594.9$ $\Sigma C = 432.3$ $\Sigma L = 215$
2	112.3	120.3	5.0	$\Sigma P = 56.9$ $\Sigma C = 15.9$ $\Sigma L = 8$
3	92.5	101.9	5.0	
4	107.0	88.8	5.6	
5	170.0	93.6	5.6	

上 機械工業 下 金属工業

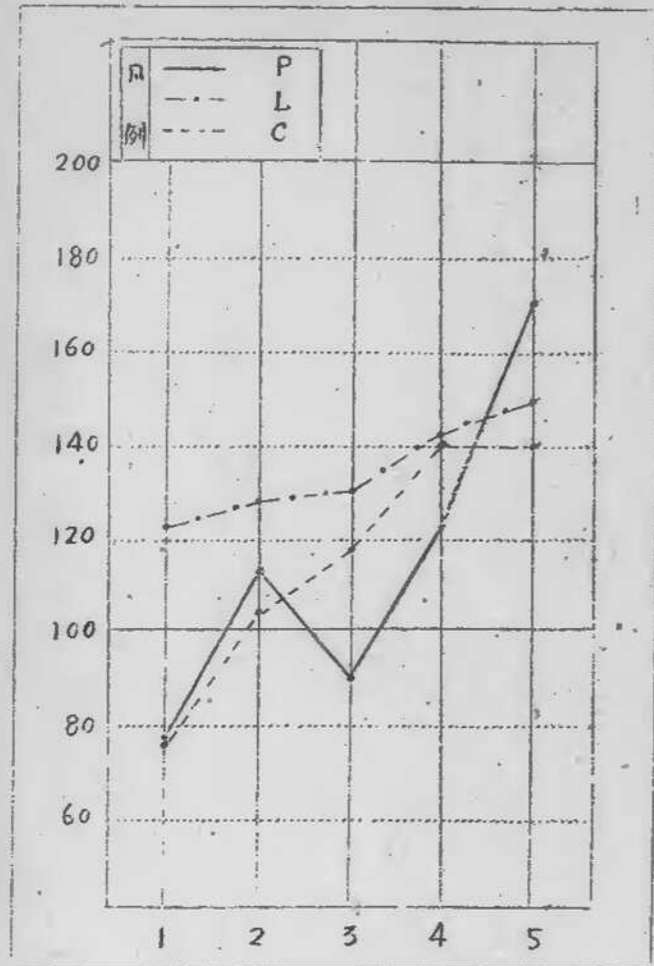
年 月	生産 P	石炭 C	労働 L	備 考
1	60.4	53.7	15.0	$\Sigma P = 627.8$ $\Sigma C = 542.8$ $\Sigma L = 97.4$ $\Sigma D = 129.2$ $\Sigma C = 195.5$ $\Sigma L = 5.0$
2	83.7	104.2	16.6	
3	138.9	111.5	15.2	
4	155.2	124.2	20.3	
5	189.6	119.2	21.0	
1	76.8	74.9	12.1	$\Sigma P = 578.9$ $\Sigma C = 581.5$ $\Sigma L = 64.8$ $\Sigma P = 92.6$ $\Sigma C = 65.2$ $\Sigma L = 2.5$
2	112.4	106.2	12.8	
3	92.1	118.7	13.1	
4	126.0	141.6	14.2	
5	189.5	140.1	14.6	

化学工業

年 月	生産 P	石炭 C	労働 L	備 考																												
1	95.1	75.6	10.2	$\Sigma P = 594.0$ $\Sigma C = 573.7$ $\Sigma L = 57.6$ $\Sigma P = 65.9$ $\Sigma C = 63.4$ $\Sigma L = 1.3$																												
2	98.2	103.5	9.8																													
3	114.8	120.8	10.6																													
4	141.9	134.8	11.5																													
5	184.0	159	11.5																													
				<table border="1"> <tr> <td>労働力生産力</td> <td>3.18</td> <td>3.52</td> <td>2.87</td> <td>3.13</td> <td>6.0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料力生産力</td> <td>0.21</td> <td>0.95</td> <td>0.34</td> <td>0.99</td> <td>0.22</td> <td></td> </tr> <tr> <td>生産力に依る労働</td> <td>0.52</td> <td>1.48</td> <td>1.20</td> <td>1.53</td> <td>5.05</td> <td></td> </tr> <tr> <td>自 資 本</td> <td>3.06</td> <td>2.12</td> <td>1.64</td> <td>1.55</td> <td>1.15</td> <td></td> </tr> </table>	労働力生産力	3.18	3.52	2.87	3.13	6.0		燃料力生産力	0.21	0.95	0.34	0.99	0.22		生産力に依る労働	0.52	1.48	1.20	1.53	5.05		自 資 本	3.06	2.12	1.64	1.55	1.15	
労働力生産力	3.18	3.52	2.87	3.13	6.0																											
燃料力生産力	0.21	0.95	0.34	0.99	0.22																											
生産力に依る労働	0.52	1.48	1.20	1.53	5.05																											
自 資 本	3.06	2.12	1.64	1.55	1.15																											

(=)

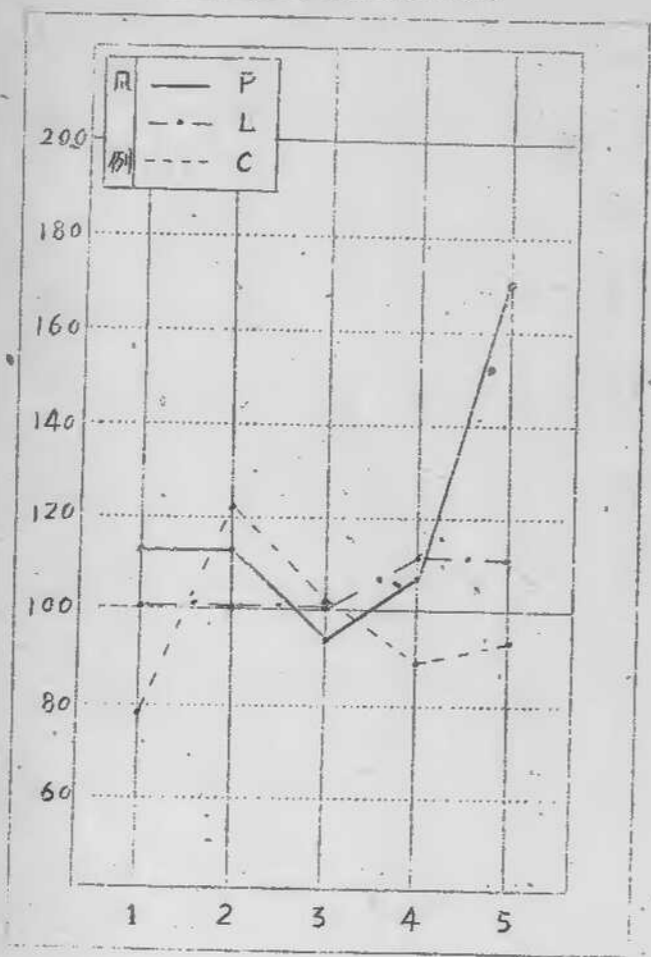
金属工業



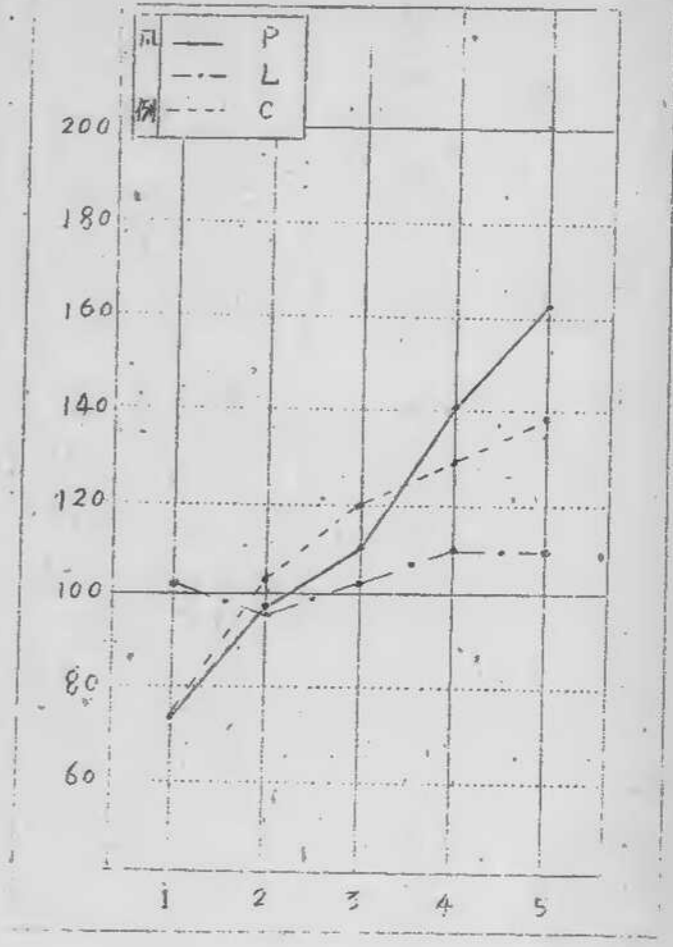
3

159

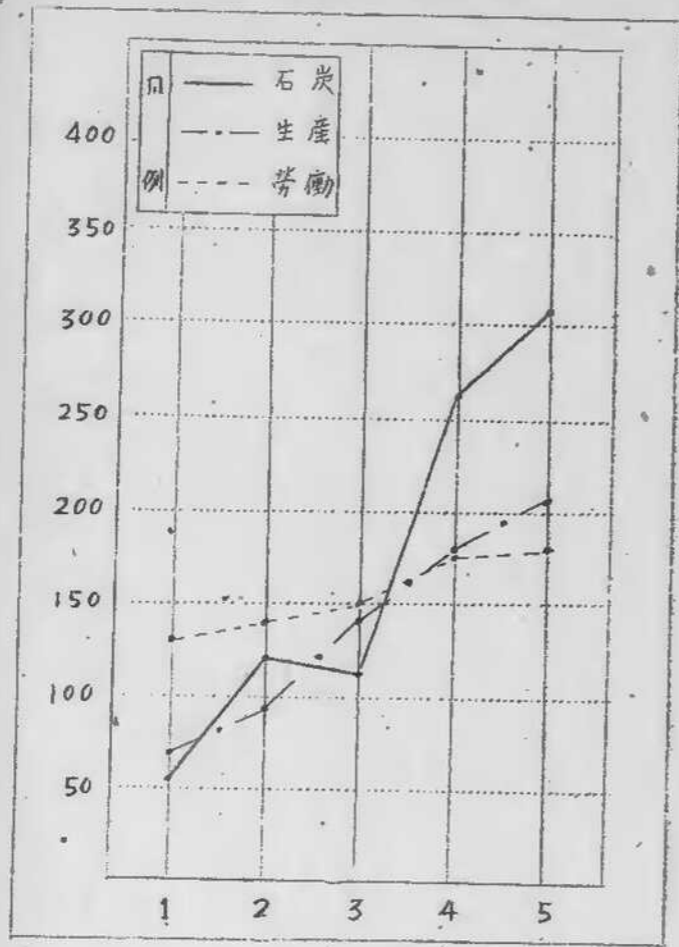
食料品工業



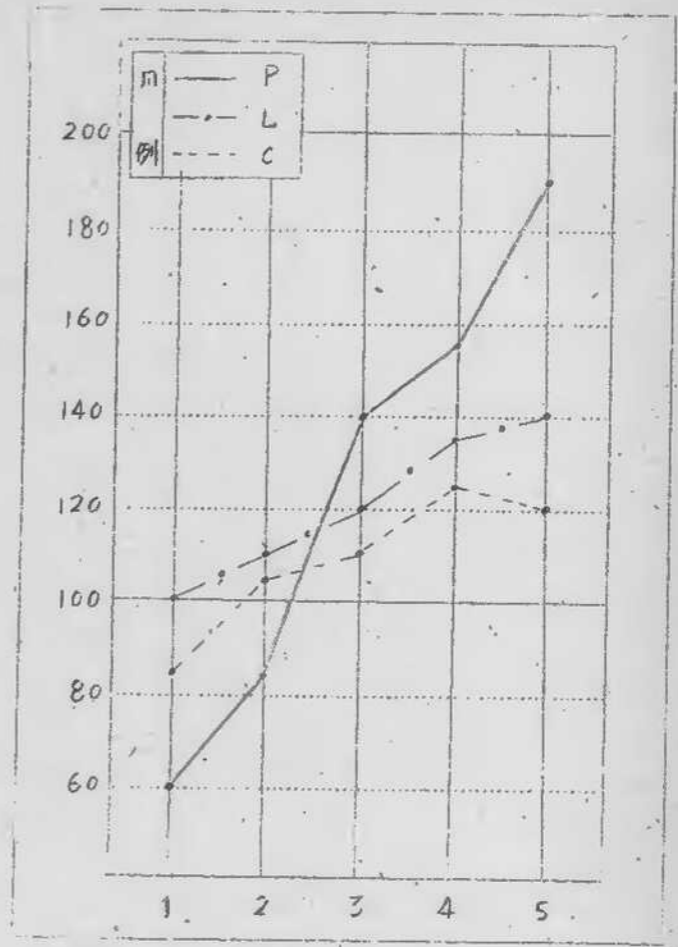
化学工業



纖維工業



機械工業





生産復興運動について

一 現下生産増強の緊要はことごとく認めざるに閣議は於て限
定を見在趣旨に基き政府は別添要綱による経済復興基金
が主体となつてなす生産復興運動に所要の援助をなす事
の可とする。

二 本運動実施に伴い必要な資材資金措置等に関し右復興
会議と関係官廳との連絡を緊密にするを以て臨時連絡会議
を開催する。

三 復興運動に伴う國家褒賞の具体的措置については右復
興会議の意見を徴し、追而これを定める。

四 本件実施に伴い所要の予算及び経理措置を講ずる。

生産復興運動実施要綱

経済復興会議

一 主旨

現下深刻化する生産復興の危機に對して本運動を通じて、
試案なる経営の民主化を図り、隘路の打開はよつて生
産増大に挺身し以て当面する経済危機の克服と日本経済
復興への道程とする。

一 運動の主体

本運動は経済復興会議が主体となつて推進本部を設け、
その実行は経営現場に於て労働組合と経営者とが民主的
方法により協議協力して具体化する。

一 運動展開の範囲

運動展開の範囲は石炭、^{山炭}電力、鉄鋼、肥料其他指定生活
必需物資産業輸出産業、交通運輸並にその關聯産業を中
心とする。

一 実施方法

1. 運動に参加する各経営はそれより復興組織に於て、
現在の生産実績資材の入手状況及その見通等を基礎と
して増産計画を樹立する。
2. 此の際、増産計画に當つては、実質資金の充實、労
働基準法に則り最良労働條件の確立、計画的生産諸條
件の排試、経営の徹底的民主化、遊休資材の活用、製
品歩留、向上、製品品質の向上、工程管理、作業方法
の改善等、工場管理の総合的技術的改善を中心として

生産能力の向上を図る。

3. 中央本部は業種、地方の特殊性を考慮して、共通隘路と打關の具体策を樹立する。

4. 此の自主的増産計画遂行に對して本部は資材、資金、技術等の援助を与ふる爲積極的に便宜をはかる様、政府に要請する。特に共通隘路打關に對しては、強力な措置を策する様にする。

5. 中央本部は各関係官廳と緊密に連絡し、運動達成の円滑化をはかる。尚地方本部も右に準じて措置をとる。

6. 本運動に於て基礎條件の充實し、優秀なる成績を挙げたるものに對しては成績を檢討の上、運動に於て之を生産復興功勞者として表彰し、且つ政府に對し表彰

方を推薦する

運動の期間

十一月一日より六月間とする。

附記

本運動の実施綱目と關しては、委員会を設けて十分審議し別紙之を定める。

部
力

炭礦の組夫制度禁止後の労務対策概要

(労働省職業安定局関事務官)

組夫制度の禁止

炭礦における組夫制度は、今回新に施行された職業安定法第四十四條の規定による、労働者供給事業に該当するものとして禁止されるのである。

(尚労働者供給事業の具体的範圍については、目下労働省において研究中であり、近く決定する)

今回調査した所によると、経営者と組夫との使用關係は、組夫の所屬する組子が、経営者との間に、一様に、労働協約の形式を踏んであるものである。その実体は、一部の作業請負を除いては大体において前記法律の労働者供給事業の範圍に入るものと認められるので、右法律の效力の発生する明年三月一日を以つて、大半の組夫の使用が出来なくなるのである。

そこでこの組夫の使用禁止後の労働者の補充如何が石炭生産の上に影響

A-2
155

する重要問題として取上げらる。

組夫の雇用状況

今回調査した炭坑は十八ヶ所であり、坑内組夫の最高使用数は、夕敷炭坑の八二三名、最低使用数は、角田炭坑の八名であり、坑外組夫の最高使用数は、夕敷炭坑の一九八三名、炭住関係組夫一〇〇名を含む、最低使用数は、奈井川炭の三七名であり、多少に拘らず、組夫に依存してゐない炭坑は皆無と云ふ状態であった。その使用合計数は、坑内組夫において四一〇六名、坑外組夫において一四八〇七名（炭住関係組夫六二六五名を含む）に達してゐる。なおこれを重なる職種別にみると、坑外組夫において、採炭夫四四九名、掘進夫三五〇八名、雑夫一四九名とあり、坑内組夫において、炭住関係六二六五名、運搬その他雑夫五四二名である。

三、組夫制度禁止後の労務者確保対策

一、組夫を炭坑経営者の直轄夫に切替へする。

二、作業の合理化と暇み合せて、職場の配置轉換を行ふ。

三、右の二及三によつて尚不足する労務者の補充は、公共職業安定所において斡旋充足に努める。

而して、右の二の直轄夫への切替は、組夫の浮動性、住宅へ調査した組夫の中の約半数は組主の所有する合宿に居住してゐる、及採用条件と就職条件との不結合等の問題に相当困難が予想されるが、これらの問題については、労働者、経営者及組主の相互の理解と協力を求め、又住居の問題については、炭坑住宅の建設、既存住宅の改良の促進等、政府において積極的指導と援助を要するものと懸料する。

四、経営側の要望

一、法律実施期間を六ヶ月延期されたい。

組夫を直轄夫に切替へるとすれば、種々の理由で大体その五十パーセントは職場を離れるであらうと経営者は認めてゐる。この離職する組夫の中で特に、坑内夫の補充が早急には困難であること、又組夫の住

居の約半数は組主の所有する合宿に依存してゐるので、直轄夫に切替
えるとすれば、とりあえず、この合宿を買受けるか、一時借受けるか
しなればならぬ。この決定が資金難の今日では短期間に解決し得
ない等の理由である。

(二) 合宿所買収の資金を融通して貰いたい。

(三) 組夫の合宿に対する労働基準法の適用を一定期間緩和して貰いたい。
現在の組夫の合宿は、経営者所有のものも組主の所有するものも大半
は、労働基準法に定められた規画に抵触してゐる。これは炭住計画の
進行によつて逐次改善してゆく以外に手がないので、一定期間の同法
適用の緩和を希望するのである。

生産復興運動実施細目

の目的は、十月二十四、五日の経復中央委員会において決定された運動方針に基づき、この運動の成否は、結局生産現場における労資的創造的努カいからなるものであるから、中央で細かい規定をつくるに拘泥にかぶせたり、上から運動に枠をはめたりするような意味のものではない。この運動は、全国的、全産業的に展開されるかゝ現場、地方、業種、および業会というような各段階の運動内容について大凡の約束と定め、その手順を守つて有机的な運動を下つめることが必要である。この細目はかゝる意味でつくられたものである。

一、運動実施の根本事項

1. この運動は、いふまでもなく労働者に向け一方の負担をかけるような方向をとつてはならない。生産に従事する労資が自主的に協力して経営の民主化と合理化、労資関係の改善を圖りつゝ、生産の増進することを趣向とする。
2. この運動は、地方と業場とを対象とする。地方は各該地方の所在する場を対象とし、業種は当該業種につき全国的に工場を対象とする。その際、企業工場は、地方、業種両方に関連をもつことになるが運動内容について考へればこれは必ずしも重複ではない。企業を媒介として地方、業種の広げを確保し相互に事業上の空復を有する運動内容に即して統一的有機的に運動を感り上げる事ハ期待される。
3. 運動本部として、地方に呼びかけると共に業種別の運動を推進する。地方に於ては、府縣別復興会議を中心として、地方本部をつくり、その地方の實情に應じて工場、業会と連動を組織する。業種に於ては、各業種別復興会議を中心として、業種別本部をつつて運動を推進する。地方、業種との何れの場合にも目標工場を定め運動を起しその事例に於ては、宣伝を徹底し漸次運動を拡大して行く方針を以て、また、各工場、業会、地方本部に於ては、積極的に加連告としてこの運動を自主的に起さる事を期待する。
4. この運動は、各企業別の種、地方本部及び業種別復興会議の創造的を運動によつて所が

に業種は中央の下部と絶えず若手長所連を保持し、この運動の一致を以て第一の運動
を展開する事が必要とされる。

5. この運動は工場鉱山の復興を阻む隘路を具体的で明かにし、運動の各段階でその強力
な打開を計り、どうしても必要を實現、資金を投入し、なりゆきを行政措置と講ずるの
外、生産、労働諸条件の改善により生産性の昂揚を図る。この全体の生産復興に延子不
下しようにするものである。

6. この運動の最要は地方における實際の隘路打開運動にあり、といふのは、企業、
業種、中央等であらう。隘路打開のためには、措置はとるが、結局は小口の決定が現実に
實現するの否かは決定的に地方経済の打開の折衝にかかっている。つまり、實際問題と
して地方未端における隘路の開放を早急なしくしては、具体的生産危機を突破出来な
いからである。

二、企業の手すべき事項

1. この運動は、生産部から受け持つに應じ、又は自発的に運動に参加しようとする企
業は、概して労資協同の上で、生産部は運動推進機関をつくり本部（中央又は地方）
又は業種、手合せに参加し、共同して進めようとする。
2. 参加企業と同様の次の事項を明確かにして生産目標計画をつくり、これと平行して
自主的に即ち運動を起すべしといふべきである。

3. 生産目標計画について
各企業は現在の生産事情を基調として実行可能な計画を立てること。
4. 計画は運動全期間の計画と月別は明細にする事。
5. 目標計画は記載各項目に現在（前月実績）との対比を明にする事。

- 二、目標計画書に記載すべき事項
- (1) 工場鉱山名（所属会社）主たる生産品、始末期
- (2) 生産計画並に目標数量
- (3) 資金計画の概要
- (4) 資金計画（運転用補修用及び手持、要所投入、遊休資産の活用、廃棄俟出）

(K) 効力計画

- (1) 採集度（技術実能力に計し）
- (2) 産廃量
- (3) 給兵以外の労働条件（時間、厚生施設）
- (4) 工場管理並に工程管理の改善対策
- (5) 技術の改善（製品歩留りの向上、品質改善等を含む）
- (6) 工場経理の改善
- (7) 其他生産効率向上に用いる措置
- (8) 生産上の極端事項

亦、この生産目標計画の遂行状況を月別に報告すると共に改善の発生した場合には直に報告して打聞すること。

三、業種別委員会の下す事項

1. 業種別委員会、実行委員会に直屬し、本運動の行状となる約毎に設置する。
2. 業種別委員会は、業種内の工場事業場を運動の基礎とし、運動の展開推進にあり、必要なる連絡を保持し、本運動の業種別推進の中心を担い、運動の展開推進にあり。
3. 業種別委員会は、傘下各工場事業場に於て樹立せしめられた運動計画を達成し、各企業工場事業場内計画調整にあり、共に推進計画と実行委員会に提出する。
4. 業種別委員会は、傘下各企業工場事業場の増産運動状況と支那的に行行委員会に報告する。
5. 業種別委員会は、運動の展開並に推進に於て特に危険にたる各種条件を調査、達成し之を実行委員会に提出すると共に、実行委員会と共に之の打聞の方途を講ずる。

四、専門部会の下す事項

- 実行委員会は、運動の展開推進の術、手段に應じて専門部会を設置す。
- 各部会は、実行委員、本以団体より派遣せしめられた部長及び学識経験者より構成す。各部会の活動内容は各部会下別に定す。
1. 実施計画部会

1. 実施計画部会は、実行委員会の諮問に應じ、運動の展開推進の企業企画の総合調整にあり、共に業種別委員会より具体的な運動推進に協力する。

2. 実施計画部会は、各業種別委員会より実行委員会に提出せられたる実施計画、各種防
護要領案成り総合的運動案等、これらを一貫して天運の軌行案を樹立し之を実行にあ
り東に生産の総合的運動案の軌行案を樹立し之を軌行案の軌行案、陸運輸送の生産
へ、早入、作理班の編成、各業種別委員会の運動案の軌行案を樹立し之を軌行案の軌行案、

口 経営革新部会
経営革新部会は、今六月から七月にかけて、各業種別委員会の運動案の軌行案の軌行案にあり、増産計
画進行を援助し、各業種別委員会の運動案の軌行案の軌行案を樹立し之を軌行案の軌行案、

ハ 宣伝部会
宣伝部会は、各業種別委員会の運動案の軌行案の軌行案、新聞、
ラジオ、映画、スライド、ポスター、壁新聞、コラ、講演、各業種別委員会を企画し実
行する。

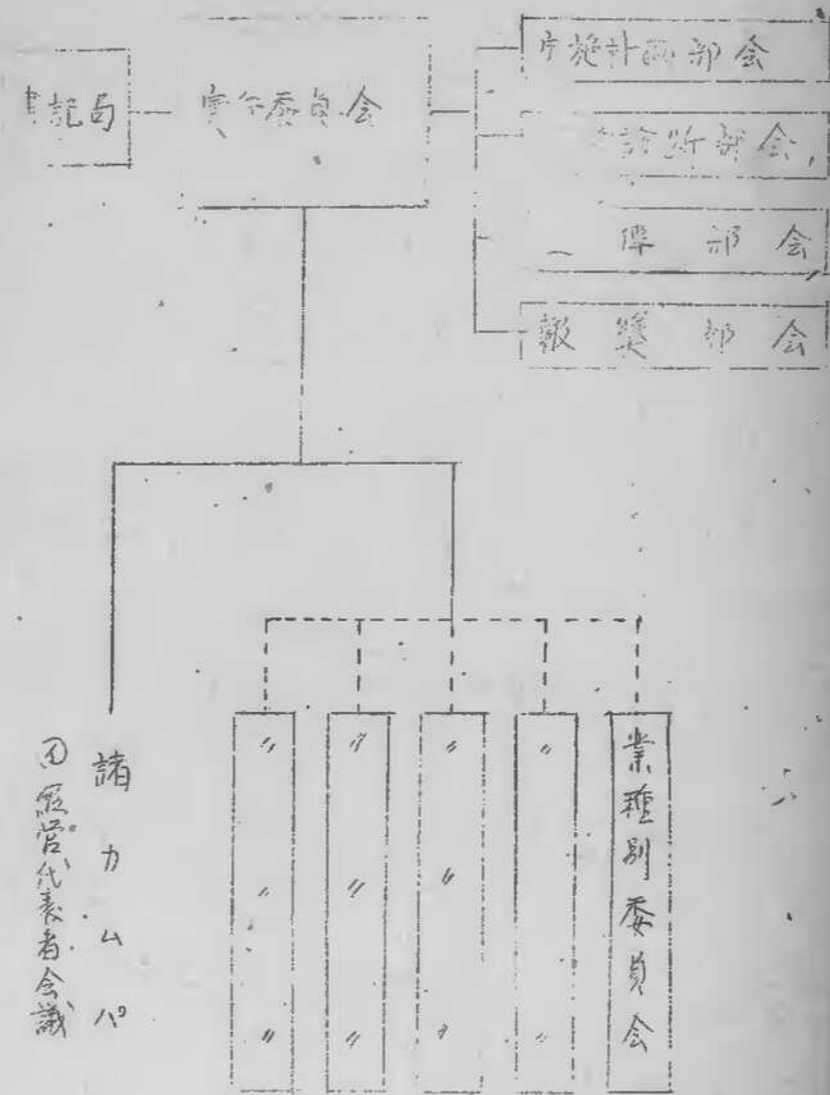
ニ 救済部会
救済部会は、各業種別委員会の運動案の軌行案の軌行案、実行委
員会、各業種別委員会の運動案の軌行案の軌行案、各業種別委員会の運動案の軌行案の軌行案、
各業種別委員会の運動案の軌行案の軌行案、各業種別委員会の運動案の軌行案の軌行案、
各業種別委員会の運動案の軌行案の軌行案、各業種別委員会の運動案の軌行案の軌行案、

三 実行委員会
1. 実行委員会は、各業種別委員会の運動案の軌行案の軌行案、運動案の軌行案の軌行案、
特に政府より折衝、各業種別委員会の運動案の軌行案の軌行案、各業種別委員会の運動案の軌行案の軌行案、
各業種別委員会の運動案の軌行案の軌行案、各業種別委員会の運動案の軌行案の軌行案、

六 地方運動本部
地方運動本部は、各業種別委員会の運動案の軌行案の軌行案、地方の実状に應じて、
各業種別委員会の運動案の軌行案の軌行案、各業種別委員会の運動案の軌行案の軌行案、
各業種別委員会の運動案の軌行案の軌行案、各業種別委員会の運動案の軌行案の軌行案、

この運動案は、各業種別委員会の運動案の軌行案の軌行案、各業種別委員会の運動案の軌行案の軌行案、
各業種別委員会の運動案の軌行案の軌行案、各業種別委員会の運動案の軌行案の軌行案、
各業種別委員会の運動案の軌行案の軌行案、各業種別委員会の運動案の軌行案の軌行案、
各業種別委員会の運動案の軌行案の軌行案、各業種別委員会の運動案の軌行案の軌行案、

經濟復興會生產復興本部組織圖



裏面白紙

30
30

労働政策十六原則

8-2

一 日本は労働者が左の一の目的をもつて組合を組織すること奨励する

① 労働条件の改善を期すこと

② 石目酌量をもつて産業労働協約を交渉すること

③ 平和的民主的日本の建設に資し、労働者と資本家の間の交渉を促進すること

二 以上を目的として労働組合を組織し、その利益を増進すること、
労働者の権利は法律をもつて確認し保証すること、
労働組合が組合を組織し、労働者の利益加入の自由をあたえること、
労働組合が以上の目的を達成することを妨げるときは一切の法律上の

三 労働組合は雇員の差別待遇なく自由で集合し、
出版を行うが、放送施設利用の権利を有すべきこと、
雇員の健康を保護し、災害又は文書が直接に占領の利益をばね
すの場合同様に

四 労働組合が雇員条件について組合員のため雇主と協約
交渉すること奨励する労働者または労働者代表と雇主
との間の直接かつ任意の交渉によつて解決できない産業
争議を処理するもの、日本政府は労資の仲介および調停
機関を改置すること、この機関は労働者の利益を保護す

るといふ條件で活動すべきこと。もしこの範囲に雇主側
から代表が参加している場合は同数の代表を労働組合か
ら出すべきこと。

五 ストライキやその他の作業停止は占領軍当局が占領の目
的を達し必要に迫り不利益をもちつたと考えた場合にのみ
を禁止される。

六 労働組合は政治活動に参加しまた政党を支持すること
を許される。

七 労働組合がその役員が日本を民主化計画に照準と
して参加しなかつ、軍国主義及び独裁的行政の根絶の如き占
領目的達成のため諸方策を団体として参加することをも
奨励する。ただしこの参加奨励はあくまで組合員と組

八 労働組合は民主制および労働組合活動の発展を妨げな
いようとする。

九 労働組合は民主制および労働組合活動の発展を妨げな
いようとする。政府は必要に迫り組合役員が他國の
組合運動組織を入手するよう援助すべきこと、石炭等
用収割当及び外國物輸出入はこれら深大十分考慮を
受べきこと。

十 労働組合の組織は当つてはそれの職業別、産業別、企
社別、工場別、地域別などいかなる基礎によるを問はず、
組織形態を選ばず日本人の自由とする。日本における
将来の労働組合活動のためにはとくに注意を要する。

的を基礎に立つことが強調され、此れはなほ、その労働組合はたとへば同一地方、又は同業産業又は全国均等基礎に立って連合体の組織を成すことを許さるべきである。

十 労働組合の組織は労働者自らによる民主的組織を以て表現せらるべきこと、その組織の組織は平等に當り得べきこと、此れは資金を度外とすることを得べきこと。

十一 労働組合の役員は、一、常任役員及び月俸労働者による秘密投票その他の民主的方法によつて選出され、民主的に選出され、その全活動は民主的に行はるべきこと。

十二 労働組合の責任は、一、月俸労働者による民主的に選出され、その全活動は民主的に行はるべきこと。

十三 自由な労働組合の組織及び正当な労働組合の活動を妨害し又は妨害するための措置をとつた日本政府、その

諸機関は廃止さるべきあり、又は労働組合に代り、その従来の権限を継承すべきあり。

警察その他の政府の諸機関が労働者がストライキすることをもくぱいし、以て正当な労働組合活動を抑圧することを得ない。

十四 愛国的産業組織の如き非民主的労働者組織又はその附属団体は、これを解散し、復活することを許さず、此等、華国主義的、超国家主義、ファシスト的その他の全体主義的意図をもつて、いかんが新労働者の団体を組織することを許さない。

十五 労働組合、その他の労働者の組織に関する活動、又はその発展思想の故をもつて逮捕された、すべし、物

は解散さるべきあり。

十六 労働組合の決算表、大口寄付を含む収支表は公用として、そのあり、会社の正確を期するためと労働組合員とにたいして、命令し、職業的会計検査官により、検査を行ふ事が、これに、なるべし。

失業対策の全貌

失業対策につきまじりては先づ失業の現況を説明致しましてそれに対処せんとする対策につき順次申述べたいと考へます。

一 失業の現況

失業者と一口に云ひましても、その内容は種々でありまして、失業者の定義如何によりまして、その数も異なるものであります。

國民の就業並に失業に關しまする全般的調査は昭和二十一年四月二十六日に実施されたのみでありましてその後におきまする新らしい調査はありません。従ひましてこの調査に現はれしました失業状況を基礎に致しまして昭和二十二年四月三十日現在の推計を説明することにしたと思ひます。

こゝに失業者といふのは年令十三才以上六十才迄の者で働く意思と能力とを有し乍ら一ヶ月に一日も働らく機会を得なかつた者及び一ヶ月間に七日以下より働かざつた使用人と業主とを指すことにし、こゝらに顯在失業者といふことにします。

又一月に一日以上七日しか働かない家族従業者及び一月に八日以上十九日以下より働かない者を潜在失業者として別に考へることにします。

右によつて二、四、二六日調査を檢討致しますと失業者の数は

(A) 昭和二十一年四月二十六日現在調査

- (1) 顯在失業者
 - ア 完全失業者
 - ア 一日以上七日働らいた使用人並に業主 一、五九〇、〇〇〇人
 - イ 一日以上七日働らいた無報酬の家族従業者 九六五、〇〇〇人
 - イ 潜在失業者
 - ア 一日以上七日働らいた無報酬の家族従業者 三、四四六、〇〇〇人
 - イ 八日以上十九日働らいた者 九九八、〇〇〇人
- (2) 失業者数合計 六、〇〇一、〇〇〇人

以上の調査に基く数字を基礎に致しまして二十一年四月二十六日以降における海外引揚者等の新らしい失業発生数を推算して、昭和二十二年四月三十日現在の失業者を推計致しますと

昭和二十二年四月三十日現在失業者数推計

ノ顯在失業者	二、七六八、〇〇〇人
ノ潜在失業者	五、二〇一、〇〇〇人
ノ失業者数合計	七、九六九、〇〇〇人

ということになるのであります。

二、失業対策

(一) 公共職業安定所の効率的運営

右の推定失業者数及び今後に発生を余儀なくされる失業者の増勢等に対処するため先づ職業紹介機関の効率化を徹底的に計つて出来得る限り多数の失業者を生産的職場へ導き入らねばならぬと考へております。

現在公共職業安定所は全国各地に総計五四ヶ所が設置されております。鋭意求人求職の結合のため努力を続けておりますが、その取扱いをみますると昭和二十一年度年間間の求人数三〇二萬人に対しまして求職者数は二二三萬人に過ぎず。失業問題の論議されてゐる現在誠に奇異なる現象を示しているのであります。而してその間における就職の結合ができた数は一三八萬人でありまして求人数に対し四二%の就職率を示しているに過ぎません。この求職者数が求人数に対し遙かに下廻つてゐる。このよう傾向は本年に入りましても依然変化を認められないうてありましてこの原因理由と致しましては種々なる疑が考へられますが、兎に舟國

民に対するサービス機関として公共職業安定所の利用を一層促進する要があるの
でありまして、政府におきましてはこの求人に対する求職者の結び付きにつき、尚
特設の検討研究を致しませうと共に、その機構の整備を図り業務執行の方法にも
改善を加えまして一般国民の利用を増大してゆくようにすることによりまして、多数
の失業者に対してその通ずる生産的職場を斡旋するように致したいと考えており
ます。

(三) 輸出産業等への配置轉換

将来の我國經濟の世界經濟に依存することの必然的なことより考へましても輸出
産業の繁栄こそは我國産業興隆の前提でありますので政府におきましてもこの点に
大いなる努力を注ぎ輸出産業の振興等によつて、これに出来得る限り多数の失
業者を吸収して行くことが必要であると考へております。

裏面白紙

(三) 職業補導施設の拡充強化

夫々の失業者の負う色々な個人的な、又家族的な事情によりましては前号に申述べました職業斡旋もそのまゝでは効を奏さないことも多々ありうことは想像に難くありません。このやうな人達のために、政府はその職業轉換をより速かに、より容易にするために、終戦以來費して参りました職業補導施設を拡充強化致しまして、出来る限り多数の人々を収容しその将来の適職之轉換を促進したいと考へるものであります。現在この施設は全國極要の地に四三二ヶ所ハ設置され約四萬人の収容定員を有して居るのであります。現在のところでは、これを進んで利用しようとする人達が必ずしも多くはないのであります。その理由と致しましては、種々なる良が考へられるのではありますけれども、なお之が施設の内容即ち補導種目、補導方法、補導期間中の処遇等に再検討を加えつゝ、此の施設を拡充強化致しまして約六万人の定員を増加したいと目下準備中であります。

〔註〕 昭和二十二年年度職業補導及び授産共同作業施設の現況(五月現在)
一 職業補導施設内容

補導種目	箇所数	収容定員
建築関係	一四四	七九八〇
附属建築関係	二三	七一五
木工関係	一一二	四五〇五
船舶関係	一三	四七〇
機械関係	五一	二三七〇
手工業関係	七〇	二八二五
事務関係	一七	八六五
和洋裁関係	三九	二〇五〇
食品加工関係	五	一八〇
石炭関係	四四	三七八〇
合計	五一八	二五七四〇

(二) 授産共同作業施設

施設数

二〇〇五ヶ所

利用人員

一五、四三六人

内訳

施設によるもの

居室によるもの

男

三五、一〇人

一、二〇四二人

女

六七、九七二人

三、五九一二人

計

一〇三、四八二人

四、七九五四人

(三) 授産共同作業特別施設内容

種目

箇所数

収容人員

木材加工関係

三〇

一、一〇〇

製材関係

一一

五二九

手工業関係

四〇

一、七一一

機械器具製造修理関係

一六

三一七

食品加工関係

一一

三三三

その他(製炭、シス、ベントナイト、印刷、肥料、表紙、課舎関係)

一八

設衛中

合計

一一八

三、九九七

(四) 公共事業への吸収活用

前二年度の努力によりましては尚新職場之斡旋も補導施設との収容も困難なる人々につきましても、は、
第ニ段の対策といいたしまして公共事業への吸収活用を図りたいと考へてあります。そもく、公
共事業は昭和二十一年度後半期におきましてその指想が予算化され本年度においても実施を見
てゐるものであります。その目的といいたしますところは我が國の経済再建に直接的効果を見
すと同時に、多数の失業者をこれに吸収活用せんとするものであります。而して現在のところ

この公共事業が同時に両面の目的を果しつゝあることは必ずしも認められぬが、その
 此の点に検討を加へると共に、如何にすればより多数の失業者を吸収し、活用し得るかを速か
 に研究して、公共事業として同時に、失業対策としての効果を發揮せしめたいと考へてあ
 ります。

現在の計画におきましてもは予算額約九十五億円、就業労働者予定人員は日定人員一七
 一〇、〇〇〇人延人員にして約三三、五三三、〇〇〇人となつておりますが、出来る限り、これ
 等の予算を失業者の吸収活用の面に轉換せしめると共に、新たに失業対策として、実効の擧
 げ公共事業の新規事業を興して、その万全を期したいと考へてあります。

〔註〕昭和二十二年度公共事業計画内容

一般会計分

事業種目

河川関係

一、二七六、一〇七、五一六円

予算額

一日使回予定定人員
一七、一七二〇人

河防関係	八七六、二二八、四八円	一〇、一七二〇人
農業	四〇〇、五八一、九七六八円	一、一〇八、二二七人
林業	三七二、三八六、〇七六円	四八、三六九人
水産	一六七、〇五五、〇〇〇円	一五、九六〇人
道路	五六五、七七七、五四五円	三三、七三一人
港湾	三四九、二九三、〇〇〇円	一九、二〇一人
都市計画関係	七三三、六六九、三九〇円	六一、七二二人
住宅管理	一、五五四、九八一、八五七円	四七、五八〇人
厚生関係	三八五、三八七、〇〇〇円	一九、三九〇人
計	九、五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円	一、七一一〇、四九五人

備考

右の使用予定定人員は予算面中係による算出であらうので、實際員金の品階により定数
 用人員は若干割乃至七割程度に劣見込である

(五) 各種事業に吸収し得ざる失業者の生活保護

各種民間事業その他公共事業に吸収すること困難なる失業者につきましては生活保護法の適用によりその最低生活に保障することとし、現在保護法の適用を要するものは二七〇万程度であつて、その中失業に依つて保護を要するものは本年五月現在で約四〇万(約一三万世帯)であります。なお本件については本年四月百厚生省社会局長及び勤労局長の連名通牒により失業者は公共職業安定所において本人の勤労能力に相当する就職の旨の証明をして既にこれを実施しているものであります。

(六) 失業保険制度並びに失業手当制度の実施

以上申し述べました事項は諸般の失業問題に対処する政府の積極的の措置でありまして、失業対策を救済的の感覚で実施することを避けましてあく迄この経済危機を突破し経済再建之務加していたことと云う構想で対処せんとする意図であります。今回の経済緊急対策を中心とする各種施策の実施により別に相当数の失業者を生ずることお予想されますので、これに対しましては従来の失業対策の外に新に失業保険制度と失業手当制度を実施しまして失業のため陥る生活不安の除去に資し度いと考へるものであります。

失業保険制度の適用範囲の拡大と云う原則に據ることが必要でありますこと、これが技術的困難なる制約を受けますので相当の準備期間を要するものと考へられますので、これが制度の実施に至ります場合は失業手当制度の実施によつて補つてゆふたいと考へ、両制度ともに目下準備中であり、早急の決定を待たず国会に提出の上御審議をお願ひする旨であります。

87

四市(家政) 100

失業者の現況

(1) 失業者の数的考察

(一) 昭和二十一年四月二十六日人口調査を基礎としてその後の引揚者を加へて推計したるもの(十二月末日現在) 四二八五〇〇〇

(二) 勤労署利用率により推計したるもの(十二月末日現在) 四四四六四四二

(三) 歩留率により推計したるもの(十二月末日現在) 三二五六四七〇

(四) 就業希望調査と勤労署利用率より推計したるもの(十月中旬) 八〇五六八三

(五) 就業希望調査結果と二十一年四月二十六日人口調査よ

り推計したるもの（十月中旬） 二一、二六一、八六
 (六) 経済安定本部の要有業人口と有業人口との差より推計
 したるもの

完全失業者 三十二年十月 二一、二三〇、〇〇

二十二年十月 二九、三一一、〇〇

二十三年十月 一四、五八〇、〇〇

潜在失業者を
加へる失業者 二十一年十月 六六、二三〇、〇〇

二十二年十月 七四、三一〇、〇〇

二十三年十月 五九、五八〇、〇〇

(七) 経済安定本部推計人口と二十一年四月二十六日人口調
 査結果就業状況比率とより推計したるもの

完全失業者 三十二年十月 二七、三七〇、〇〇

二十二年十月	二八、五五〇、〇〇
二十三年十月	二八、四九〇、〇〇
二十一年十月	五二、七四〇、〇〇
二十二年十月	五四、七六〇、〇〇
二十三年十月	五六、八九〇、〇〇

(イ) 職業紹介の面より見た失業の様相

推計方法

(一) 昭和二十一年四月二十六日人口調査以後の失業人口増
 加より推計するもの 四二、八五〇、〇〇

内訳

(1) 昭和二十一年四月二十六日の人口調査による失業者
 二五、五〇〇、〇〇

(一) 昭和二十一年十二月三十一日までに増加する失業者

一七三五、〇〇〇

(二) 昭和二十一年四月二十六日以降海外よりの引揚者

総数約三九一、〇〇〇人中失業者と推定せらるる者

約 九八五、〇〇〇

(三) 賠償及び最近実施せらるべき軍需保障打切りの結果

果起るべき企業整理に伴ひ発生する失業者と推定せらるる者

約 七五〇、〇〇〇

(四) (ハ) (イ) の合計

四、二八五、〇〇〇

(二) 勤労者利用率に依り推計するとき

四、四四六、四四二

内 訳

(イ) 五月より「二月末日まで生ずる失業者推計

(一) 昭和二十一年一月から六月までの六ヶ月間に勤労

四、七二四、九七五

署に求職申込をした失業者は

八〇一、四二七

(二) 工場事業場で勤労者を利用する利用率は採用者に

二二、七％ (註一)

ついて見ると全採用者の

(三) 右利用率を仮に工場事業場への求職者数にも該当

するものと考へる時昭和二十一年上半期六ヶ月間の

全失業者は 八〇一、四二七割る〇、二二七

(四) 五月以後十二月末までの八ヶ月間の完全失業者は

三、五四三、七三一

三、五四三、七三一割る六掛ける八

四、七二四、九七五

(四) 賠償及び最近実施せらるべき軍需保障打切りの結果

起るべき企業整理に伴い発生する失業者と推定せらるる者は 七五〇、〇〇〇

(イ) 五月以後十二月末までの八ヶ月間に就職して仕舞小

ものは 一、〇二八、五三三 (註二)

(ニ) (イ)との合計より(ハ)を減ずると 四四四、四四二

(三) 歩留率によると、 三二五、六四七

内訳

(イ) 五月以来引揚者中失業者と推定せらるるものは 九八五、〇〇〇

九八五、〇〇〇

昭和二十一年四月二十六日以降海外よりの引揚者

総数約二九一、〇〇〇中失業するものと考へらるる

ものは 三二、〇〇〇 九八五、〇〇〇

(イ) 賠償及び最近実施せらるべき軍需保障切りの結果

起るべき企業整理に伴い発生する失業者と推定せらる

る者は 七五〇、〇〇〇

(イ) 昭和二十一年四月二十六日現在の失業者は 一

二、五五〇、〇〇〇

(ニ) 五月以後十二月末までに発生すべき失業者は(イ)(ハ)

四二八、五〇〇

(ホ) 五月以後十二月末までの八ヶ月間に就職して仕舞小

ものは 一、〇二八、五三三 (註三)

(ヘ) 失業者は(イ)より(ホ)を減じたもの 三二五、六四七

(註一) 勤労署利用率 〇、二二七

昭和二十一年七月末実施された年次勤労統計調査に

より、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡、北海道の八都道府縣より鉱山業、工業、交通業、商業につき、各雇入を有するものニ五月至三ヶ月、出稼羅目に抽出して調査したものであると上半期に於ける雇入数一四七、七三八中勤労署を通したものの三三、五五一

即ち勤労署利用率、三三、五五一割る一四七、七三八、〇、二ニセ

(註二) 歩留率 〇、四四七

註一と同じ資料により歩留数 六六、一八六なり

歩留率は六六、一八六割る一四七、七三八、〇、四四七

(註三) 五月以後十二月の八ヶ月間に就職して仕舞小者

一、〇二八、五三三

(イ) 昭和二十一年上半期に勤労署を通じて就業した

の、中歩留数は 四〇、四四二

(ロ) 昭和二十一年上半期に勤労署を通じて就業した

の、中歩留数は 一八〇、七八五

四〇、四四二

(ハ) 六ヶ月間に就業し留った者は 七九六、四〇〇

一八〇、七八五割る〇、三ニセ

(ニ) 八ヶ月間に就業し留る者は 一、〇二八、五三三

七九六、四〇〇割る六、六がける八

職業希望調査より見られる職業希望の状況

(一) 昭和二十一年十月中旬調査の結果として、職業希望を希望する者

は、全国の調査結果を、十二月一日現在報告

あり、その二十回所録のものを掲げる

(二) 職業希望者の首

男子 八七、七八六

女子 一八、七〇九

合計 一〇六、四九五

(三) 右数字を基礎として、全国的に職業希望者の推計をする

男子 一五〇、四九五

女子 三三、一七九

合計 一八三、六三四

(注) 二十四府縣の男子人口二〇、三六三、七七八 女子二二、二一三、七五〇

全國の男子 三四、七〇三、二六五 女子 三八、二〇七、七三〇

全國の二十四府縣に於ける比 男子一、七二四 女子一、七三〇

調査更數に右の比率を乘じて全國推計數を算出す

(二) 右の推計數は勤勞署を通じて就職を希望する者であり

か工場事業會社銀行等に於て新規採用者中勤勞署を通じて

採用するもの中即ち勤勞署の利用率は

男子 二二、六%

女子 二三、〇%

(註) 昭和二十一年七月不實施され去年火勤勞統計調査

より

東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡、北海道、八府

道府縣より地上業、工業、交通業、商業、及び新設
雇入を有する者共二五万至三〇万の増出し調査
したものである。

この増大を利得して全体に就職希望者を推計すると

男子 六六五、七七四

女子 一三九、九〇九

合計 八〇五、六八三

(五) 就業希望調査結果と二十一年四月二十六日人口調査より

推計したものは三六、一八六

(六) 全國の就業希望者(前項による)は二、八五二

(七) 前回就業希望調査の失業者と四月末日の失業者の比

〇、八六二一九、四一〇 割合は二五五〇、〇〇〇

(1) (2) (3) (4) (5) 二一六、一八六

前段研究所推計人口を基礎として四月二十六日人口調査の農業状態率及び計算上長年失業者数推計
 四月二十六日農業状態調査に現れた就業状態別人口比率

就業状態	昭和二十一年四月一日		昭和二十二年四月一日		昭和二十三年四月一日	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率
完全失業者	2,701	11.2%	2,601	10.8%	2,501	10.6%
半失業者	1,200	4.8%	1,100	4.4%	1,000	4.0%
就業中	21,100	84.0%	22,300	89.8%	23,500	93.4%
合計	24,001	100.0%	24,001	100.0%	24,001	100.0%

三人口調査所推計人口
 昭和二十一年四月一日
 農業一七、〇七二
 失業者一、七〇一
 半失業者一、二二八

就業状態別人口推計

昭和二十二年十月一日

昭和二十三年十月一日

完全失業者 四三、九八七
 半失業者 一七、〇八七
 就業中 二五、七九七
 合計 八六、八七一
 農業者 四四、九八九
 其他産業者 一七、〇八二
 無業者 四二、七五二

就業状態	昭和二十一年四月一日		昭和二十二年四月一日		昭和二十三年四月一日	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率
完全失業者	2,701	11.2%	2,601	10.8%	2,501	10.6%
半失業者	1,200	4.8%	1,100	4.4%	1,000	4.0%
就業中	21,100	84.0%	22,300	89.8%	23,500	93.4%
合計	24,001	100.0%	24,001	100.0%	24,001	100.0%

一日以上雇傭者	一九	五三	六四	一一〇	五五九	六九	一一〇	六一九	七三九
七日間業主	一七九	三六	四九五	一七九	三三八	五二七	一八〇	三七四	五五四
家族従業員者	八六	二八二	一〇九八	八一七	三〇二	一一一九	八一七	三三〇	一一五一
八日以上雇傭者	三〇六	一〇六八	一三二四	三〇六	一四四〇	三六	一三二七	二四四四	
十九日間業主	六〇	五六一	一六三	六〇	一三〇三	六〇	六〇	六〇	
家族従業員者	一八八	四三五	二二二	一八八	二三五	一八九〇	五九	五九	
二十日雇傭者	一八八五	八五七	一〇四〇	一八八	九二七	二〇〇三	一八八	一〇〇九	一一七九
業主	三七八	一六九	五四七	三七八	一八一	五五九	三七八	三〇〇	五七九
家族従業員者	七四六	一三六	八八五	七五〇	一四八	八九〇	七三〇	九二	一一
計	一三六四	二五七〇	二四七三四	一三六四	二一三六	二五五六	一三八五	一三七七	二六八三
有業者計	一七〇七	二四七五	三二八六	一七〇八	二五七九	三三八一	一七〇〇	一七〇八	三四五〇

昭和二年一月一日 昭和二年一月一日

職在大業者

一以上七日内就業者

一六〇一 一七〇三 一七〇三

得在失業業者

八日以上十九日間就業者

五九五九 六二一五 六三九七

(2) 失業者の内訳の考察

111 命令の見えると

一三六一二〇才 一五二二〇才 二一〇才 一三〇才
 二一〇才 一三〇才 二一〇才 一三〇才

三一七—四〇七

四一八—五〇六

三一七—六一六

二〇、五

男子は二一、七、女子は二〇、五、の割合で、男子は女子より一、二、の割合で多い。

(三) 知識階級

男子 三九、五%

女子 四四、四%

この階級は五月の調査と比較すると男子は増加してゐるが女子は減少してゐる。

(四) 前田五月 男子 三八、〇% 女子 四一、八%

(五) 離職理由の見方

男子 〇% 女子 〇%

労働者人権

労働者の休業止割合

自派の休業止割合

海外引揚

其他

男子は海外引揚に因るものが二五、八%、自派の休業止割合に因るものが二一、七%、其他に因るものが一六、二%、女子は海外引揚に因るものが二四、七%、自派の休業止割合に因るものが二一、七%、其他に因るものが一六、二%である。

(六) 離職期間の見方

男子 〇% 女子 〇%

一、二、〇% 三、三、〇%

一ヶ月以内	五、四	三、九
三ヶ月以内	八、九	六、五
六ヶ月以内	一四、一	九、三
一ヶ年以内	二〇、四	一四、四
一ヶ年以上	三六、二	三三、〇

以上男女共々終戦後引続き失業してあると云ふ一ヶ年以上のものが一番多く男
 子三九、二名女子三三、〇名を次ぐ一ヶ年以内と云ふものが多し。主として
 失業したるものは割合に少数で男子二八、四名 女子一九、六名である。女
 子には天孫降臨二三、〇名もある。

(A) 職業紹介の状況

一、本年一月より三月迄の間に於ける職業紹介の状況

求人者数 二五八八、八一八
 求職者数 一、九四一、三四五
 就職者数 一、〇八六、〇一七

- (1) 求人者数に對する就職者数の割合 二五、〇%
- (2) 求人者数に對する就職者数の割合 五、六%
- (3) 求人者数に對する就職者数の割合 四、三%

(1) 所謂間接賃金による収入が正業定職に就いての収入よりも多額となるので正業定職の勤労意欲を挫き自
 い失業者が増大して表面ではないこと
 (2) 求人者の職種の条件のヤワツプが大きいため容易
 に結合がなされないこと等の理由に依るものと考えら
 れる。

三、次に最近の求人及び求職の一般的傾向を説明すれば
 (1) 求人者の傾向を述べると、次の如き諸点が目立つてお
 る。
 (1) 求人条件として熟練者、経験者又は年少の養成工
 を望み、従業員数の多いもの、高給者を好まぬ
 (2) 自給自足の関係から特に近距離通勤者を好む。

(1) 賃金と当てはまる最近の傾向は、
 (1) 職種では事務関係の求人は殆んど無い。
 (2) 求職者の傾向を見れば、次の如き諸点が目立つてお
 る。
 (1) 求人者の要望する様多技能経験者や若年者は非常に
 少く。
 (2) 最近の食糧、住宅事情等を反映して組合や給食施
 設の整備して居るところを特に望む傾向がある。
 (3) 職種としては事務関係と新設する者が多い。
 (4) 近隣特に近年の求職者多し者の求職者が多く存
 在する。
 (5) 求職者の勤労意欲を挫く大引揚者、最近の重傷者
 及び新設者の若年者等は特に莫大の求職傾向を有する。

又后
女子は男子に比
て依調に漫然
来著す者多し

2122-①

⑨

國內 G

失業問題と之の対策

経済安定本部総務官分室調査

18

経済政策研究所
依託調査

193 3-3

失業問題と其の対策

一 わが國失業問題及び対策の回顧

わが國において失業問題が社會問題として、また社會政策の重要な課題となつたのは、前大戰の終了によつて經濟界が急激に不況となつたのは、前大戰の終了によつて經濟界が急激に不況となつたのは、前大戰の終了によつて第一次大戰前におけるわが國の基産産業は、織維工業でありその膨張はともなふ労働力の不足が重要な問題であつた。当時織維業者は農村餘剩労働力の吸収と其の採取土壤の上に、輕工業部門の飛躍的發展の基礎を確立したのである。この輕工業部門の發展は必然的に世界市場の獲得競争に拍車をかけ、それは農村労働力の採取形態として

この典型的産業であつた。しかしながら、低賃銀と労働管理の不徹底とによつて、農村労働力吸収確保は困難であつた。そこで企業者はあらゆる手段、方法によつて所謂「職工争奪」戦を展開したのである。

かかる第一次大戰の勃發によつて、從來輕工業部門を中軸として發展してきたわが産業構造ははじめに重工業部面への發展の途が開かれ、戦争を契機としてわが國の世界市場における地位が有利となり、經濟界は好景氣に裏まれ、生産力は劇戦、擴充されるに至つた。この産業界の一時の「擴張」は農村餘剩労働力を都市へ集中したため、大戰中における個々の産業部門に於ては労働力不足の現象を呈した。この原因は、わが國人口の潜在物、停滞的増

續によるものである。しかしながら大衆の選... 部門の發展、擴充は農村選別人口の確保の上にならなければ、それは戦争を組織とする日本資本主義發展の存続に益があつた。

だが戦争終了後。一九一九年(大正九年)に於て、産業部にはおいて大衆的失業が漸次減少して、一、二にのみ、失業対策は明か時代にはおいて、一、二の域を越えて、はじめて失業対策の必要を感じたのである。この戦後の大衆失業の減少は、一、二の域を越えて、はじめて失業対策の必要を感じたのである。この戦後の大衆失業の減少は、一、二の域を越えて、はじめて失業対策の必要を感じたのである。

場の喪失による過剰生産の苦悶と、一九二九年の世界恐慌の深化と、その行開蔽において、世界資本主義諸國に立ち遅れた日本は、金解禁再禁止を断行し、独占利潤の確保と産業合理化政策とを遂行した。この恐慌対策は、一、二の域を越えて、はじめて失業対策の必要を感じたのである。一九二九年(一九二〇年)にわたる期間の失業率は、一、二の域を越えて、はじめて失業対策の必要を感じたのである。

ものである。

この日本資本主義の内的矛盾を対外的発展、侵略政策によつて克服せんとした軍閥ファシズムは、積極的に国防拡充政策を採らざるに至り失業問題は未解決のまま、失業者としての過剰労働は国防力の再編成に駆使せしめられるに至つた。夫れ軍閥の發生によつて、失業問題は新進階級に調整されつつあつたが、大平洋戦争の深刻化とともに失業問題は解決されなかつたばかりでなく、徴用、學徒動員等による極端なる労働力の動員が行はれた。この戦争を通じて戦後の失業問題についての予備的考慮が解はれなかつたわけではないが、失業問題についての討議を提案すべき餘蘊なく、改訂とともに再び失業問題

五

は、従来の失業資本主義經濟の必然的産物として、この本質的に異なる。これに加へて戦後の政治、經濟の混亂と食糧問題が絡み合ひ、人民は飢饉とインフレーションの渦中にあり、その対策はもはや糊塗的の対策では解決し得ないほど深刻化してゐる。失業問題が國家政策として採り上げられたのは大正八年六月、救濟事業調査会に於て、内務大臣が失業保護に關する施設如何について諮問を發したことに始まる。これに對し同委員会が答申は公共機關による職業の紹介及び公共事業による調節であつたが、これによつて政府は大正十年職業紹介所法を公布實施した。しかし、打ちつづく經濟界の不況はかかる消極的政策的のみをもつてして

六

は、失業問題の解決に十分な効果を得るべきであった。大正十四年政府は冬期に於ける失業者の救済対策を樹てた。すなわち、失業者に對して金給を施す事が如きは、僥倖の至らざるの弊に陥り易いので、勞働之を避けて失業により生活困難なるものに對しては出来の限り救済を以てせむべしとシ、此の勞働を地方公共團体の事業の爲に用ひしむべきことを主眼として、地方団体の事業に失業救済の策をとつた。此の救済事業の實施に當つて次のやうな方針を採つた。

- 一、事業の遂行に當りては、以つて完済し得べき事業に限つて、かつ不熟、不勞働者等は、可し得ざらんこと
- 二、事業に對しては、失業の救済は、失業の紹介によるものなること
- 三、失業救済の策は、失業の救済より、失業の防止に在ること
- 四、事業遂行に當りては、失業の救済に對しては、失業の救済の策は、失業の救済の策に在ること

いときはは、失業の救済に在ること

その他、失業の救済に在ること

の失業対策は根本物対策ではなくして、一時物糊塗的な手段であることを暴露してゐる。すなわち、一時的に失業を起して失業者を吸收するの意義ではなくして、失

は、失業問題の解決に十分な効果を得るべきであった。大正十四年政府は冬期に於ける失業者の救済対策を樹てた。すなわち、失業者に對して金給を施す事が如きは、僥倖の至らざるの弊に陥り易いので、勞働之を避けて失業により生活困難なるものに對しては出来の限り救済を以てせむべしとシ、此の勞働を地方公共團体の事業の爲に用ひしむべきことを主眼として、地方団体の事業に失業救済の策をとつた。此の救済事業の實施に當つて次のやうな方針を採つた。

- 一、事業の遂行に當りては、以つて完済し得べき事業に限つて、かつ不熟、不勞働者等は、可し得ざらんこと
- 二、事業に對しては、失業の救済は、失業の紹介によるものなること
- 三、失業救済の策は、失業の救済より、失業の防止に在ること
- 四、事業遂行に當りては、失業の救済に對しては、失業の救済の策は、失業の救済の策に在ること

いときはは、失業の救済に在ること

その他、失業の救済に在ること

の失業対策は根本物対策ではなくして、一時物糊塗的な手段であることを暴露してゐる。すなわち、一時的に失業を起して失業者を吸收するの意義ではなくして、失

業の在りて莫くは生活困難なるものあり、或は代ふるに仕事
を興へ、其の生活を扶持せしめんとするものがある。一
般財界の整理緊縮に關しては國民は、ほほ言次の政府當
權を忍んで一陽來復を俟たねばならぬといふこと
右のやうな方針によつては、失業を恐るゝは、失業を恐るゝ
るべく多く使用する。是に事業費中に多額の金を費し、對上
せねばならぬ。これが在りては、企業家は事業能率の
不経済を恐るべければならず、是初め、事業能率に對す
る労が費の割合は五割以上と想定したが、かゝる事業に
對しては例へば國庫補助、公債融通、起債認可などの條件
を興へても、地方公共団体は進んで危険に實行すること
を回避し、期待した方策を擧げ得なかつた。

九

そこで昭和二年七月内閣當時には、これら事業の活発
化を期すべく、方針を稍々緩和し、事業費総額に對する労
力費の割合を三割以上とし、更に翌三年には、労力費の
総額は事業費の一割以上は引下げたのである。その結果
は内務大臣の声明の主旨に拘りず、失業救済のせめ
が事業といふ小姓策から、斯次事業の進めは失業救済乃至
は失業防止の効果を擧るといふ面接的な性質を帯びるに
至つた。

昭和四年七月頃の内閣は、緊縮方針を政策するに
及んで、失業の防止、救済に對しては、特別の關心をし
て、これを継続した。すなはち失業救済事業之分つて
い、起債による事業

口補助による事業

の二種をとし、(イ)に對しては起債の許可及び低利資金の融通を謀り、(ロ)に對してはこのほかの類に勞力費の補助を出すことにした。

事業方針は大体において、前内閣時代と同様であつたけれども、その地域を六大都市以外に拡張したこと。結果労働者のみに限らず知識階級失業者も政府の對象としたこと、冬期に限らず年間を通じて運営費を充てるやうにしたことなど、その運営に融通性をあたへることとした。労働費の割合も再び昭和二年の原則にもどつて、事業費の三割以上たることにしたが、三年にはこの方針をまた改めて國産材料を多量に使用する場合は、労働費は事業

二

費総額の一割以上にして、國産材料費と労働費の合計が事業費総額の五割以上といふことを要件とした。

これによると労働費の割合を減じ、材料費による間接の失業防止に重点を移したやうであるが、しかし、直接使用する労働者に關する再就職法の主旨は變へられなかつたのである。すなはち、

- イ、労働者使用に當つては職業紹介所に申し込みをしたもののうち、困難の度の甚だしいものを優先的に救済し
- ロ、就労時間の分配を公平にし
- ハ、指定入夫の数は技術上必要の最少限度に止めて新規未熟練者の雇上げを考慮し

二 他地方から労働者を招来し、又は他の事業に従事する労働者を募集しないこと

たごの方針を確立せしめ、一方労働手帳制度を採用することによつて、機会均等、公正配分の方針を進め、予計した二には計する國家の補給は原則として労働費の五割であつたが、時として三分の一又は金額に及ばないことがあつた

これらの失業救済事業は昭和七年に「失業救済事業」を改称したほか、大體以上の方針を踏襲して、昭和十二年支那事變の直前まで遂行せられたのである。これに要約する上、わが國の失業救済事業は大正四年から昭和十一年までの期間にわいて、事業費総額二億八千

百万円、労働費一億六千九百九十九万円、これによつて救済された失業者の延べ員は七千六百二十万人、労働者一人当たりの事業費は平均四円餘となつた。これに対する國庫補助は四千七百六十万円へ全体の約六分の一となつてゐる。以上のわが國の失業救済事業の性格は、全く「失業」の本來の性質を把握せず、單なる一時的な失業対策といふ得るであらう。従つて、このわが國の失業対策といふが支配的である社会にあつては、失業問題の解決は至難といひ得る。

(1) 「失業救済事業」は失業防止と失業者救済とを混同し、その装置の上に対策を樹てたことに原因はあつた。すなはち、労働者は職業紹介所あるひは方面委員

を通じて、要救済者たることを要件としたことは「失業」の事後の救済である。が、事業費中にはける労力費の割合を漸次低下せしめて、つひには一ロバ―セントとせ、また熟練工使用の割合を大きくし、かつ生産材料の使用を重視したことを見れば、直接失業者の救済よりは、間接の効果による失業の防止に重点をおいてゐることに、

(2) わが國失業救済事業の能率を数字的に検討することは出来ぬが、資本家の生産手法に比較して、その能率が不良であることは、関係者の自定するところである。かつ労力費の大なるものを選ぶ関係上、非生産的事業が多く、國庫補助はぐの六分の一に過ぎ

二五

二六

一、現段階の失業問題とその特殊性

一に、日本領土が減少したため、状況なる國土に八千万人を収容しなければならぬこと、第二にこの状況

なる國土で自給自足体制を確立せねばならぬこと、第三に、食糧の総消費が不足であること、第四に、戦禍による破壊が全面的に復興し得ないこと、特に生産力の恢復が原資材及び生産設備等の不足により困難であること、第五に、インフレーションが漸次悪化しつつあること、第六に、このほかにもまだ幾多の原因が挙げられるであらうが、これらの原因が現下最も緊要とする生産力の恢復の障

害條件をなしてゐるのである。
 生産力の恢復が遲々として進展しないのに隨伴して、夫
 業者が当然の結果として街頭に投げ出され、その失業者
 数は遂に大なる數であるといはれざるを得ない。勿論、失業者の導
 入の方法、見方においではその數は多過ぎるであらうが、
 厚生海が昨年（二十一年）十一月一日に實現した臨時國
 登録の結果を基礎として、その後の結果を推定して、
 大体次の如く推定し得る。

一 昭和二十一年三月末までの失業者總數 六八三、五〇〇
 〇〇
 (1) 昭和二十一年十一月一日現在、業者及び在失業者
 を含む一六〇、〇〇〇、〇〇〇

(2) 昭和二十一年十一月一日より昭和二十一年三月末
 までの増加額 八、三九、〇〇〇

又、官廳行政の整理によるもの一八三九、〇〇〇
 二百の失業者が昭和二十一年一月末に就業者と
 なるに對し、年度、百、造船、船舶、河川、道路、
 修、農林業、住宅復興事業、土木事業、進駐軍關係、
 織造、家事業務等八一、二四、五〇〇
 とみて、差引昭和二十一年四月現在に於ける失業者數は
 四、〇一四、五〇〇人、すなはち一約四百万人と失業者を推
 定し得るのである。しかも、その後の復員、引揚げ邦人
 及び失業申告をしない失業者を計算すれば、おそらく五
 〇〇万人を超えらるゝのではないかと推定される。過去の日

本経済の沈滞期たる昭和五、六年頃の官廳の失業統計は
現はれた失業者は、五〇万位であつたの比致するとい
かに現在の失業問題が重大であるかがわかる。しかしな
がら、当時の失業問題と現在の失業問題とは、その本質
、規模に於いて異なるものである。一九二六の世界的恐慌
の一環として、日本資本経済は、資本家の生産方法の仕
方が支配的に行はれてゐる社会として、生産過剰、経済
現象を招來し、その必然的な結果として失業が放出し
れたが、当時にあつては一般労働者、勤勞階級の生活水準
が低位であつたので、その対策の重点は社会政策の範圍
内の問題となし得たのであつた。しかるに戦戦による失
業問題は、資本家的生産様式の支配物を社会に於ける生

元

産過剰がもたらした失業として何なくして、戦戦にともな
ひ民需産業の転換の不敏と過少生産による收容能力の缺
陥にともなう失業の増大である。この失業の概念が過
去のそれと本質的に異なるばかりでなく、その重大さ深
刻さにおいては、比較になり得ないことはいふまでもない
。特に戦戦による政治、経済、社会の下秩序と食糧問題
、インフレーション問題、新業者引揚者救済問題と關聯
し、当面の食糧問題及びインフレーション問題を解決し
ても、それは失業問題を根本的に解決するものではなく
、従つて日本経済の平常化への過程を示すものでもない。
失業問題と其の対策を考察するに當つて、われわれは複
雑なる現象形態に於て本質を捉へてはならぬ。現狀

によつて一層放失を起し失業者を生産部門へ吸収するこ
 とこそ問題の重要である。されば生産再開はいかに徹
 底においても解決せねばならない課題である。

(2) 農村への都市人口の吸収、わが國都市の過大化は、日
 本資本主義發展に伴つて、膨張した。すなはち、資本家
 的生産方式が生産財生産部門に浸透し、その結果として
 都市は農村過剰人口の受け皿として發展した。よくに戦
 争を契機として過大化したのである。此の中、疎開、戦
 後の食糧事情などがあつて都市人口の増、配は單に食糧
 住宅問題のみでなく、失業問題として社会政策的意義
 が存することを見出し得ない。都市失業率のほとんど全
 部は農村出身者である。こゝを以て於て、都市失業者の

三九

都市失業率によつて、都市人口の再分配をはかることは、
 國土計画の立場よりも絶對に必要である。しかし、失業
 者は都市にのみ集中してゐる特殊現象ではなく、農村に
 も失業者は存在してゐる。失業者が解雇に際して農耕
 に従事することには、わが國農業の現状より、まづ大し
 く懸念は持たない。それならば農村に於ける失業者は如
 何にして生産に従事させるかが問題となる。そこで次の
 二つの対策が考へられ得る。

一、大規模耕地の開拓、現在、農村に未墾地、荒地が相
 当あり、その開拓によつて農地の積極的造成を行ひ
 、食糧増産新法の試みとすること、さらには山嶽農家の
 形成など失業者の農村に於て生きる部面は多い。

三〇

○農村工業の振興　日本は最早や従来のおき、高き工業
國として更生することは、賠償問題、ボツダム宣言によ
つて制限されることになつた。そこで、平和國家として
の産業——日本の郷土物産色をもつ——を確立し、その製品
を見送りとして、日本が必要とする物資の輸入を仰ぐ程
はならない。そこで農村に工業を振興し、農産物加工を
主とする農村工業と、精密機械を中心とする農村工業を
確立し、失業者を生産面に吸収し得ることか出来る。農
村に直結せる工業の振興によつて、農工一体の生産体制
が確立されるのである。
右の二つの対策によつて、都市過剰人口を農村に吸収し
得ることが可能である。

(3)土木事業の振興——戦災復興——土木事業の振興による失
業対策は、従来ればしば下泥病において取り上げられ、
それ付失業救済の目的の土木事業であり、またかつて、
お座り物のものであつた。しかし、現下、切迫した失
業対策の一環として土木事業は、従来の失業救済とし
ての土木事業と本質的に異ならなければならぬ。戦災に
よつて破壊された都市再建の事業は本格的な土木事業の
振興によつてのみ可能である。従来においては機械の使
用による能率的な方法より、人間の筋力労働に重点を指
向した方法に清算すべきである。機械化された土木事業
によつて、生産資材部門を創設し、その拡大によつて大
業者に就業の機会を與へることとなるばかりでなく、生

、その効果を發揮する。しかし、長期間に亘るとき、前記の如き、各種の弊害が現はれるので、ここは失業保険の限界がある。このやうに失業保険制度の實施には技術的な困難性が亦在するが、その困難性を排除して、失業保険制度の實施が迫られてゐる。

われわれは失業対策の具體的構想を展開せねばならぬが、これらの失業対策を如何にして強力に實行するかが、最後の残された問題である。即ち、失業対策の態度と方法の問題である。

(1) 失業対策は第一に強力なる政治力を背景として實行せられねばならぬ。失業対策の實行はともな小資本家の反対を押し切り、その民主主義的解決をなすには、人民の

三八

下から盛り上げる政治力を結集し、それを母体とした民主的政府の樹立によつて、解決されるべきことが最も重要である。が、現實の政治問題はいまだ人民對議と保守對議との闘争の過程にある。われわれは如何なる階級が政治を把握しようかと、失業対策の民主的解決に努力しねばならぬ。それは失業対策の前提的條件の整備、法をなすべきである。すなはち、失業をも含めた労働問題の調査、職業紹介所の拡充これである。その運営並に職は従来の官制的形式主義から、民主主義的な運営、機能的に切替へるべきである。さらにこれら機關を全國的に整備し、失業の早期發見に努力させるべきことである。

(2) 失業対策は個別並に政策では解決し得ない關係上、對

家...
 其...
 計...
 此...
 夫...
 此...
 新...
 下...
 此...
 一...
 一...
 一...

夫...
 其...
 計...
 此...
 夫...
 此...
 新...
 下...
 此...
 一...
 一...
 一...



海
上
レ
ク
、
再
建
の
軌
道
に
委
せ
得
る
も
り
で
あ
る
。

24

裏
面
白
紙

失業者の定義

一 無業者

(1) 従食者

(恩給、利子等で生活し、働く能力と働く意思の有無に拘らず
従食してゐる者)

(2) 従属者

(妻、子供、學生生徒の類)

(3) 困窮者

(社会の扶助により生々るもの)

(4) 在監者

(5) 未就職者

(職業の経験なく、これから就職せんとするもの)

(6) 假就業者

(失業救済事業、臨時的不定職業に従事する者)

(7) 離職者

(不就業者) (職業を占めて間もなく、今日日中にも就職し
る見込あるもの。職業を有つてゐるが、一時業を休んでゐる)

厚生省 松本 采

Handwritten mark

216

(8) 失業者 (働く能力と働く意志とを有しながら完全に就業の機会に携し
ない者)

二有業者

(5) (6) (8) を失業者とすること

失業の定義

大藏省 石倉 泉

(一) 失業救済の場合

就業の意見及び能力を有しつゝ、最低生活を保障される
労働条件の許に、就業の機会を発見し得ないもの
即ち就業意思と労働条件とは相対的を向題であり、労働
条件のよくない為、就業意思をすてるものが多い。それ
故、最低生活を保障する労働条件と限定して客観的
を一線を劃することとする。

(二) 労働力の見地より見る場合

各白の熟練能力等からみて適切なる業務に適切なる条件
の許に就業し得ぬもの
かくてマミブローカーや農村の春在失業等もすべて

之に含まれることと存る。

今日の問題としての失業調査についての *McLennan*

内閣統計局 山田 案

恐らく定義としては本来「失業とは身体や精神の故障な
 く、労働に堪えられる体力と能力、そして公時に労働に従
 事しようという意志をもつてゐるものか、自分の故意とか
 不意な過失によらず、その職業を失つたり、求めたりする
 事が出来ないうである状態にある事をいふ」というのであ
 ると思はれる。
 そしてこの定義される限り失業調査は割に簡單で「働
 き」と能力はあるが適當な仕事がないために働かぬとい
 うに適當にという言葉に若干の問題があるか——とか

職業が、ついで収入がないとか去つた事項をしらべ、
るべきで、一應失業者をつかむ事が出来、失業調査となる
るものなり。

所で、今失業の分類をするに、分つて、全然職業を失
つてゐる完全失業者と、その職業を失うのでないが、労働時
間の一部を失ひ、従つて賃銀所得がある程度失う一部失業
者となる、或いは全然職業がない頭着失業者と兎に角職は
あるが、それで生活してゆけない潜在失業者であるとも云
う。

分類して一部と云ふ潜在という失業者の形態を考へるとも
はや上述の本来的な定義に、がに入りくる様に思はれる。
それは兎も角又不景氣のときは違ひ、今日の様なインフ

レと産業形態が原始化してあるときは恐らく山の様な本
来の定義に従う失業者は所謂摩擦的失業といわれる程に
それ程も出てゐない。

以下簡単に之の條件を中心として調査として、私見を述
べれば

前) 前の人口調査の様、量的な問ふ方をし、更にそれに理
由等を折込む

即、最近一週間(一ヶ月間)に何日働いたか
一週向ならば、四日以上のものにつき、(1)最も日数多く従事した産業、

四日以下のものにつき、(2)最も日数多く従事した産業、

職業、従業上の地位

(ii) ④ それ以上働く必要がなくなったか

⑤ 働く必要があるが、働く機会がなくなったか

⑥ 必要もあり、機会もあったが、事故のため

(a) 悪天候のため

(b) 節電材料不足等のため

(c) 食糧事情のため

(d) その他、他の事故のため

b) 今度の国調付形式と違うが、この思想の線に沿う様だが、即ち貴方は仕事を求めて来ますか。

(i) 求めてある

(a) 定職定業のあるため

その所属産業、職業、従業上の地位

(b) 必要のないため

(ii) 求めてある

(a) 職があるが収入に比べてやっつけのため(事業不振のため)

現在の所属産業、職業、従業上の地位

(b) 固定した職がないため

最も多く機会をうる産業、職業、従業上の地位

(c) 今開であるから

その本来の産業、職業、従業上の地位

(d) 全然職がないため

以上甚だ乱雑に

